

加東市総合計画・後期基本計画(案)

〈答申〉



平成 25 年 2 月 8 日
加東市総合計画審議会

□ □ □ 目 次 □ □ □

第1章 後期基本計画の策定に当たって	P. 1
1 計画策定の趣旨 (P. 1)	
2 計画策定の考え方 (P. 2)	
第2章 前期基本計画のふりかえり	P. 3
第3章 計画策定の前提条件	P. 11
1 社会潮流の変化と本市の現状 (P. 11)	
2 市民意識調査 (P. 19)	
第4章 後期基本計画	P. 23
・後期基本計画の構成と読み方 (P. 23)	
・後期基本計画の政策体系と目次 (P. 24)	
I 『文化』未来を拓く人を育む 文化のまち (P. 26)	
II 『安全』人と自然が調和した 安全なまち (P. 40)	
III 『安心』健やかで心がふれあう やさしいまち (P. 58)	
IV 『活力』魅力ある資源を活かした 誇りのもてるまち (P. 82)	
V 『快適』暮らしと憩いが響きあう 心地よいまち (P. 94)	
VI 『協働』多様なきずなが織りなす 協働のまち (P. 108)	
VII 『実現に向けて』まちづくりの目標を支える自主自律の行政経営 (P. 118)	

第1章 後期基本計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

総合計画は、まちづくりの総合的な指針となる計画で、自治体の最上位計画に位置付けられています。本市においては、加東郡3町の合併により新しく誕生した「加東市」が、合併後の新たな市民ニーズに対応するために、市民の参画を得て「加東市総合計画（愛称：みんなでつくる加東 きらめき☆プラン）」を、平成19年度に策定しました。

加東市総合計画は、基本構想（平成20年度から平成29年度までの10か年）と前期基本計画（平成20年度から平成24年度までの5か年）で構成し、基本構想は、まちの将来像「山よし！技よし！文化よし！夢がきらめく☆元気なまち 加東」を実現するために必要な政策と施策の大綱を示しています。また、前期基本計画は、基本構想に定めたまちの将来像を具体化する施策などを分野別に体系化した計画としています。

総合計画策定に当たっては、経済情勢や「中央集権から地方分権」「個性化・多様化」「多様な主体による協働」などの社会潮流に適合し、より市民ニーズを反映するために、「地域資源の有効活用と地域経営」「市民参画による計画策定」「成果志向型で市民にわかりやすい計画」「“あれもこれも”から“あれとこれ”的まちづくり」を念頭においていた戦略的計画としました。

そして、前期基本計画に基づいたまちづくりに取り組む中で、人口減少や経済・雇用の低迷、地球環境問題の深刻化など厳しい社会情勢への対応が求められてきました。加えて、未曾有の大災害を引き起こした東日本大震災は、これまでの人々の価値観や考え方、意識に大きな変化を与えました。

このため、本市においては、平成24年度をもって前期基本計画の計画期間が終了することから、前期基本計画の成果を踏まえ、市民の意識の変化やニーズを的確に捉えるとともに今後の政治・経済の動向、社会潮流の変化などを見定めて、平成25年度から平成29年度までの5か年間のまちづくりの指針として後期基本計画を策定します。

◇総合計画の構成と期間◇

20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

基本構想

市または市の存する地域の将来の目標と目標達成のための施策構想

基本構想(10年)

基本計画

基本構想で示された目標に到達するための市の施策の体系

前期(5年)

後期(5年)

実施計画

基本計画で設定した施策・事業を、中期的な財政予測のもとに毎年度のローリング方式により予算編成の指針として作成

第1期

第2期

第3期

第〇期

第△期

2 計画策定の考え方

後期基本計画は、総合計画基本構想の基本理念やまちづくりの目標を踏襲するとともに、前期基本計画の成果を踏まえ、次の策定方針に基づき、策定します。

※前期基本計画の成果については、「第2章 前期基本計画のふりかえり」で示します。

※基本構想に含まれる「将来人口」は、現状の人口動向を踏まえて改めて推計します。

(1) 後期基本計画の位置付け（策定方針）

①市の将来像を実現するための行政経営計画

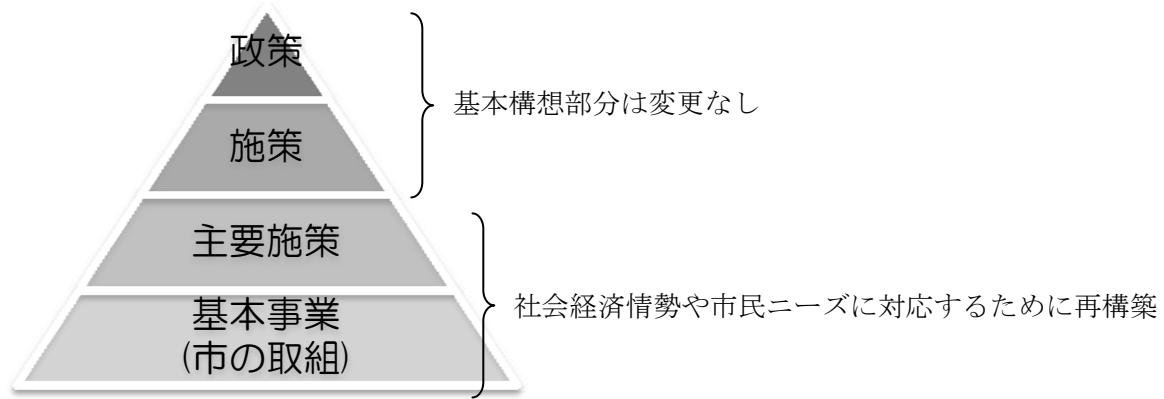
市の将来像の実現に向けてより良い成果を創出していくためには、これまでの行政運営から行政経営への転換が重要であることから、前期基本計画では設定していなかった活動指標といった「指標」を各主要施策に設定し、計画の進捗状況や達成度を点検・評価、検証できる計画とします。

②市民と協働で進めるまちづくり計画

まちづくりは、行政だけでなく市民をはじめあらゆる主体との「協働」が必要であることから、後期基本計画では市（行政）の取組だけでなく市民や団体、事業者などの取組をあわせて示し、「自助」「共助」の視点を加えて、市民と共にまちづくりに取り組むための指針とします。

(2) 主要施策の統廃合

総合計画の政策体系は、「政策」を頂点に「施策」「主要施策」「基本事業」の順に階層構造になっていますが、基本構想で定める「政策」「施策」部分は変更せずに「主要施策」以下を、社会経済情勢や市民ニーズに対応するために、前期基本計画の成果を踏まえ再構築します。



※後期基本計画では、市民と協働で進めるまちづくり計画として各主要施策に、基本事業に対応する「自助」「共助」の視点を「市民・事業者等の取組」として示すため、これまでの「基本事業」は「市の取組」と表記します。

第2章 前期基本計画のふりかえり

後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画の成果を点検・評価し、後期基本計画に引き継ぐべき課題や取組を見極めることが重要です。

この章では、「前期基本計画のふりかえり」として、平成20年度から平成24年度までのまちづくりにおいて、「達成できたこと」を中心に前期基本計画の成果を示します。

政策：I「文化」未来を拓く人を育む 文化的まち

■施策：1 地域文化の継承・発展

§ 市民文化の創造の促進

- ◇ 「文化祭」「文化連盟祭」「公募美術展」など多くの活動発表機会を設けたほか、各公民館サークルや文化連盟加入サークルなどの活動を支援するとともに、積極的に広報しました。
- ◇ 「世界に一つ！加東遺産」を定め、小学生、成人、各種団体などを対象に市内の文化遺産を案内または紹介し、知名度アップに取り組みました。

■施策：2 国際交流の推進

§ 国際化施策の推進

- ◇ これまでの3つの姉妹都市との友好親善交流は、平成21年度から公式交流事業としてはオリンピア市ののみとしました。また、留学生等在住外国人との交流は、国際交流協会が行う様々なイベントなどを通じて草の根の交流活動を展開しています。

■施策：3 学校教育の充実

§ 心の教育の推進

- ◇ 体験活動が定着し、各校でスムーズに実施しました。体験活動実施直後は、子どもたち自身にその活動が印象深く捉えられ意識に変化をもたらしますが、その後の生活や学習に活かしていくことが課題になっています。

§ 義務教育の充実

- ◇ 「学力向上プロジェクト委員会」を開催し、全国学力・学習状況調査の結果を検証しました。その結果を全教職員に周知し、児童・生徒の「自ら考える力」を育成するための授業改善に取り組みました。
- ◇ 県立教育研修所が開催する講座を教職員に広く紹介するとともに、市独自の「教職員夏季研修会」「テーマ別研修」を実施することで、喫緊の課題に対する教職員の対応力を向上しました。
- ◇ 「生徒指導担当者会」「不登校対策委員会」を定期的に開催し、小・中学校間の情報交換を緊密に行い、問題行動や不登校の早期発見・早期対応につなげました。
- ◇ 学校ホームページ、学校・学級だよりの配布、オープンスクールの計画的な実施などにより、学校教育活動の実態を広く地域や保護者に公表しました。

§ 特別支援教育の充実

- ◇ 特別支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの課題に対応するため、個別の指導計画を作成しました。

■施策：4 生涯学習の充実

§ 生涯学習を支える基盤整備

- ◇ 生涯学習の成果を地域社会へ還元するとともに、社会教育関係団体をはじめ地域活動の担い手の支援、育成に努めています。
- ◇ 公民館とコミュニティ施設の利用区分を明確にし、効率的・効果的な利用を進めています。また、公民館等の情報を積極的に広報紙に掲載するとともに、CATVで発信しました。
- ◇ 図書館の月末の休館日を全て開館日とし、年末年始以外は4館のうちいずれかの図書館は開館とするなど、利便性向上に取り組み、貸出冊数が増加しました。

■施策：5 スポーツ・レクリエーションの推進

§ 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

- ◇ 市が実施するスポーツ事業をはじめ体育協会主催の体育大会を支援するなど、スポーツ事業の充実に取り組みました。
- ◇ 各種スポーツ団体主催の大会などを支援し、スポーツ団体の活動基盤強化に努めました。

■施策：6 青少年の育成

§ 青少年の健全育成

- ◇ 補導委員会、学校、PTA、保護司、警察など関係機関による青少年健全育成懇談会を実施するとともに、学校、PTA、警察、兵庫教育大学、補導委員会など関係機関による「ネット見守り隊」を設置し、活動を開始しました。

政策：II「安全」人と自然が調和した 安全なまち

■施策：1 豊かな自然の保全・活用

§ 緑に関する取り組みの総合的な推進

- ◇ 南山2号近隣公園を整備しました。

§ 多様な生物の生息空間や水辺環境の保全と創造

- ◇ かとう自然がっこう（川の巻）の実施により、市民に水辺環境の再認識を啓発しています。

■施策：2 環境にやさしい暮らしづくり

§ 環境衛生の充実

- ◇ 従来からの自治会単位での道普請、溝普請に加えクリーンキャンペーンが実施されるなど、まちの美化・環境活動への意識が高まっています。また、河川環境美化整備事業を市内で一本化しました。

§ 環境汚染対策の充実

- ◇ 公共用水域の水質監視など、快適な生活環境を確保する体制づくりに取り組んでいます。

§ 地球環境の保全に向けた取り組みの推進

- ◇ 環境活動団体「加東エコ隊」を結成し、市民目線での環境教育などを普及啓発するとともに、環境パートナーシップ協定で賛同を得た事業所などと協働して、地球規模の環境問題に取り組める環境が整いました。

■施策：3 交通安全・防火体制の充実

§ 交通安全対策の推進

- ◇ 社市街地地区の歩車共存化事業を実施し、歩行帯を設けることで誰もが安全で快適に移動できる交通空間を創出しました。また、市内小・中学校の通学路にも歩行帯を設け、児童・生徒の通学の安全に取り組みました。

§ 消防・救急体制の充実

- ◇ 消防施設・資機材の整備はもとより、職員が業務に必要な資格を取得するとともに、救命士研修など知識・技能の向上に努めました。また、潜水隊員5名を養成し現場活動隊員を確保するなど、消防力を強化しました。
- ◇ AEDの普及に伴い、事業所や各種団体からの要請に応じて心肺蘇生法やAEDの取扱方法について講習しています。また、高規格救急車を2台更新し、救急・救命体制を充実・強化しました。

■施策：4 災害に強いまちづくり

§ 防災・減災力の強化

- ◇ 市内の過去最大の浸水被害を踏まえ、排水ポンプ積載車を導入するなど、防災・減災力を強化しました。

■施策：5 防犯体制の強化

§ 防犯対策の充実

- ◇ かとう安全安心ネットでの防犯情報の発信を充実しました。また、まちづくり防犯グループと子ども見守り隊が連携して防犯活動に取り組む地域ができつつあります。さらに、防犯協会は、啓発や催事の防犯活動だけでなく、青色防犯パトロールを開始しました。

§ 消費者擁護と自立の促進

- ◇ 消費者協会会員を対象に、寸劇などを通じて様々な消費者情報を提供しました。また、消費生活相談は、月1回出張相談を実施するなど、相談しやすい環境づくりに取り組みました。

政策：Ⅲ「安心」健やかで心がふれあう やさしいまち

■施策：1 子育て支援の充実

§ 親子の健康づくり

- ◇ 妊婦健康診査費助成額を増額するとともに、妊娠婦期からの心の健康対策に取り組みました。また、乳幼児期についても5歳児発達相談事業、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を開始するなど、健康の保持とともに子どもが健やかに育つ環境づくりを進めました。

§ 子育て支援サービスの充実

- ◇ 子育てしながら安心して働けるように、保育サービス（延長、一時預かり事業、休日保育等）を充実しました。

§ 要支援児童対策の充実

- ◇ 障害者生活支援センターを設置し、学齢期の子どもへの支援を充実しました。
- ◇ 要保護児童対策地域協議会の構成団体間の連携に努め、各機関の役割を明確化するとともに、虐待防止キャンペーンにより啓発しました。

■施策：2 健康づくりの充実

§ 生活習慣病予防の充実

- ◇ サンサンチャレンジ事業は、市を代表する特徴的な事業として多くの参加を得るととも

に、協賛店の拡大や市民ボランティアによる事業 PR などの協力により、市民全体の健 康づくり運動へと進展しています。

■施策：3 高齢者保健福祉の充実

§ 介護予防の推進

- ◇ はり・灸・あんま・マッサージ施術費の助成は、利用者の減少を踏まえ所得制限を設け るとともに、助成額を半減しました。
- ◇ 市直営の介護予防事業により、地域で生活している参加者それぞれに適した支援を実施 しています。

§ 介護サービスの充実

- ◇ 介護保険サービス事業者が適正かつ良質なサービスを提供するために、監査指導を実施 するとともに、介護報酬請求の適正化に取り組みました。
- ◇ 平成 18 年度に創設された地域密着型サービスが定着し、利用者が年々増加しています。 また、様々な在宅サービスにおいては、必要量に対して供給量がほぼ確保されています。

§ 安心の確保と生活支援の充実

- ◇ 各種の生活支援事業を実施しました。
- ◇ 65 歳から 69 歳、70 歳から 74 歳、75 歳以上、それぞれの年齢層に応じた制度に基づき、 適正に医療給付を行いました。

§ 社会参加の促進と生きがいづくりの推進

- ◇ 単位老人クラブを中心に社会奉仕、教養講座、健康増進など様々な社会参加活動が、継 続的に実施されています。

■施策：4 障害者・要援護者福祉の充実

§ 障害者福祉の充実

- ◇ 障害者生活支援センターを設置し相談支援体制を充実するとともに、発達障害者（児） 療育等支援事業を委託するなど、療育事業を充実しました。

§ 要援護者に対する支援

- ◇ 生活相談者の生活保護申請意思に対して適切に対応しました。
- ◇ ひとり親家庭に対して専門的な相談機関を活用し、就労につながるよう支援しました。

■施策：5 医療の充実

§ 社会保険制度の確立

- ◇ 国民健康保険加入者の生活習慣病やメタボリックシンドロームの減少に向けて、特定健 診査の結果、特定保健指導が必要となった方を対象に保健師や管理栄養士が、訪問指 導を行いました。
- ◇ 国民健康保険加入者については、特定健康診査負担額の減額や、まちぐるみ健診でのがん 検診（胃、肺、大腸）を無料化し、受診しやすい環境を整えました。また、レセプト 点検などにより医療費の適正化を推進するとともに、国民健康保険税収納率の向上に取 り組みました。

■施策：6 地域保健・地域福祉の推進

§ 保健・医療・福祉連携のネットワークづくり

- ◇ 市民一人ひとりのライフステージに応じた保健・医療・福祉の連携に取り組みました。

§ 地域保健福祉サービスの充実

- ◇ ボランティアの啓発や社会福祉協議会主催のかとう福祉学校の開催、震災ボランティア

などの人材が増加しています。また、ボランティア活動に対する認識も高まっています。

政策:IV「活力」魅力ある資源を活かした 誇りのもてるまち

■施策：1 農業の高度化

§ 農業の活性化

- ◇ 集落営農組織や認定農業者が増加し、担い手として活動しています。
- ◇ たい肥の散布事業などにより有機農業を推進しています。
- ◇ 地域で生産された農産物等が地域の直売所で販売されるなど、地産地消に対する市民の意識が高まっています。

§ 農業基盤の整備

- ◇ 農業用水の安定的な確保と防災上の観点から、老朽ため池や水路を計画的に改修しました。
- ◇ 農地や農業用水路などの資源を保全するため、農地・水・環境保全向上対策に取り組む集落を支援しました。

§ 農業生産環境の保全

- ◇ 有害鳥獣について、捕獲檻の設置及び捕獲活動を実施しました。
- ◇ 獣害防止の方法を周知するとともに、被害にあった地域で獣害防止を指導しました。

■施策：2 森林の保全・活用

§ 森林の保全と活用

- ◇ 環境や防災の観点から里山を、市民の「緑」に関する取組や子どもたちの自然体験学習の場として活用しました。(鴨川ひびきの森、やしろの森公園)
- ◇ 北はりま森林組合に加入し、里山保全や緊急時の災害に対応できる体制づくりに取り組みました。

■施策：3 地域産業の活性化

§ 地場産業などの高度化

- ◇ 異業種間交流や、産学公人材イノベーション推進協議会などを通じた様々な連携を進めています。

■施策：4 新産業の創出

§ 新産業・起業の促進

- ◇ 厳しい経済状況の中で、ひょうご東条ニュータウンインターパークを中心に、新たな企業進出が得られました。
- ◇ 滝野工業団地が完売しました。

■施策：5 観光産業の活性化

§ 観光産業の促進

- ◇ 観光ボランティアを組織し、観光協会活動を活発化しました。
- ◇ 観光ネットワーク事業や播磨の国宝巡りなどを実施しました。

■施策：6 雇用対策の充実

§ 就労環境の充実

- ◇ 就労支援室により就労相談などを実施するとともに、積極的に企業を訪問し就労機会や求人情報を把握しました。

- ◇ 女性や高齢者など多様な勤労者の雇用・就労機会の拡大に向けて、ハローワーク西脇、北播磨県民局、商工会、企業会、福祉担当部署とのネットワークを強化しています。

政策：V「快適」暮らしと憩いが響きあう 心地よいまち

■施策：1 まち並みづくり

§ 土地利用・まち並み整備の総合的推進

- ◇ 地域の実情や役割にあった秩序ある土地利用を推進しています。
- ◇ 花や緑に親しみ、育てるることを通じて地域住民が交流する場として、緑化イベントを開催しました。

■施策：2 良好な住環境づくり

§ 暮らしを基本とする住宅地の形成

- ◇ 市営住宅高岡団地（4棟16戸）を整備しました。
 - ◇ 区画整理事業を推進するとともに、市街化調整区域においては特別指定区域（地縁者住宅）を指定しました。
- § 地域特性を生かした都市の拠点づくり
- ◇ 地域にあった花苗の植栽や沿道緑化活動により、四季折々の景色が楽しめる良好なまち並み形成に努めました。

■施策：3 ユニバーサル社会づくり

§ ユニバーサル社会づくりの推進

- ◇ 社市街地地区をモデルケースとして、ユニバーサル社会づくり事業に取り組んでいます。

■施策：4 情報通信サービスの充実

§ C A T V などによる行政サービスと市民交流の促進

- ◇ 地上デジタル放送に対応するとともに、地域に密着した様々な情報を発信しました。また、防災情報を適時放送しました。

■施策：5 道路環境・ネットワークの充実

§ 総合的なみちづくりの推進

- ◇ 社市街地地区において、歩車共存化事業に取り組み、歩行帯を整備しました。
- ◇ 県道小野藍本線整備と歩調を合わせ、市道東条社線の整備や市道天神横谷線の整備を進めました。
- ◇ 交通渋滞の緩和、幹線道路間の連絡性の強化として、都市計画道路梶原幹線を整備しました。

■施策：6 公共交通機関などの整備

§ 総合的な交通体系の確立

- ◇ 地域公共交通会議を設置し、生活交通の確保等について協議するとともに、持続可能な交通システムとして有効な自主運行バスの運行を、米田地区で開始しました。

■施策：7 ライフラインなどの充実

§ 上下水道の充実

- ◇ 水道の安定的供給を達成し、給水原価を約 10% 節減しました。
- ◇ 下水道について、安定的な水処理が達成できました。また、水洗化率の向上に取り組んでいます。

政策: VI「協働」多様なきずなが織りなす 協働のまち

■施策：1 人権教育・啓発の充実

§ 人権施策の総合的推進

◇ 差別や偏見の解消をはじめ、人権施策の総合的推進に積極的に取り組んでいます。

§ 人権教育の計画的推進

◇ あらゆる人が人権教育を受けられる環境を整備するとともに、研修などで得られた知識を活かせる環境づくりに取り組んでいます。

■施策：2 市民主体・自立のまちづくり

§ 行政情報の提供・公開の推進

◇ 会議の公開に関する指針を策定し、傍聴機会の拡大などに取り組み、行政情報の公開を進めました。

§ 市民参加・参画の推進

◇ 市政懇談会の実施や公募委員の採用をはじめ、市民が参加、参画できる環境が整いつつあります。

§ 自立型地域づくりの推進

◇ 市内全ての小・中学校区で「住民自治組織」が設立され、兵庫県の「県民交流広場事業」への支援や「まちづくり活動費補助金」の交付により、コミュニティの活性化とともに自主的な地域づくりが進められています。

◇ 地域に密着した防犯、防災、環境美化、ひとり暮らし老人等の要援護者救済などの諸課題に対して、地域と行政が協力しながら取り組み、地域における住民自治が進んでいます。

◇ N P Oや団体などの公益市民組織の様々な活動に対して「まちづくり活動費補助金」を交付し、団体等の積極的な活動を支援しました。

政策: VII「実現に向けて」まちづくりの目標を支える自主自律の行政経営

■施策：1 行財政の改革

§ 計画行政の推進

◇ 第1次行財政改革（H18～H21）では、同種の事務事業の統廃合や定員管理（職員）の適正化など一定の成果が得られました。さらに、第2次行財政改革（H22～H25）の取組を進めています。

§ 人材育成と行政組織の活性化

◇ 人事考課制度を導入し、職員の育成に取り組んでいます。

§ 透明で公正な行政の推進

◇ パブリックコメント制度の導入や審議会等の議事録の公開、監査意見書等の公開など積極的な情報提供に努めています。

§ 外部活力の導入

◇ 導入当時は非公募であった公共施設の指定管理者について、全ての施設を公募により選定しました。

§ 行政資源の有効活用

◇ 滝野庁舎などの貸付や普通財産の売却を進めました。

■施策：2 行政運営の推進

§ 適正な行政運営の推進

◇ 庁舎統合を決定し、整備に向けて作業を進めています。

■施策：3 財政基盤の確立

§ 財政運営の計画化

◇ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成20年度から財政健全化判断比率を算定し、公表しています。財政の健全運営に努め、財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の各指標を改善しました。

◇ 市税等徴収員及び納税相談員設置事業により、徴収コストを意識した効率的な徴収体制を確立しました。また、県の個人住民税等整理回収チームの派遣を受けて、徴収技能及び徴収率の向上に取り組みました。

◇ 下水道事業会計の経常収支比率を改善しました。

第3章 計画策定の前提条件

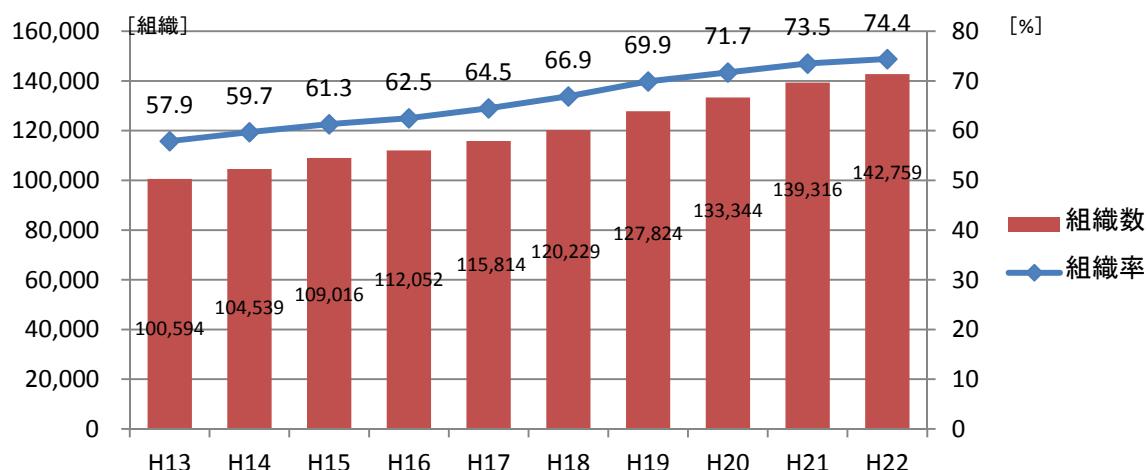
1 社会潮流の変化と本市の現状

(1) 安全・安心意識の高まり

【全国の動向】

東日本大震災などの甚大な自然災害によって、災害から生命や財産を自分たちで守ることの重要性が再認識されるとともに、地域コミュニティや広域連携での防災体制のあり方が問われました。また、食品の产地偽装や振り込め詐欺といった犯罪により生活に対する不安感が増して、地産地消の推進や防犯に対する意識が顕著になっています。さらに、鳥インフルエンザ、SARSなどのパンデミック、テロ対策、領土・国防問題といった課題も身近なものになり、全ての人が安全に安心して暮らせる生活環境が改めて求められています。

【全国の自主防災組織数と組織率の推移】

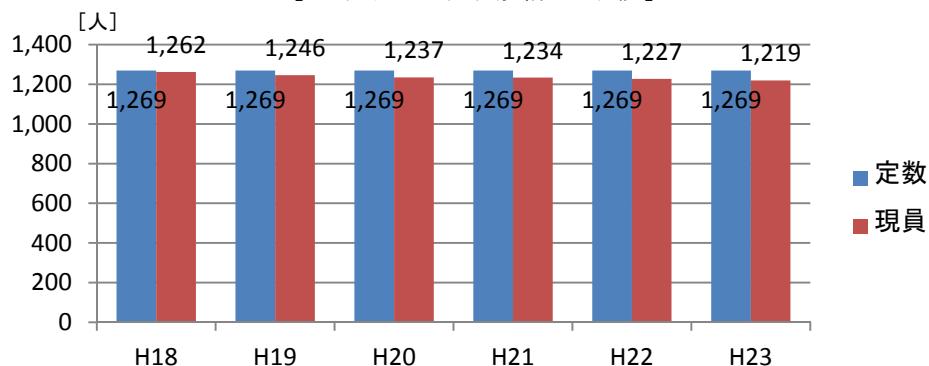


資料：総務省消防庁「平成 22 年版消防白書」

【本市の動向】

「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、本市の自主防災組織の組織率は 100%で、防災意識の高まりから地域の実情に応じた「地域防災マップ」づくりが始まっています。一方、地域防災の要である消防団員の確保が困難になっている状況から、地域コミュニティの再構築に取り組んでいく必要があります。

【加東市の消防団員数の推移】



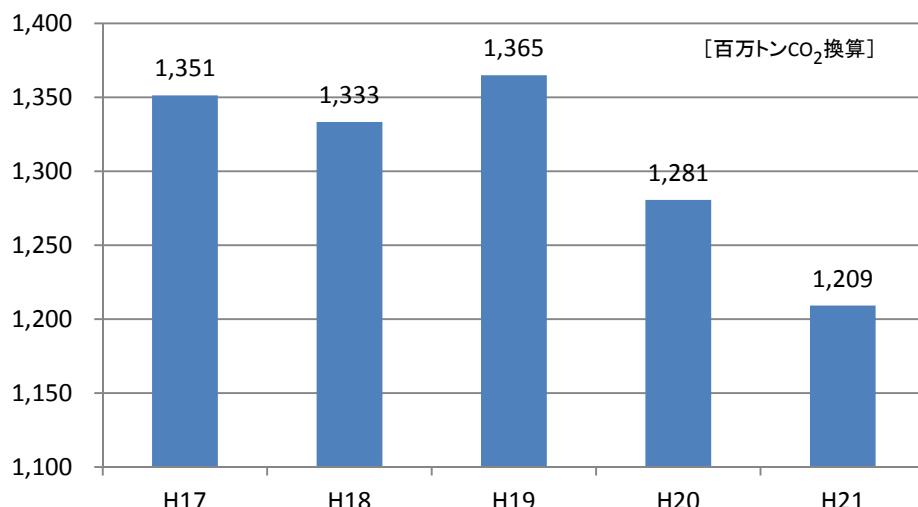
資料：加東市

(2) 循環型社会への移行(地球環境問題の深刻化)

【全国の動向】

世界人口の増加や経済成長を背景に、自然環境負荷の増大やエネルギーの枯渇、水不足、食糧危機など、地球環境問題への対応が急務となっており、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済システムから脱却する必要があります。また、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故は、原子力問題、エネルギー問題が全ての国民の日々の暮らしに直接関わる重要な問題であることを再認識させました。今後は、ごみの減量や再資源化、再生可能エネルギーの活用など、持続可能な循環型社会の構築が求められています。

【全国の温室効果ガス排出量の推移】



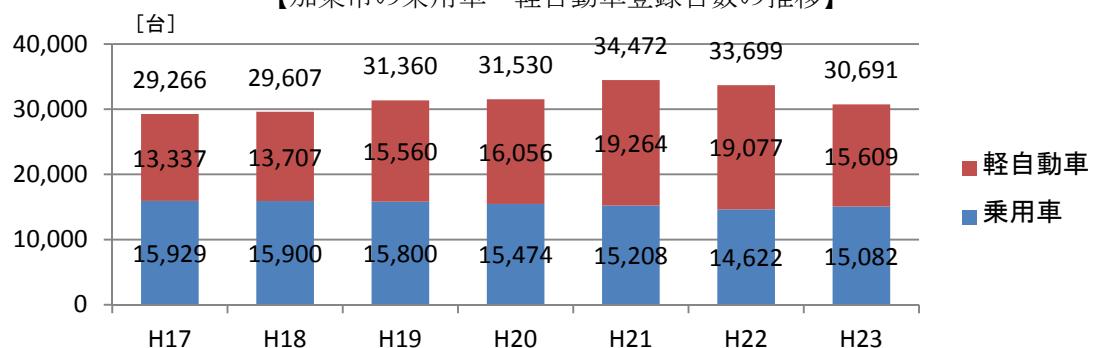
資料：環境省HP「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2009年度）確定値」

【本市の動向】

地球温暖化問題では、自動車からの二酸化炭素排出が大きく影響しています。しかし、本市において自動車は、市民生活や様々な事業活動を行う上で欠くことのできない存在といえます。今後は、地球環境の保全に向けて環境教育や環境学習を推進するとともに、消費財などの買い換え時にはエコカーや省エネ家電に転換するなど、自動車はもとより家庭で発生する温室効果ガスを抑制するライフスタイルに移行する必要があります。

また、原発事故を契機とした電力不足に直面し、今後のエネルギー供給源のあり方として太陽光発電など新エネルギーの導入を推進していくことが重要になっています。

【加東市の乗用車・軽自動車登録台数の推移】



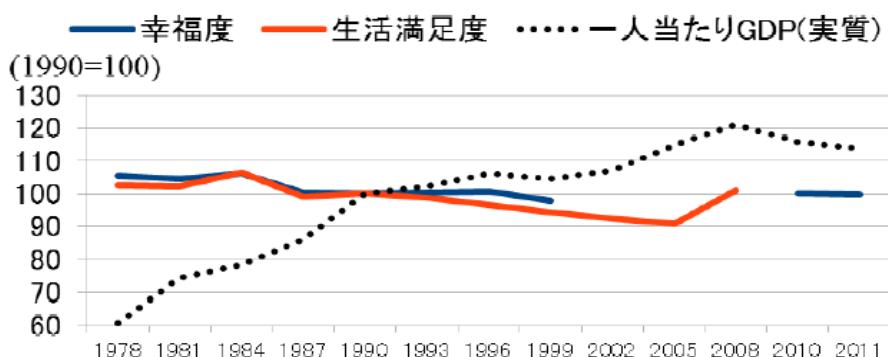
資料：加東県税事務所、加東市

(3) 社会の多様性の尊重(ライフスタイルの変化)

【全国の動向】

世帯構成の変化、情報化の進展、就業形態の変化などに伴い価値観や生活様式が多様化し、物の豊かさから心の豊かさを重視する人々が増加しています。また、男女共同参画やノーマライゼーション、多文化共生などそれぞれの考え方や個性を尊重し、あらゆる人が能力を最大限に発揮できるインクルーシブな社会づくりの重要性も高まっています。一方、格差社会の進行、核家族化による家族機能の低下、地域コミュニティの弱体化などが社会問題になっています。

【日本における幸福度の推移】



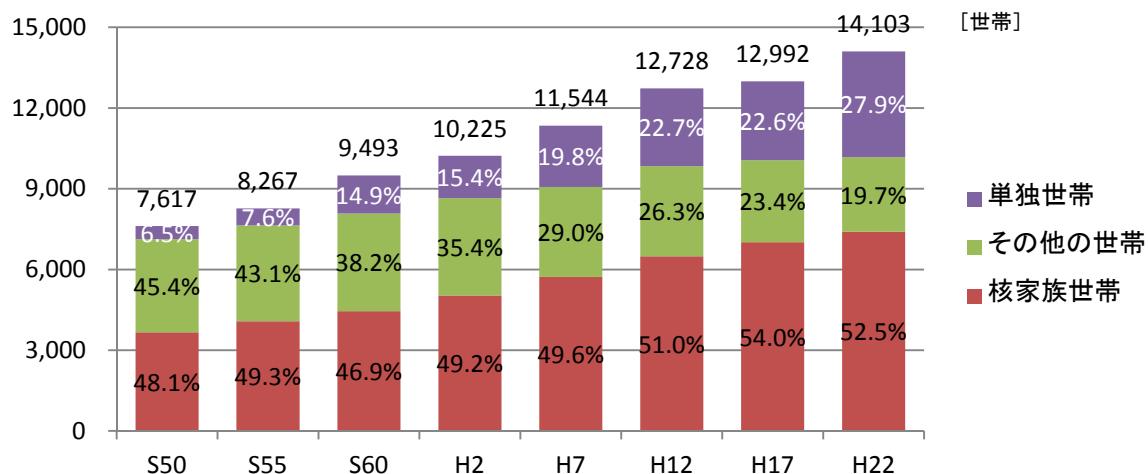
- (備考) 1. 「幸福度」、「生活満足度」は内閣府「国民生活選好度調査」における3年度毎の回答に基づく平均値を1990年を100として相対化したもの。
 2. 一人当たりGDPは内閣府「国民経済計算確報値」及び「四半期別GDP速報」、総務省「推計人口」により算出し、1990年を100として相対化したもの。

出展：幸福度に関する研究会報告—幸福度指標案—平成23年

【本市の動向】

本市の世帯数の推移は、人口の伸びを上回って増加しています。世帯数の分類別（単独、核家族、その他）の推移では、単独世帯は昭和50年と比較して約8倍になり、核家族世帯は昭和50年と比較して約2倍に増加しています。核家族化や単独世帯化の進行に伴い、ライフスタイルも多様化していると考えられます。また、共働き世帯が年々増加傾向にあることから、仕事と子育てをはじめとした家事との両立、いわゆる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」といった課題も発生しています。

【加東市の種類別世帯数の推移】



資料：国勢調査

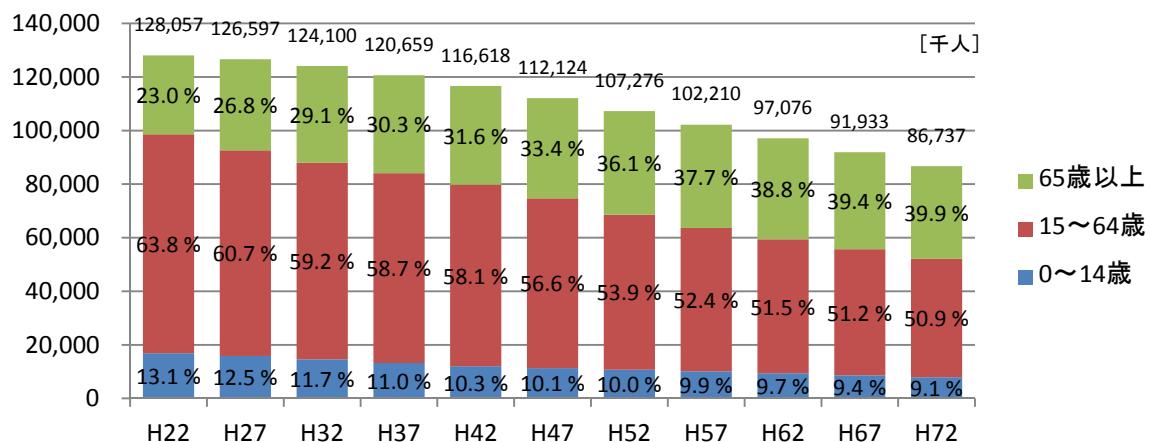
(4) 超高齢社会の到来(人口減少と少子高齢化の進行)

【全国の動向】

日本の総人口は減少傾向にあり、平成 24 年 1 月の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、平成 60 年には 1 億人を下回ると予測されています。

また、総人口に占める 65 歳以上人口の割合は、平成 22 年（2010 年）の 23.0% が、10 年後の平成 32 年には 29.1% になり、50 年後には 40% に近づくと予測されています。加えて、合計特殊出生率は平成 17 年に 1.26 まで低下し、平成 22 年には 1.39 まで回復したものの、今後も低く推移することが予測されます。

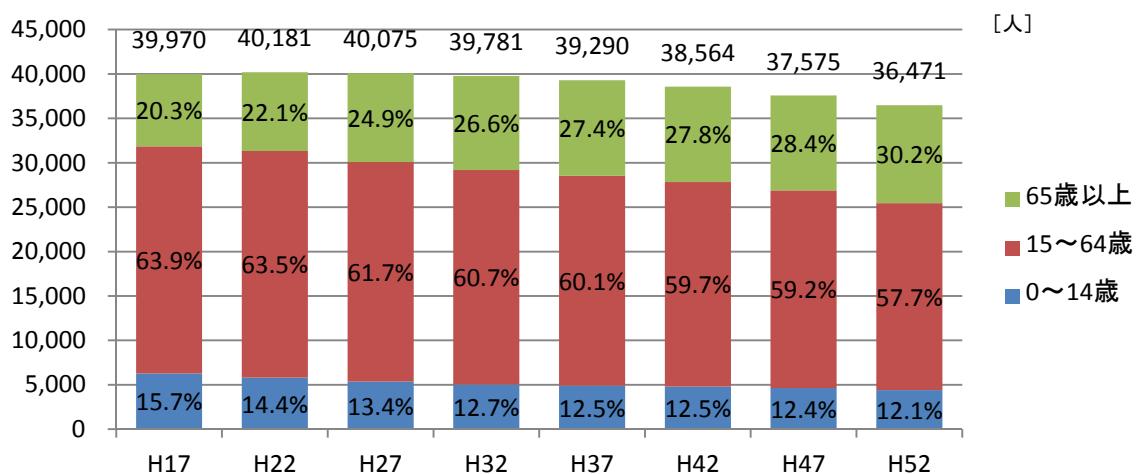
【全国の将来人口の推計】



資料：日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）中位推計、国立社会保障・人口問題研究所
【本市の動向】

本市の将来人口は、平成 22 年国勢調査の結果に基づく推計では、平成 22 年をピークに減少し始める予測となります。0 歳～14 歳人口の割合は減少し、65 歳以上人口の割合が増大する少子・高齢化の傾向を示します。そして、総人口に占める 65 歳以上人口の割合は、平成 32 年に 26.6% で全国平均よりも低く、その後の増加率も全国平均より低く推移しますが、平成 52 年には 30% を超えることが予測されます。

【加東市の将来人口の推計】



※ヨーホート法（国勢調査人口）による将来推計人口

(5) 地方分権の進展と新たな市民活動の活発化

【全国の動向】

地方分権推進法の成立や三位一体の改革などを経て、平成19年に地方分権改革推進法が施行されました。また、国において、平成21年に地域主権戦略会議が設置され、地域のことは地域で決定し、権限と責任を持って地域のまちづくりを推進する「地域主権改革」の確立に向けた議論が進められ、平成23年度には地方自治法の一部が改正されました。

一方で、市民活動は行政の補完的役割にとどまらず、多様化する様々な社会ニーズに対応するようになり、活動そのものや組織の社会的意義が注目されるようになりました。

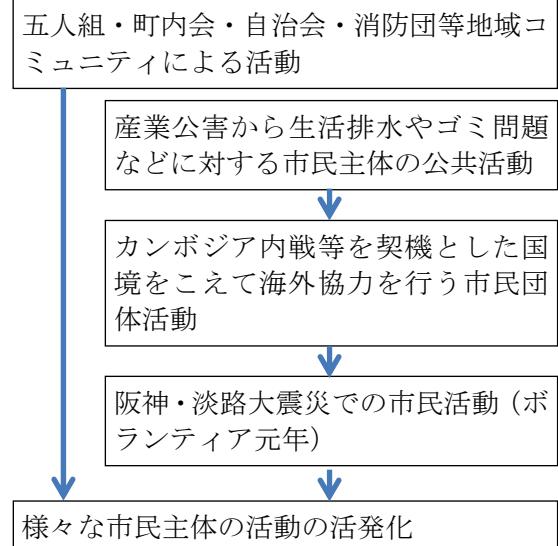
このように、自己決定、自己責任の原則の下、住民に身近な基礎自治体や市民活動により、地域の特性を活かして自主的かつ総合的にまちづくりを推進すべき時代になっています。

【地方分権・地域主権改革の推進に関する国の動き】

年月日	地域主権改革の主な動き
平成5年	地方分権の推進に関する決議
平成7年	地方分権推進法の成立
平成10年	地方分権推進計画の閣議決定
平成12年	地方分権一括法の施行
平成18年	地方分権改革推進法の成立
平成19年	地方分権改革推進法の施行 地方分権改革推進委員会の発足
平成20年	地方分権改革推進本部「地方分権改革推進要綱（第1次）」
平成21年	地域主権戦略会議の設置
平成21年	地方分権改革推進計画の閣議決定
平成22年	総務省「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」 地域主権戦略大綱の閣議決定

資料：総務省HPから一部抜粋

【新たな市民活動の動き】



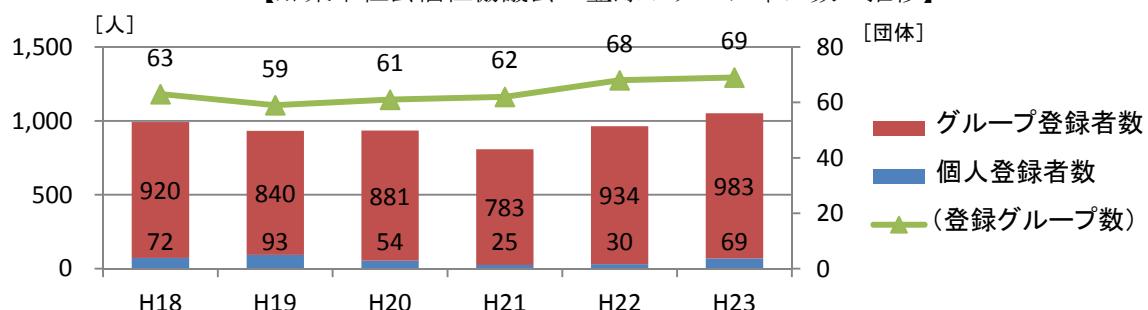
【本市の動向】

地方分権の確立に向けて、行財政改革の推進を柱とした確かな行政経営に立脚して、市民と行政による新たなパートナーシップを構築し、協働によるまちづくりを進めています。

また、それぞれの地域では、住民自治組織による地域の特色を活かした主体的な地域づくりが活発化しています。

さらに、多様な主体の参画と協働により地域がより良く発展するために、「輝く加東 まちづくりコンソーシアム」を組織して、まちづくりの担い手の育成や地域の活性化に取り組んでいます。

【加東市社会福祉協議会の登録ボランティア数の推移】



資料：加東市社会福祉協議会

(6) 高度情報化社会の進展

【全国の動向】

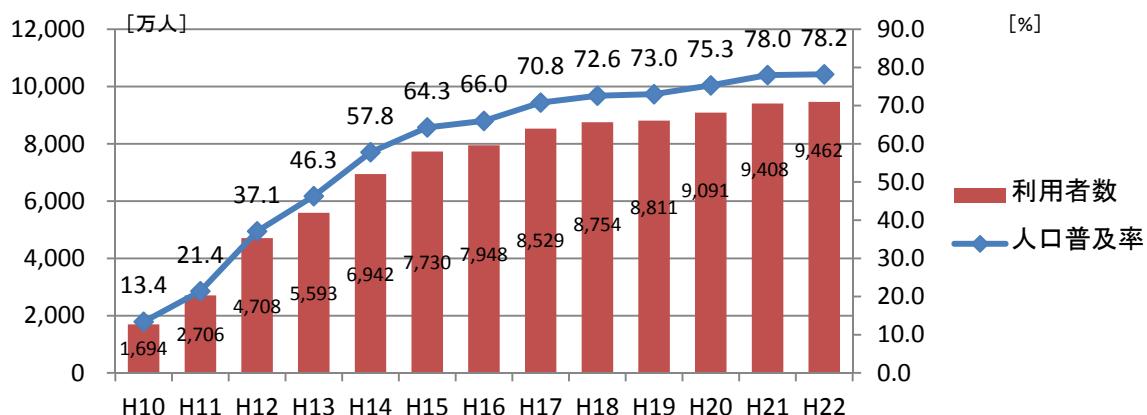
ブログやツイッターなどインターネットを介した多種多様なサービスが発達し、「いつでも、どこでも、だれでも」簡単にコミュニケーションがとれる環境になってきました。

日本の平成 22 年（2010 年）末におけるインターネット利用者数は 9,462 万人、人口普及率は 78.2%に達しています。また、企業においては、インターネットを利用した調達・販売（電子商取引）の実施、様々なサービスをインターネット経由で提供するクラウド・コンピューティングの活用が進んでいます。

このような情報技術を活用することにより場所や時間にとらわれない働き方が可能となり、在宅医療・福祉、学習活動、防災など様々な分野での活用が期待されています。

その一方で、情報通信基盤の整備水準、情報通信機器の利用方法や技術の程度による情報格差（デジタルデバイド）が懸念されています。また、コンピュータウィルスや不正アクセスなどのサイバー犯罪、企業の顧客情報の大量流出など、情報ネットワーク社会におけるセキュリティの確保や個人情報の保護、さらには情報教育、情報モラルの醸成が新たな課題となっています。

【全国のインターネットの普及状況（個人）の推移】



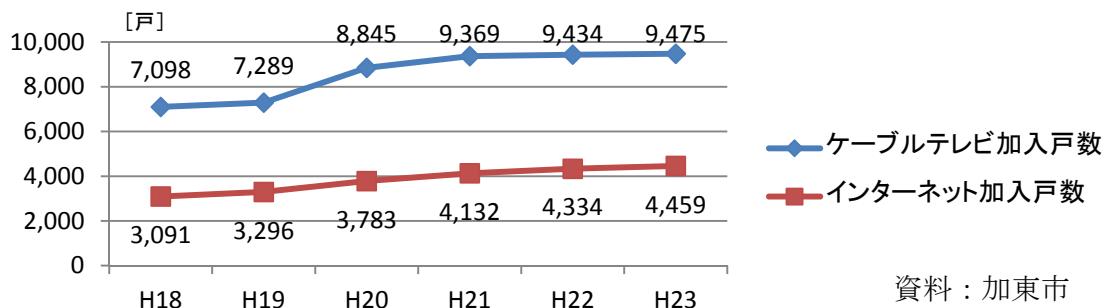
資料：総務省「平成 22 年通信利用動向調査の結果（概要）」

【本市の動向】

加東ケーブルビジョンは、本市における高度情報化の中心的な役割を担い、インターネットの普及を促進するとともに、各種の行政情報や防災・防犯情報の提供、告知放送などにより市民生活に欠かせない情報ツールとなっています。

しかし、情報技術の目覚しい進展の中で、施設や機器の整備・更新には多額の事業費が必要なことから、コミュニケーションの活性化とともに、健全な経営が求められています。

【加東ケーブルビジョン加入戸数の推移】



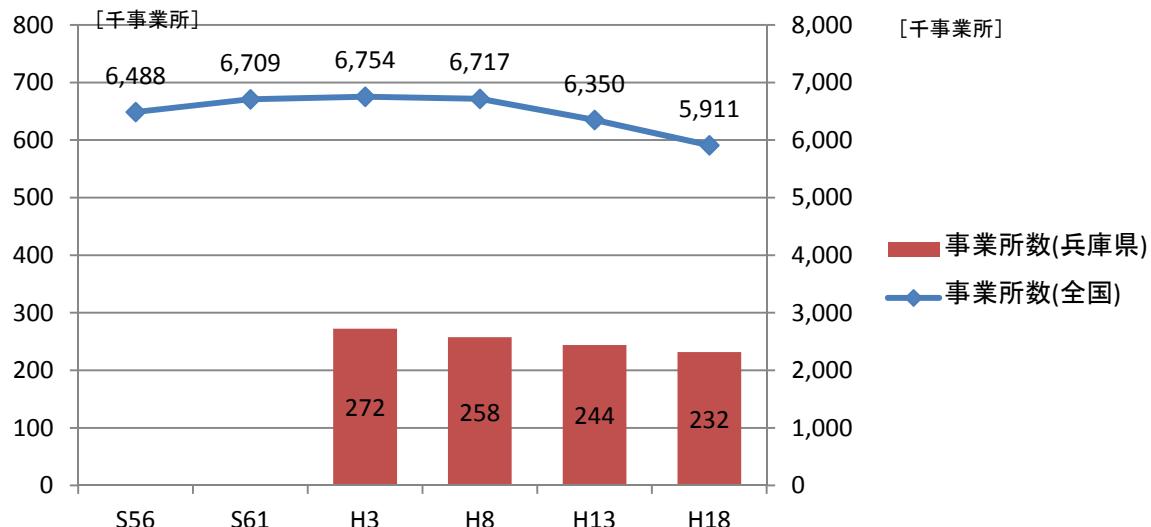
資料：加東市

(7) 経済及び雇用環境の悪化

【全国の動向】

国内及び兵庫県内においては産業構造の転換や事業所の大規模化などのために、事業所数が平成3年（1991年）の全国では6,754千事業所、兵庫県では272千事業所をピークに減少傾向にあります。今後、人口減少社会を迎える、大幅な経済の成長や拡大が期待できない中で、企業においてはグローバル化やICT技術の活用などを進め、競争力を高めていくことが求められています。

【全国及び兵庫県の事業所数の推移】

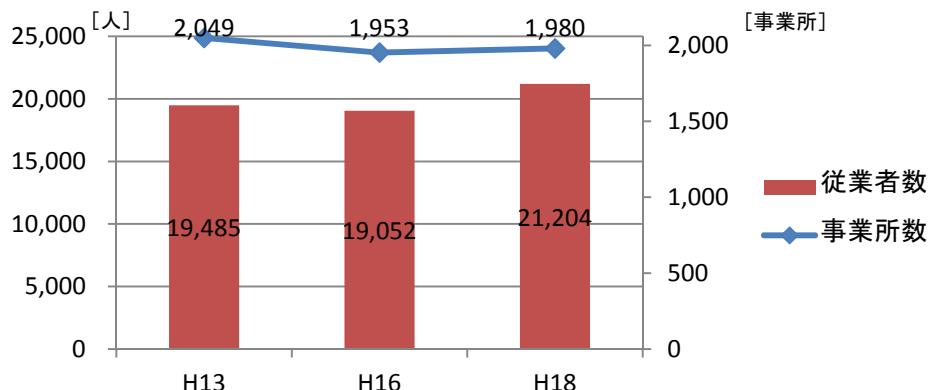


資料：総務省統計局「平成18年事業所・企業統計調査」、「平成22年度兵庫県統計書」

【本市の動向】

本市の事業所数及び従業者数は概ね横ばいで推移していますが、災害リスクが低く、中国自動車道が東西を結び、国道175号と372号が交差する交通の要衝であること、さらに、空間や労働力が豊富であるなどの好条件から、順調に企業立地が進んできました。今後は、ビジネスマッチングなどソフト施策による産業振興に取り組んでいくことが重要です。

【加東市の事業所数及び従業者数の推移】



資料：事業所・企業統計調査

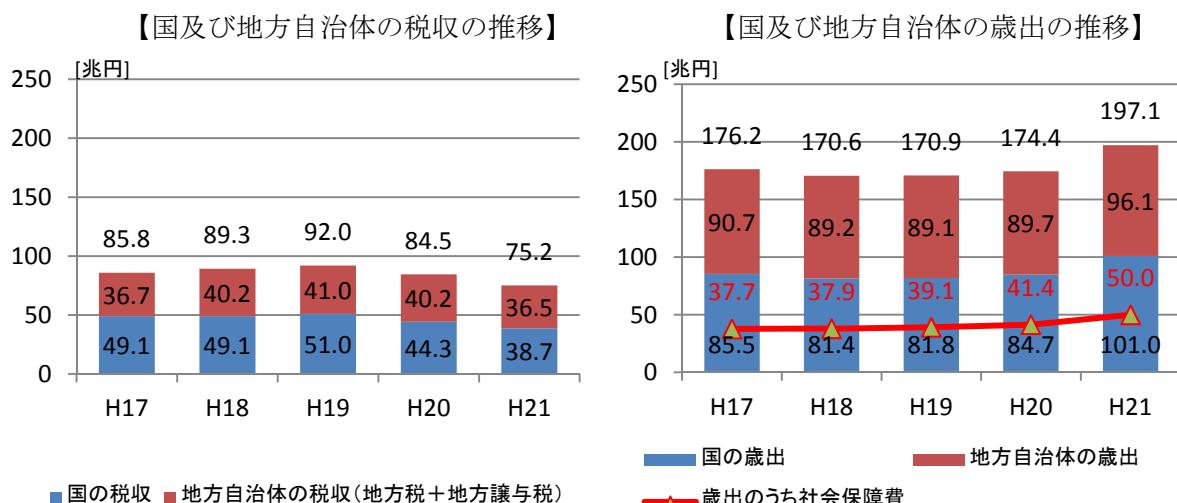
(8) 財政健全化の推進

【全国の動向】

長引く景気低迷により国と地方自治体の税収は、平成 19 年（2007 年）をピークに減少を続けています。一方歳出は、国及び地方自治体共に社会保障費の上昇などにより増加傾向にあります。今後も、東日本大震災の影響や人口減少により税収の回復が見込めない状況が続くことが予想されます。

こうした中で、平成 21 年（2009 年）に財政健全化法が施行され、地方自治体には 4 つの財政健全化判断比率を早期健全化基準未満に維持することが求められています。

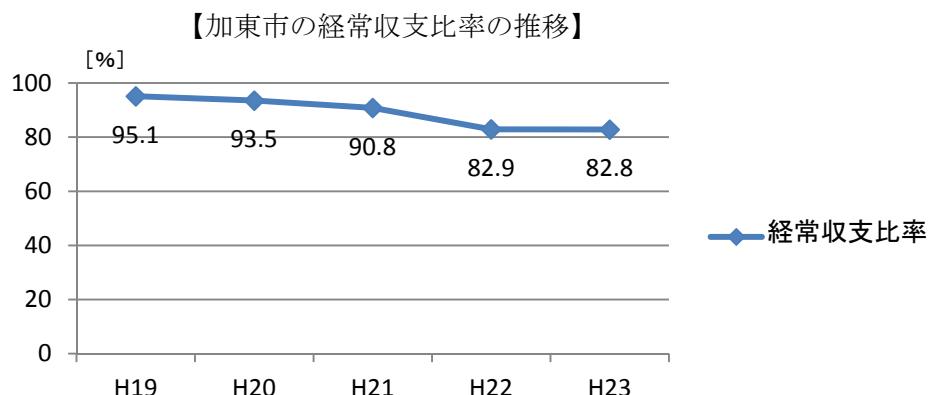
地方自治体においては、選択と集中による資源配分の最適化を行うなど、自立した行財政運営が求められています。



資料：財務省「財政統計」、平成 21 年度地方財政統計年報

【本市の動向】

本市の経常収支比率は年々改善し財政構造の弾力性が高まっていることから、投資的経費など臨時に使用できる一般財源が増加しています。しかし、平成 28 年度からは地方交付税が段階的に減少し、財政の根幹をなす市税収入も不透明な経済状況により增收が見込めないことから行財政改革を一層推進し、効率的かつ効果的にまちづくりに取り組む「行政経営」に転換していく必要があります。



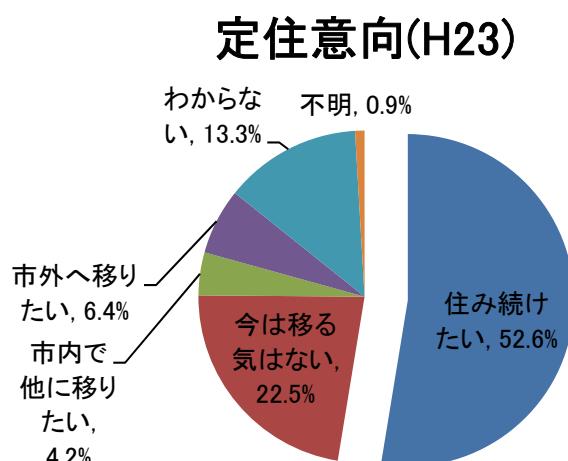
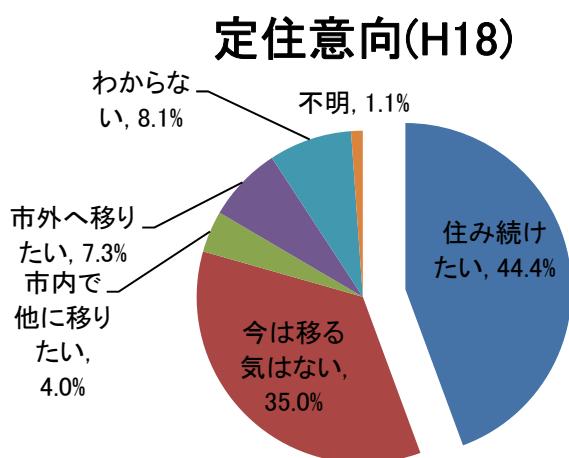
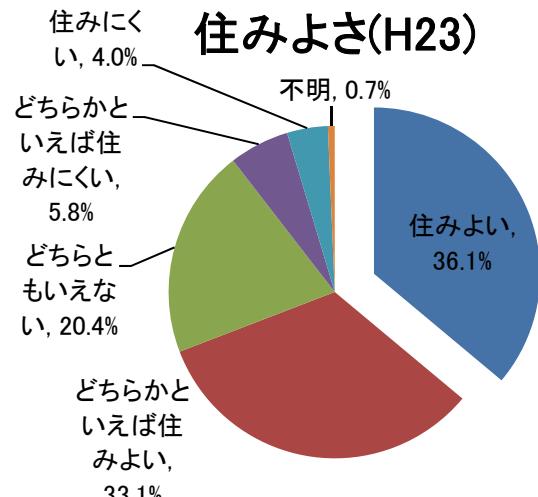
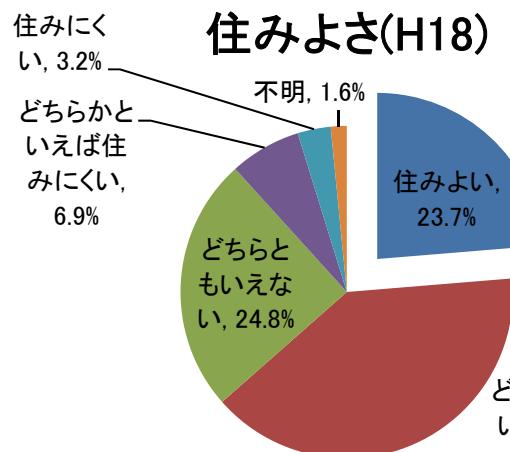
資料：加東市

2 市民意識調査

本市の印象、政策・施策などに対する市民の認識やニーズなどを把握するため、平成24年1月から2月にかけてアンケート調査を行いました。

◆加東市が「住みよい」まちであるという評価が高くなりました

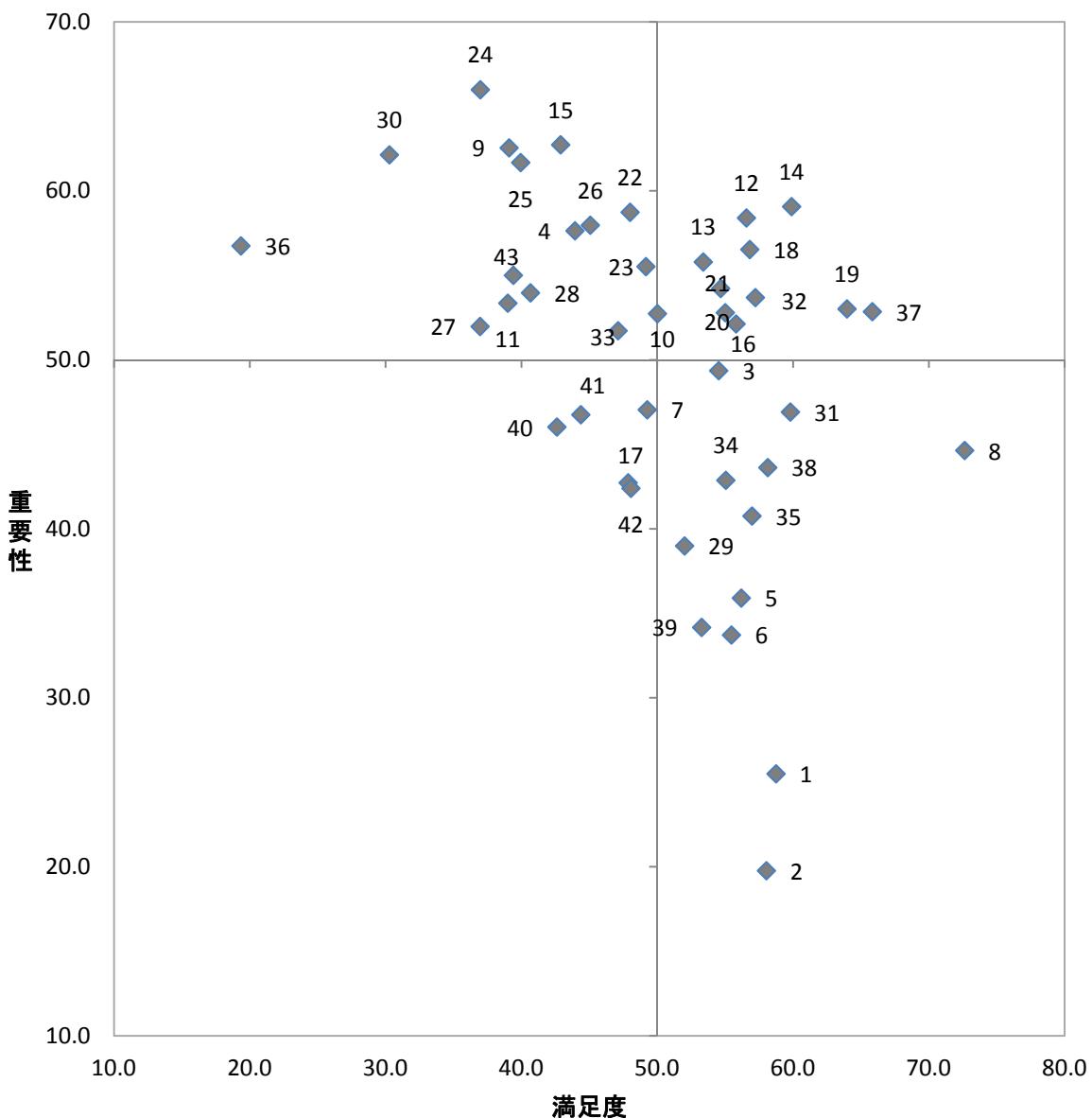
- 「あなたは、加東市を住みよいまちだと思われますか」という設問について、前期基本計画策定時の市民意識調査（平成18年度実施）と今回の意識調査（平成23年度実施）の結果を比べると、「住みよい」と感じている人は23.7%から36.1%へと約12%増えました。また「住みよい」と「どちらかといえば住みよい」を合わせた意見も約6%増え、住みよいまちであるという評価が高まっています。
- 定住意向も、前回調査では「住み続けたい」が44.4%であったものが、今回調査では52.6%と約8%増えています。



◆重要性の高い施策は「医療体制の整備・充実」、満足度の高い施策は「緑地・公園などの創造」

- 重要性の高い施策は1位が「医療体制の整備・充実」、2位が「就労機会の拡大による安定した雇用の確保」、3位が「地震や風水害などへの防災対策」となっており、「医療体制の整備・充実」は前回調査においても最も重要性が高い施策となっていました。
- 満足度の高い施策は1位が「緑地や公園など身近な自然の創造」、2位が「ライフライン（上下水道など）の整備」、3位が「健康増進の推進や生活習慣病予防の充実」となっており、前回調査においても「ライフライン」と「緑地や公園」はそれぞれ1位と2位で、引き続き高く評価されています。
- 重要性が高く、満足度が低い施策は、それぞれの得点の乖離からみると、「No.36：公共交通（37.4）」「No.30：雇用の確保（31.8）」「No.24：医療（29.0）」「No.9：まちの美観（23.4）」「No.25：社会保障（21.8）」が挙げられます。

◇施策の重要性と満足度（偏差値分布）◇



◇施策の重要性と満足度の偏差値◇

施 策	重要性	満足度
No. 1 芸術・文化活動の支援	25.5	58.7
No. 2 國際交流を通したまちづくりや交流機会の確保	19.8	58.0
No. 3 小中学校における人権・道徳・体験学習などの充実	49.4	54.5
No. 4 児童・生徒の基礎学力の習得と社会への適応能力の向上	57.6	43.9
No. 5 生涯学習活動の支援	35.9	56.2
No. 6 スポーツ活動の支援	33.7	55.5
No. 7 青少年の健全育成などに関する取組	47.0	49.3
No. 8 緑地や公園など身近な自然の創造	44.6	72.6
No. 9 ごみの不法投棄やたばこのポイ捨てなどの防止によるまちの清潔さ・美観の保全	62.5	39.1
No. 10 工場からの大気汚染や車の振動・騒音などの公害の防止	52.7	50.0
No. 11 エネルギーの節約や太陽光発電など自然エネルギーの有効活用	53.4	39.0
No. 12 資源をリサイクルするなどごみの減量化の取組	58.4	56.6
No. 13 交通安全意識の普及・啓発	55.8	53.4
No. 14 消防・救急救助体制の整備に関する取組	59.1	59.9
No. 15 地震や風水害などへの防災対策	62.7	42.9
No. 16 防犯パトロールの実施や安全安心ネットのメール配信	52.1	55.8
No. 17 消費者の利益保護と相談体制の充実	42.7	47.9
No. 18 地域や家庭での子育て支援の取組	56.5	56.8
No. 19 健康増進の推進や生活習慣病予防の充実	53.0	64.0
No. 20 高齢者の自立支援や社会参加の促進	52.8	55.0
No. 21 高齢者福祉サービスに関する取組	54.2	54.7
No. 22 高齢者が自宅などで安心して暮らせる取組	58.7	48.0
No. 23 障害のある人などの自立支援や社会参加の促進	55.5	49.2
No. 24 医療体制の整備・充実	66.0	37.0
No. 25 社会保障に関する取組（生活保護制度、国民年金、国民健康保険など）	61.7	39.9
No. 26 市民一人ひとりが安心して暮らせる地域活動の推進や人材の育成	58.0	45.1
No. 27 農地の保全や「農」の担い手の確保	52.0	37.0
No. 28 地域産業などの活性化	54.0	40.7
No. 29 歴史遺産や伝統産業などを活かした文化観光の振興	39.0	52.0
No. 30 就労機会の拡大による安定した雇用の確保	62.1	30.3
No. 31 違法な広告、看板などの撤去によるまちの景観の保全（地域の実情に合った秩序ある土地利用の推進）	46.9	59.8
No. 32 良好的な住環境の維持・保全と創造	53.7	57.2
No. 33 まちのバリアフリー化に向けた整備	51.7	47.1
No. 34 情報通信サービス（CATV）の充実	42.9	55.0
No. 35 交通渋滞の解消など道路の整備	40.8	57.0
No. 36 便利な交通手段の整備（鉄道・バス）	56.7	19.3
No. 37 ライフライン（上下水道など）の整備	52.8	65.8
No. 38 人権尊重に対する取組	43.6	58.1
No. 39 市民参加の仕組みの整備や市民参加の機会の促進	34.2	53.3
No. 40 行財政改革を柱とする計画的な行財政運営の推進	46.0	42.6
No. 41 市民に開かれたまちづくりの推進に関する取組（透明性の確保、情報公開など）	46.8	44.4
No. 42 広域行政の推進に関する取組（近隣の市との連携など）	42.4	48.1
No. 43 市税などの確保による健全な財政運営	55.0	39.4

注：施策の重要性と満足度の偏差値の求め方

アンケートでの施策の重要性と満足度それぞれの回答を下表のとおり点数に置き換え、平均値を求めて各施策の重要性と満足度の得点とします。

【重要性と満足度の得点化】

重要度	満足度
重要である 100 点	満足 100 点
やや重要である 75 点	やや満足 75 点
どちらでもない 50 点	普通 50 点
あまり重要でない 25 点	やや不満 25 点
重要でない 0 点	不満 0 点

求めた得点から、次の計算式により各施策の重要性と満足度の偏差値を算出します。

○計算式：施策の偏差値 = (施策の得点 - 施策の平均得点) ÷ 標準偏差 × 10 + 50

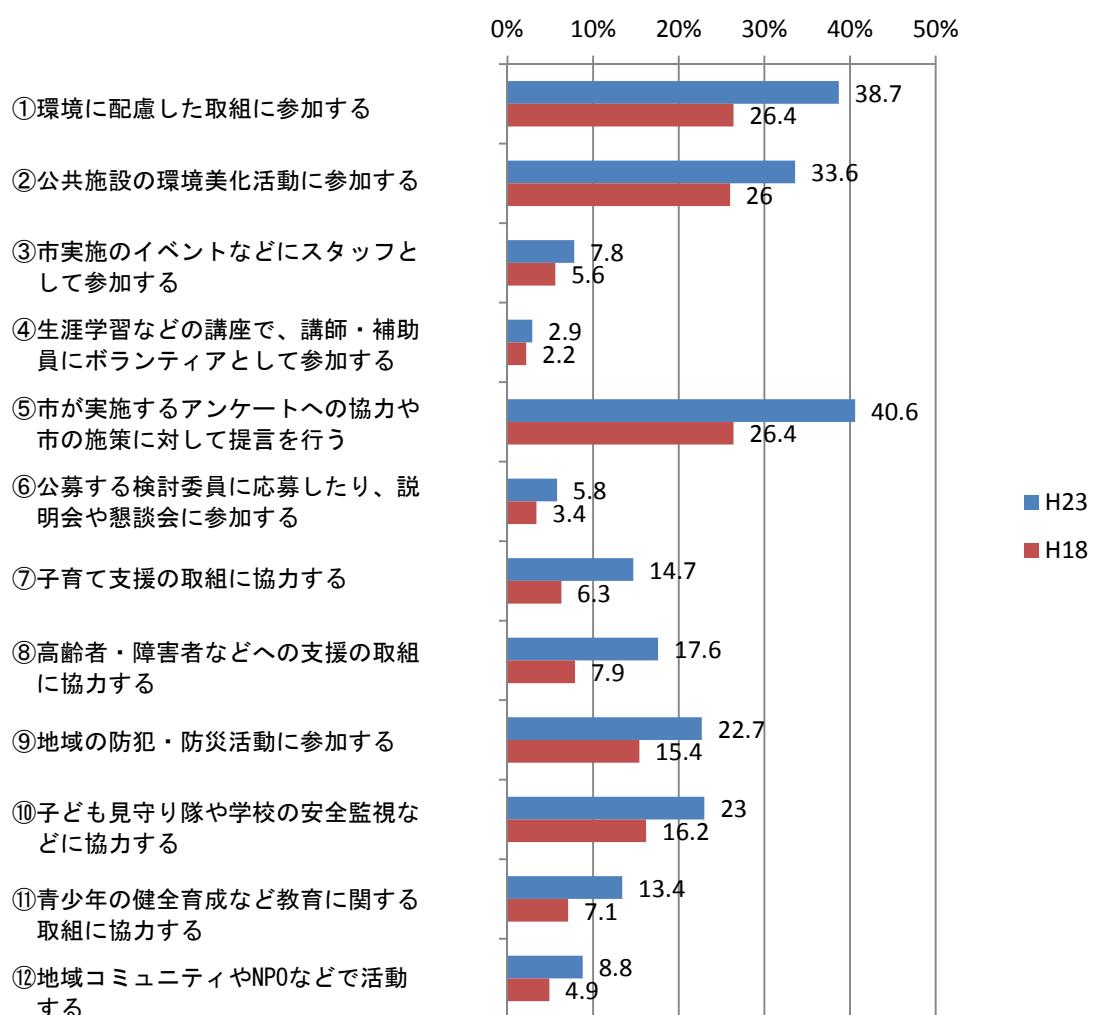
ただし、標準偏差とは得点と平均得点との距離の平均値で、次の計算式により算出します。

○計算式：(標準偏差)² = (施策の得点 - 施策の平均得点)² の合計 ÷ 施策の数

◆まちづくりへの参画・協働の意識が高まっています

成熟社会を迎える人々の価値観やニーズが多様化する中で、満足度の高い市民生活を送るためには様々な公共サービスが必要ですが、行政主導の取組には限界があることが分かってきました。このため、市民がまちづくりに直接または間接的に参画し、基本構想に掲げる市の将来像に近付けていくことが求められます。

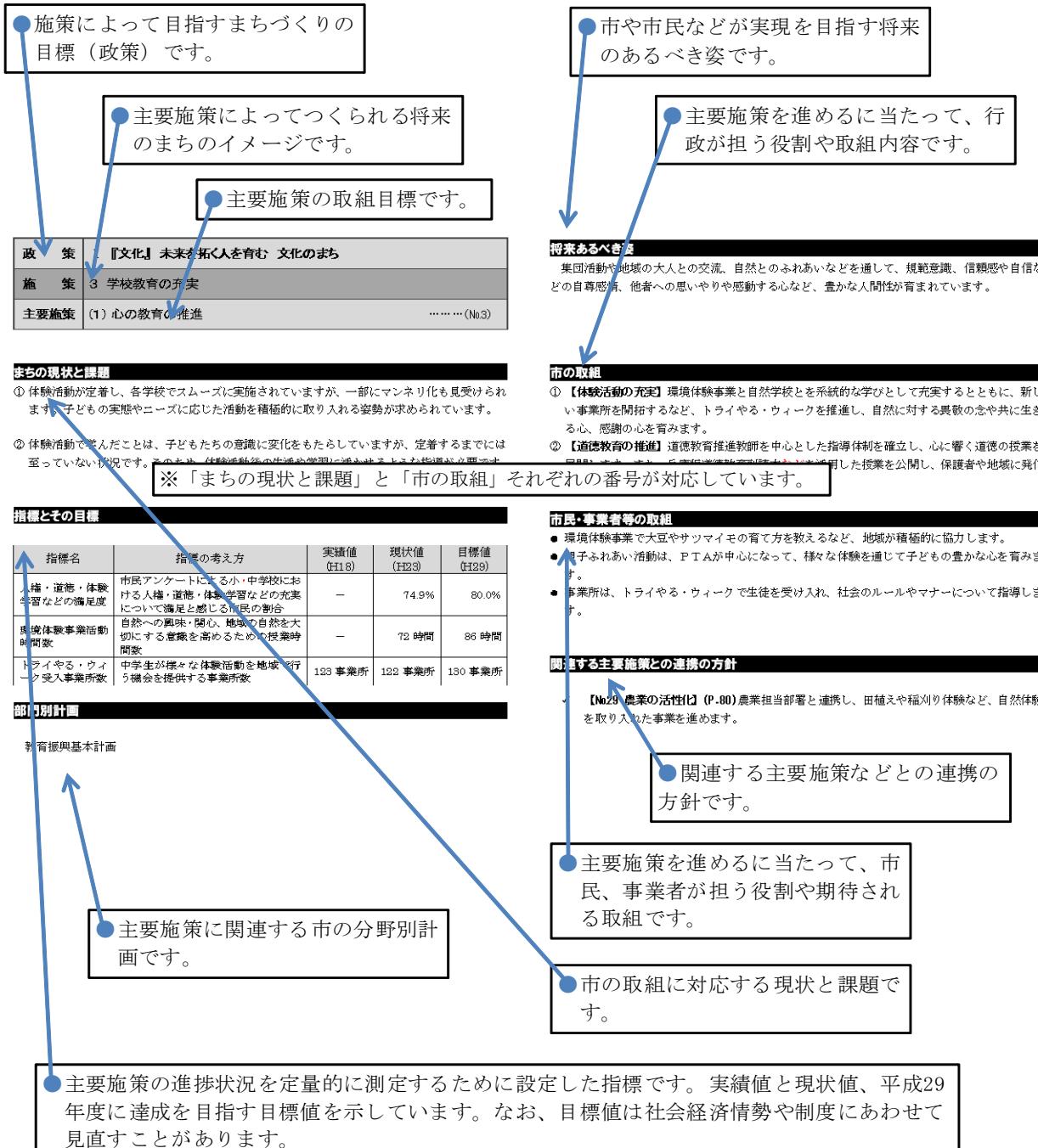
このような観点から、協働の取組に関する現況を分析すると、以下の設問に掲げる全ての取組で前回調査を上回る参加・協力が得られていました。今後は、市民の参画の機会を広げ、これまで以上に協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。



第4章 後期基本計画

◆後期基本計画の構成と読み方

基本計画は、主要政策ごとに見開き2ページで構成し、その内容を以下のように示しています。



◇◇◇後期基本計画の政策体系と目次◇◇◇

政策 I 『文化』 未来を拓く人を育む 文化のまち			
施策 1 地域文化の継承・発展	主要施策 (1) 市民文化の創造の促進	(No.1)	P.26
施策 2 国際交流の推進	主要施策 (1) 国際化施策の推進	(No.2)	P.28
施策 3 学校教育の充実	主要施策 (1) 心の教育の推進	(No.3)	P.30
	主要施策 (2) 学校教育の充実	(No.4)	P.32
施策 4 生涯学習の充実	主要施策 (1) 生涯学習を支える基盤整備	(No.5)	P.34
施策 5 スポーツ・レクリエーションの推進	主要施策 (1) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進	(No.6)	P.36
施策 6 青少年の育成	主要施策 (1) 青少年の健全育成	(No.7)	P.38
政策 II 『安全』 人と自然が調和した 安全なまち			
施策 1 豊かな自然の保全・活用	主要施策 (1) 水と緑の保全と創造	(No.8)	P.40
施策 2 環境にやさしい暮らしづくり	主要施策 (1) 環境衛生の推進	(No.9)	P.42
	主要施策 (2) 地球環境の保全に向けた取り組みの推進	(No.10)	P.44
	主要施策 (3) 廃棄物の減量・リサイクルの推進	(No.11)	P.46
施策 3 交通安全・防火体制の充実	主要施策 (1) 交通安全対策の推進	(No.12)	P.48
	主要施策 (2) 消防・救急体制の充実	(No.13)	P.50
施策 4 災害に強いまちづくり	主要施策 (1) 防災・減災力の強化	(No.14)	P.52
施策 5 防犯体制の強化	主要施策 (1) 防犯対策の充実	(No.15)	P.54
	主要施策 (2) 消費者擁護と自立の促進	(No.16)	P.56
政策 III 『安心』 健やかで心がふれあう やさしいまち			
施策 1 子育て支援の充実	主要施策 (1) 親子の健康づくり	(No.17)	P.58
	主要施策 (2) 子育て支援サービスの充実	(No.18)	P.60
	主要施策 (3) 要支援児童対策の充実	(No.19)	P.62
施策 2 健康づくりの充実	主要施策 (1) 健康増進の推進	(No.20)	P.64
施策 3 高齢者保健福祉の充実	主要施策 (1) 高齢者の介護予防と生きがいづくりの推進	(No.21)	P.66
	主要施策 (2) 介護サービスの充実	(No.22)	P.68
施策 4 障害者・要援護者福祉の充実	主要施策 (1) 障害者福祉の充実	(No.23)	P.70
	主要施策 (2) 要援護者に対する支援	(No.24)	P.72
施策 5 医療の充実	主要施策 (1) 地域医療サービスの充実	(No.25)	P.74
	主要施策 (2) 医療保険・社会保障制度の確立と充実	(No.26)	P.76
施策 6 地域保健・地域福祉の推進	主要施策 (1) 保健・医療・福祉連携のネットワークづくり	(No.27)	P.78
	主要施策 (2) 地域福祉活動の促進	(No.28)	P.80

政策	IV 『活力』 魅力ある資源を活かした 誇りのもてるまち				
施策	1 農業の高度化	主要施策	(1) 農業の活性化	(No.29)	P.82
施策	2 森林の保全・活用	主要施策	(1) 森林の保全と活用	(No.30)	P.84
施策	3 地域産業の活性化	主要施策	(1) 地域産業の活性化	(No.31)	P.86
施策	4 新産業の創出	主要施策	(1) 新産業・起業の促進	(No.32)	P.88
施策	5 観光産業の活性化	主要施策	(1) 観光の振興	(No.33)	P.90
施策	6 雇用対策の充実	主要施策	(1) 就労環境の充実	(No.34)	P.92
政策	V 『快適』 暮らしと憩いが響きあう 心地よいまち				
施策	1 まち並みづくり	主要施策	(1) 土地利用・まち並み整備の総合的推進	(No.35)	P.94
施策	2 良好な住環境づくり	主要施策	(1) 暮らしを基本とする住宅地の形成	(No.36)	P.96
施策	3 ユニバーサル社会づくり	主要施策	(1) ユニバーサル社会づくりの推進	(No.37)	P.98
施策	4 情報通信サービスの充実	主要施策	(1) CATVなどによる行政サービスと市民交流の促進	(No.38)	P.100
施策	5 道路環境・ネットワークの充実	主要施策	(1) 総合的なまちづくりの推進	(No.39)	P.102
施策	6 公共交通機関などの整備	主要施策	(1) 総合的な交通体系の確立	(No.40)	P.104
施策	7 ライフラインなどの充実	主要施策	(1) 上下水道の充実	(No.41)	P.106
政策	VI 『協働』 多様なきずなが織りなす 協働のまち				
施策	1 人権教育・啓発の充実	主要施策	(1) 人権施策の総合的推進	(No.42)	P.108
		主要施策	(2) 男女共同参画社会の推進	(No.43)	P.110
施策	2 コミュニティづくり	主要施策	(1) 地域コミュニティの活性化	(No.44)	P.112
施策	3 市民主体・自立のまちづくり	主要施策	(1) 市民参加・参画の推進	(No.45)	P.114
施策	4 ボランティア活動の促進	主要施策	(1) 市民活動の推進	(No.46)	P.116
政策	VII 『実現に向けて』 まちづくりの目標を支える自主自律の行政経営				
施策	1 行財政の改革	主要施策	(1) 計画行政の推進	(No.47)	P.118
		主要施策	(2) 人材育成と行政組織の活性化	(No.48)	P.120
		主要施策	(3) 透明で公正な行政の推進	(No.49)	P.122
施策	2 行政運営の推進	主要施策	(1) 適正な行政運営による市民サービスの向上	(No.50)	P.124
		主要施策	(2) 広域的な行政の推進	(No.51)	P.126
施策	3 財政基盤の確立	主要施策	(1) 健全な財政運営	(No.52)	P.128

政 策	I 『文化』 未来を拓く人を育む 文化のまち
施 策	1 地域文化の継承・発展
主要施策	(1) 市民文化の創造の促進(No.1)

まちの現状と課題

- ① 生涯学習社会の進展により、生きがいのある生活や文化への関心は高いものがありますが、市民アンケートでの文化・芸術に対する重要性は決して高いものではないことから、あらゆる世代への機会づくりや多くの市民が必要とする施策の展開が求められています。
- ② 市民の文化や芸術に対する価値観が、時代の移り変わりとともに多様化する中で、文化・芸術は、単に感動ややすらぎをもたらすだけのものでなく、新たな役割を果たしていくことが期待されています。
- ③ 市内の文化遺産等は、その価値を把握、再評価するとともに、地域の貴重な財産として適切に保護・保存し、継承・活用していくことが望まれています。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
芸術・文化施策の重要性	市民アンケートによる芸術・文化に関する施策を重要だと感じる市民の割合	65.0%	51.8%	60.0%
公募美術展の応募作品数	市民と近隣市民の文化度	268 点	411 点	420 点
文化財指定数	市の文化財の保全数（県指定文化財を含む。）	76 件	79 件	100 件
資料館等への来場者数	地域文化資料の市民への公開	2,856 人	1,524 人	1,800 人
文化遺産の啓蒙・啓発活動	文化遺産の市民への啓蒙・啓発活動	4 回	8 回	10 回

部門別計画

教育振興基本計画

社会教育振興基本計画

※「指標の考え方」の「・・・を重要だと感じる市民の割合」は、特に指定している場合を除いて「重要」「やや重要」「気にはなる」の合計値です。（以下同じ。）

将来あるべき姿

作品発表の機会や鑑賞の場を提供することにより、文化や芸術を支える人材が育つとともに市民の意識が高まって、創造性に満ちた地域社会が形成されています。

また、歴史、伝統、民俗、行事などの文化財を地域で守り、活用しながら次代へ継承されています。

市の取組

- ① **【文化創造の場や機会の提供】**広く市民に、文化・芸術のすばらしさや地域でこれらを支える人材を育成することの大切さを理解してもらうため、多様な文化・芸術に触れる機会や発表の場を提供するとともに、地域での文化芸術活動に取り組む個人やグループ、団体を支援していきます。
- ② **【文化交流の推進】**文化・芸術の発表の場を通じて市民をはじめとした交流を促し、互いに刺激し合うことで創造活動への意欲を高めるなど、文化・芸術を人々の共感を育み活力を向上させる新たな「ちから」として活用していきます。
- ③ **【文化遺産の保存と活用】**先人の残した貴重な歴史文化遺産の価値や意義を明らかにし、次代に適切に継承していきます。さらに、郷土への愛着や誇りを醸成するために、市民に広く公開するなど、有効に活用していきます。

市民・事業者等の取組

- 市民は、住民参加型文化振興事業に積極的に参加するとともに、交流します。
- 市民は、地域の歴史や郷土の文化財に愛着と誇りを持ち、次代に伝えていきます。
- 市民は、文化・芸術活動への関心を高め、文化都市づくりに貢献します。
- 加東文化振興財団は、各種の文化・芸術イベントやセミナーを開催し、地域の学術文化の振興に取り組みます。
- 事業者は、市民の文化・芸術活動を支援するメセナ活動などを推進します。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	I 『文化』 未来を拓く人を育む 文化のまち
施 策	2 國際交流の推進
主要施策	(1) 國際化施策の推進(No.2)

まちの現状と課題

- ① オリンピア市との姉妹都市提携から 30 有余年が経過しましたが、引き続き友好的な市民交流を継続させるとともに、市の国際化を一層進めるためには、これまで以上に姉妹都市との行政レベルでの交流や協力が必要です。
- ② 國際交流協会を通して実施する留学生と市民との国際交流活動への支援だけでなく、学校と連携した児童・生徒の国際理解教育の推進をはじめ、市内在住の外国人に対する生活支援などの取組が求められています。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
国際交流施策の重要性	市民アンケートによる国際交流を通じたまちづくりや交流機会の確保を重要だと感じる市民の割合	58.8%	45.5%	50.0%
オリンピア市との行政情報交換数	情報を交換したテーマ数	—	—	5 テーマ
外国人市民のための生活ハンドブックの作成	生活ハンドブックが対応する外国語の数	—	—	3 か国語
オリンピア市の学校との交流	オリンピア市の中学校と交流する市内の学校の数	—	—	3 校
国際理解の推進	姉妹都市や在住外国人と交流した市民の数	402 人	466 人	650 人

部門別計画

将来あるべき姿

地域の独自性を活かした国際交流事業によって、豊かな国際感覚を持った市民が増え、多文化共生のまちになっています。

市の取組

- ① **【行政の国際化の推進】** 都市計画や環境施策、安全・安心のまちづくりについての姉妹都市との情報交換など、市民交流から一歩進んだ行政レベルでの交流に取り組み、市の国際化を進めます。
- ② **【国際理解の推進】** 姉妹都市との交換留学事業や学校間交流、また外国人留学生人材バンク制度などを通じた異文化交流を継続し、学生や市民の国際理解を推進します。また、外国人市民が安心して生活できるように、多言語で各種の情報を提供します。

市民・事業者等の取組

- 市民は、国際交流活動などに積極的に参加し、交流を深めるとともに異文化理解に努めます。
- 国際交流協会は、フレンドシップファミリー事業や国際交流サロンなど、市民が気軽に異文化を体験できる機会や場を提供します。
- 国際交流協会は、多くの市民の参画や協力を得られるよう様々な事業を展開するとともに、組織の自立化を進めます。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ **【No.4 学校教育の充実】(P. 32)** 教育委員会と連携し、外国人留学生や姉妹都市訪問団との交流を通じて、青少年の異文化理解を推進します。加えて、兵庫教育大学の教員研修留学生と市の学校教員の交流推進など、学校現場全体の国際化を目指した活動を進めていきます。

政 策	I 『文化』 未来を拓く人を育む 文化のまち
施 策	3 学校教育の充実
主要施策	(1) 心の教育の推進(No.3)

まちの現状と課題

- ① 体験活動が定着し、各学校でスムーズに実施されていますが、一部にマンネリ化も見受けられます。子どもの実態やニーズに応じた活動を積極的に取り入れる姿勢が求められています。
- ② 体験活動で学んだことは、子どもたちの意識に変化をもたらしていますが、定着するまでには至っていない状況です。そのため、体験活動後の生活や学習に活かせるような指導が必要です。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
人権・道徳・体験学習などの満足度	市民アンケートによる小・中学校における人権・道徳・体験学習などの充実について満足と感じる市民の割合	—	74.9%	80.0%
環境体験事業活動時間数	自然への興味・関心、地域の自然を大切にする意識を高めるための授業時間数	—	72 時間	86 時間
トライやる・ワイーク受入事業所数	中学生が様々な体験活動を地域で行う機会を提供する事業所数	123 事業所	122 事業所	130 事業所

部門別計画

教育振興基本計画

※「指標の考え方」の「・・・について満足と感じる市民の割合」は、特に指定している場合を除いて「満足」「やや満足」「普通」の合計値です。(以下同じ。)

将来あるべき姿

集団活動や地域の大人との交流、自然とのふれあいなどを通して、規範意識、信頼感や自信などの自尊感情、他者への思いやりや感動する心など、豊かな人間性が育まれています。

市の取組

- ① 【体験活動の充実】環境体験事業と自然学校とを系統的な学びとして充実とともに、新しい事業所を開拓するなど、トライやる・ウィークを推進し、自然に対する畏敬の念や共に生きる心、感謝の心を育みます。
- ② 【道徳教育の推進】道徳教育推進教師を中心とした指導体制を確立し、心に響く道徳の授業を展開します。また、兵庫版道徳教育副読本などを活用した授業を公開し、保護者や地域に発信します。

市民・事業者等の取組

- 環境体験事業で大豆やサツマイモの育て方を教えるなど、地域が積極的に協力します。
- 親子ふれあい活動は、PTAが中心になって、様々な体験を通じて子どもの豊かな心を育みます。
- 事業者は、トライやる・ウィークで生徒を受け入れ、社会のルールやマナーについて指導します。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ 【No.29 農業の活性化】(P. 82) 農業担当部署と連携し、田植えや稻刈り体験など、自然体験を取り入れた事業を進めます。

政 策	I 『文化』 未来を拓く人を育む 文化のまち
施 策	3 学校教育の充実
主要施策	(2) 学校教育の充実(No.4)

まちの現状と課題

- ① 小学校外国語活動や中学校英語科の英語指導助手（A L T）を活用した授業では、授業者が個々の役割を明確にして、子どもたちのコミュニケーション能力を向上していくことが望まれています。
- ② 少人数指導や補充的な学習など、個に応じたきめ細かな指導により、子どもたちの思考力や表現力など知識・技能を活用する力を育成する必要があります。
- ③ 子どもの問題行動や不登校などの早期発見、早期解決に向けて、学校と家庭、地域社会が連携を強化していくことが重要になっています。
- ④ 子どもの体力や運動能力の状況を把握した指導とともに、食育では、望ましい食習慣の形成が求められています。
- ⑤ 市内の全ての幼稚園、小・中学校で校舎等の耐震化と空調設備の設置が完了しました。今後は、老朽化する施設の改修やトイレの洋式化とともに、災害発生時の対応や環境教育の観点から、自然エネルギー設備整備の検討や天井材・外装材などの非構造部材の点検・耐震化による安全確保など防災機能の強化が求められています。
- ⑥ 障害のある子どもたちに対する一貫した支援が求められています。また、特別支援学校との連携を深め、巡回相談など主体的な取組とともに、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制を充実していく必要があります。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
基礎学力習得と社会への適応能力向上の満足度	市民アンケートによる生徒の基礎学力の習得と社会への適応能力の向上について満足と感じる市民の割合	62.1%	67.0%	80.0%
A L Tの授業の満足度	児童・生徒へのアンケートなどによるA L Tの授業の満足度	—	86.3%	86.3%
部活動外部指導者から指導を受けた生徒数	運動部活動の推進	—	135人	135人

部門別計画

教育振興基本計画

将来あるべき姿

子どもたちの個性や能力を伸ばし、確かな学力、豊かな心、健やかな身体をバランスよく備えた子どもたちが育っています。

また、子どもたちが学校で安全・安心に学習・生活できる環境が整っています。

市の取組

- ① **【国際化に対応した教育の推進】** ALTを有効に活用して、外国語活動・英語科における小・中学校の連携、教員の指導力の向上、年間カリキュラムの工夫改善などに取り組み、子どもたちのコミュニケーション能力を向上し、特色ある外国語教育を構築します。さらに、市独自のライセンス制度の導入を検討します。
- ② **【個を生かす学習指導の充実】** 新学習システムの推進や、学習チューターによる学習補助の充実などにより個に応じた指導を進め、学力向上に取り組みます。また、電子黒板やデジタル教科書などのICT機器・教材の充実を進め、これらを有効に活用した授業を目指すとともに、各校のICT教育を支援する体制を整えます。
- ③ **【いじめ等に対応する校内体制の整備】** いじめは人権・命にかかる重大な問題と捉え、いじめに関する実態調査を行い、問題の早期発見に取り組むとともに、ネット見守り隊での活動を充実し、子どもたちがネット被害に遭わないよう保護者への啓発に努めます。また、一人ひとりの児童・生徒が楽しい学校生活を送れる集団づくりを目指します。
- ④ **【体育・運動能力の向上、食育の推進】** 運動部活動に専門的指導力がある外部指導者を招へいし、計画的かつ効果的に運動部活動を支援します。また、食育では、児童・生徒の望ましい食習慣を形成するために栄養教諭を中心に研究を進め、子どもたちの発達段階に応じた指導に努めます。
- ⑤ **【教育環境の整備・充実】** 老朽化する施設の改修やトイレの洋式化など教育環境を計画的に充実し、効率的に維持管理するとともに、太陽光発電設備の設置について検討していきます。また、空調設備の適正な温度管理に努め、良好な学習環境を確保します。さらに、非構造部材の点検・耐震化により安全を確保するなど防災機能強化事業を検討します。
- ⑥ **【特別支援教育の充実】** 障害のある子どもたち一人ひとりのニーズに応じた、適切な教育的支援を目指します。また、サポートファイルを有効に活用するなど、福祉担当部署をはじめ関係部署との連携を密にし、「幼児期から就労まで」の生涯を見通した支援体制（インクルーシブ体制）を構築します。

市民・事業者等の取組

- 家庭と地域、学校が連携して、子どもたちを育てます。
- 「早寝、早起き、朝ごはん」など家庭での生活習慣は、家庭で身に付けます。
- 国際交流協会は、国際理解教育において学校と連携して取り組みます。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ **【No.2 国際化施策の推進】(P. 28)** 国際交流における国際理解の推進と国際化に対応した教育を連携して推進します。
- ✓ **【No.14 防災・減災力の強化】(P. 52)** 防災担当部署と連携し、防災機能の整備充実を検討します。
- ✓ **【No.19 要支援児童対策の充実】(P. 62)** いじめや暴力行為、不登校、児童虐待などについて、警察、福祉、医療機関などと連携し対応します。

政 策	I 『文化』 未来を拓く人を育む 文化のまち
施 策	4 生涯学習の充実
主要施策	(1) 生涯学習を支える基盤整備(No.5)

まちの現状と課題

- ① 3つの公民館やコミュニティセンター、図書館など、社会教育施設それぞれの役割を明確にして、学習機会を効果的に提供するとともに、効率的に管理運営する必要があります。
- ② 多様化する生涯学習に対する市民のニーズに応えられるよう、多様な学習の場と機会を提供するとともに、それらの情報の収集・提供に努めていくことが求められています。
- ③ 市立図書館は、市民の知りたい、読みたい、楽しみたいといった要求に応えていくために、資料提供を中心にサービスの充実が求められています。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
生涯学習活動の支援の重要性	市民アンケートによる生涯学習活動の支援を重要だと感じる市民の割合	75.6%	67.8%	80.0%
講師・補助員にボランティアとして参加する市民の割合	市民アンケートによる市民が生涯学習などの講座で、講師・補助員にボランティアとして参加する市民の割合	16.9%	13.9%	20.0%
サークル届出数	公民館、コミュニティセンター登録数	67 団体	118 団体	130 団体
図書館利用実人数	図書館を利用した市民の数	7,961 人	9,723 人	9,900 人

部門別計画

教育振興基本計画

社会教育振興基本計画

※「指標の考え方」の「・・・参加する市民の割合」は、「参加・協力している市民の割合」と「参加・協力できる市民の割合」の合計値です。(以下同じ。)

将来あるべき姿

魅力ある成人学習の環境が整い、市民一人ひとりの豊かな心や人間力が育まれ、誰もが生きがいを持って地域社会に参画する生涯学習社会が形成されています。

市の取組

- ① **【学習環境の充実】**社会教育施設それぞれの役割を明確にするとともに効率的に管理運営しながら、市民の生涯学習に対する多様なニーズに応えていきます。
- ② **【学習機会の充実】**生涯を通じて誰もが学習できる場と機会を設け、学習した成果を地域社会に活かせる仕組みづくりに取り組むとともに、地域活動の担い手となるグループや人材育成に努めます。
- ③ **【図書館サービスの充実】**開館日の拡大などにより、誰もが利用しやすく、暮らしに役立つ図書館運営に努めます。また、「はじめてである絵本」や「おとどけ図書館」「おでかけ図書館」などにより、若い世代や若年層の図書館利用を働きかけ、実利用者の増加に取り組みます。

市民・事業者等の取組

- 市民は、学習意欲の向上に努め学習活動に参加することで、人間力・地域力を醸成します。
- 市民は、個人の技能や知識を学習の場に提供します。
- 団体やサークルは、活動や実施事業を積極的にPRします。
- 団体やサークルは、新しい加入者を増やし組織を活性化するとともに、交流を深めます。
- 団体やサークルは、各団体・サークル同士の交流を促し、新たな発見と生きがいづくりにつなげていきます。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ **【No.21 高齢者の介護予防と生きがいづくりの推進】(P. 66)**高齢者の積極的な社会参加は、認知症予防にも効果が得られることから、福祉担当部署と連携した事業などの実施を検討します。

政 策	I 『文化』 未来を拓く人を育む 文化のまち
施 策	5 スポーツ・レクリエーションの推進
主要施策	(1) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進(No.6)

まちの現状と課題

- ① 市民アンケートでのスポーツ活動支援に対する重要性と満足度の結果や、健康志向の高まりの中で、スポーツ活動の機会の提供がこれまで以上に求められています。
- ② 市内のスポーツ組織や団体は、市民のスポーツ振興に大きく貢献していますが、構成員の高齢化に伴う担い手の育成が課題になっています。
- ③ 合併によりスポーツ施設は充足していますが、維持管理の負担増や老朽化などの課題があります。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
スポーツ活動支援の重要性	市民アンケートによるスポーツ活動の支援を重要だと感じる市民の割合	66.3%	64.8%	75.0%
新スポーツの指導回数	新スポーツの研修会受講者による指導回数	4回	4回	6回
スポーツ賞表彰数	競技会で優秀な成績を収めたり、スポーツ振興に功績のある人数	138人	106人	120人
体育施設の利用者数	日頃から体育施設を利用し、スポーツに親しんでいる延数	292,949人	322,001人	333,000人
スポーツ推進委員数	スポーツ指導者数	41人	32人	43人

部門別計画

教育振興基本計画

社会教育振興基本計画

将来あるべき姿

誰もがそれぞれの年齢や体力に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむとともに、スポーツを通して市民相互の理解や親睦が深められています。

市の取組

- ① **【生涯スポーツ・レクリエーションの推進】**市民の健康・体力づくりや、スポーツを通して市民相互の理解や親睦が深められるよう、地区対抗や異世代交流のスポーツ大会の実施をはじめ、様々なスポーツの機会を提供します。
- ② **【グループや人材の育成と指導体制の充実】**スポーツ振興と市民のスポーツ技術を向上させるため、スポーツ組織と連携しながら、指導者養成会や実技指導会などを定期的に開催し、スポーツに関する人材の育成に取り組みます。
- ③ **【スポーツ施設などの整備・充実】**計画的にスポーツ施設の機能を維持・充実する一方で、効率的な運営や費用対効果の観点から、施設の統廃合や指定管理者制度の導入を検討していきます。

市民・事業者等の取組

- 市民は、各種スポーツ大会などに積極的に参加し、地域や世代の交流を深めます。
- 市民は、スポーツに対する知識や技能を高め、各種スポーツ大会の運営に協力します。
- 市民は、スポーツ・レクリエーション活動により、健康を増進します。
- スポーツ推進委員会は、広くスポーツを紹介したり、生涯スポーツの普及と振興を目指して、スポーツクラブ 21 などが活動しやすいようにコーディネートします。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ **【No.20 健康増進の推進】(P. 64)**健康担当部署と連携し、スポーツ推進委員会やスポーツクラブ 21 と共に、市民の健康増進に寄与していきます。

政 策	I 『文化』 未来を拓く人を育む 文化のまち
施 策	6 青少年の育成
主要施策	(1) 青少年の健全育成(No.7)

まちの現状と課題

- ① 夜間営業店舗の増加や携帯電話の普及に伴い、少年非行の広域化や低年齢化、初発型非行が増加していることから、青少年を取り巻く環境の改善や、家庭・地域の教育力の向上が求められています。
- ② インターネットサイト等への安易な書き込みによるトラブルや、有害サイトへ誘惑される子どもたちが急増しています。また、ネットへの依存など、子どもの生活スタイルへの影響が懸念されています。
- ③ 登下校中や戸外で遊ぶ子どもたちを誘ったり、無断で撮影する不審者が多発していることから、子どもの安全・安心を、関係機関との連携を強化して、これまで以上に確保していく必要があります。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
青少年の健全育成などに関する取組の満足度	市民アンケートによる青少年の健全育成などに関する取組について満足と感じる市民の割合	—	74.4%	80.0%
学校の安全対策に協力する市民の割合	市民アンケートによる地域子ども見守り隊や学校の安全監視など学校の安全対策に参加する市民の割合	46.9%	42.0%	50.0%
青少年の健全育成などに協力する市民の割合	市民アンケートによる青少年の健全育成など教育に関する取組に参加する市民の割合	33.4%	28.4%	35.0%
市内中学校問題行動件数	市内中学校での問題行動の件数	—	83 件	75 件
学校安全ボランティア参加者数	学校安全ボランティアに参加した市民の数	—	2,504 人	2,500 人

部門別計画

教育振興基本計画

将来あるべき姿

次代の担い手としての青少年が、心身ともに健康に成長し、地域や社会の関わりを自覚しつつ、自己を確立しています。

市の取組

- ① 【少年非行の防止と環境浄化】学校、PTA、補導委員会、保護司、警察などの関係機関による青少年健全育成懇談会や、補導委員会による年間を通じた補導活動、環境調査活動、学・警・業による万引き防止対策会議などの実施により、青少年の非行防止と環境浄化に取り組みます。
- ② 【ネット見守り隊活動の推進】小・中学校、県立社高等学校、各PTA、兵庫教育大学、警察、補導委員会、教育委員会で「ネット見守り隊」を設置し、地域を挙げてネットによる子どもたちへの被害やトラブル防止に取り組みます。
- ③ 【子どもの安全とあいさつの推進】学校安全ボランティア（スクールガード）として、校区ごとに「子ども見守り隊」を組織し、登下校の見守り活動とともに、あいさつによって子どもたちと顔の見える関係を築いていきます。

市民・事業者等の取組

- 市民は、あいさつや見守り活動を通して、子どもたちとより良い関係を築いていきます。
- 市民は、携帯電話やインターネット問題に対する知識を深めていきます。
- 市民は、補導活動やネット見守り隊に積極的に参加し、青少年の健全育成に協力します。
- 商業施設等の事業者は、未成年者に対して、酒やたばこを販売しません。
- 商業施設等の事業者は、青少年愛護条例等を遵守し、初発型非行の防止に努めます。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	II 『安全』 人と自然が調和した 安全なまち
施 策	1 豊かな自然の保全・活用
主要施策	(1) 水と緑の保全と創造(No.8)

まちの現状と課題

① 市内にはのどかな田園が広がり、加古川、東条湖、三草山などの自然資源のほか、播磨中央公園、やしろの森公園、平池公園などが整備され、緑豊かな環境に包まれるとともに、多様な生物の生息空間となっています。次代にこの豊かな環境を引き継ぐため、協働による保全の取組を進める必要があります。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
公園や緑地等の清掃活動に参加した市民の割合	市民アンケートによる公園や緑地等の清掃などに参加したことがある市民の割合	—	62.7%	75.0%
環境学習参加者数	かとう自然がっこく（森の巻、川の巻）などへの参加者数	—	24人	50人

部門別計画

環境基本計画

将来あるべき姿

水辺や森林が、自然とのふれあいや憩いの空間となり、公園や緑地が遊びや交流の場として利用されています。

市の取組

① 【水と緑の保全と創造】豊かな自然環境を、市民との連携により保全し、有効活用するとともに、河川、水路、ため池、里山、自然林などの多様な生物の生息空間を守っていきます。

市民・事業者等の取組

- 市民は、森や川の学習会・観察会を通じて、森や川が持つ様々な機能を理解します。
- NPO やボランティア団体は、水や緑の保全や環境などに関する専門的なノウハウを積極的に提供し、森の木や川の水の重要性を市民に伝えます。
- 市民や事業者は、自然保護活動に協力します。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	II 『安全』 人と自然が調和した 安全なまち
施 策	2 環境にやさしい暮らしづくり
主要施策	(1) 環境衛生の推進(No.9)

まちの現状と課題

- ① 不法投棄や野焼き、ペットのふんの置き去り、ごみやたばこのポイ捨てがなくならないため、環境美化意識の啓発やパトロールを強化する必要があります。
- ② 地域ぐるみで、水路や道路側溝の清掃作業が行われ、地域の環境衛生が保たれていますが、空き家・空き地の増加や動物の飼い主のモラル低下などに伴い、地域の環境悪化が懸念されています。
- ③ 地区や寺院が運営している墓地の状況を把握し、今後のあり方を検討する必要があります。
- ④ 公害発生源の規制により公害を未然に防止するとともに、河川やかんがい用水路などの公共用水域の水質改善や良好な生活環境の保全活動を進めるために、市民や事業者と連携して取り組んでいく必要があります。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
まちの清潔さ・美観の保全の満足度	市民アンケートによるまちの清潔さ・美観の保全について満足と感じる市民の割合	50.7%	56.7%	70.0%
公害の防止の満足度	市民アンケートによる公害の防止について満足と感じる市民の割合	62.8%	72.5%	80.0%
クリーンキャンペーン参加者数	地区が行うクリーンキャンペーンに参加した人数	—	8,638 人	14,000 人
ペットのふん公害等苦情件数	ペットのふん公害や飼い方などの苦情案件取扱件数	—	20 件	5 件

部門別計画

環境基本計画

将来あるべき姿

環境美化や環境汚染に対する意識を高めるとともに、ポイ捨てや不法投棄の防止、クリーンキャンペーンに地域ぐるみで取り組んで、ごみのない美しいまちになっています。

市の取組

- ① 【環境美化などの推進】不法投棄や野焼き、ペットのふん被害などへの対応とともに、クリーンキャンペーンの実施、ごみステーションの適切な維持管理など、地域ぐるみや団体の自主的な環境美化活動を支援します。
- ② 【衛生対策などの充実】新たに空き家・空き地の衛生管理対策を進めるとともに、動物の飼い主の義務と責任についての啓発や狂犬病予防注射の促進により人と動物が共生するなど、衛生的で安全な地域づくりに取り組みます。
- ③ 【適正な墓地環境の確保】墓地計画に基づいて、墓地の設置や廃止に関して、適正に指導します。
- ④ 【生活環境の保全】公害などの未然防止のため、生活環境の状況を監視するとともに、公害発生源に対して実態調査、啓発活動、規制などを実施します。

市民・事業者等の取組

- 市民は、ごみやたばこのポイ捨てをしません。
- ペットの飼い主は、責任を自覚しマナーを守ります。
- 市民は、自然環境への負荷軽減に努め、川や森など身近な自然を大切にします。
- 市民は、公害や環境問題に関心を持ち、地域の環境維持に積極的に協力します。
- 市民は、クリーンキャンペーンなど地域の環境美化活動に取り組み、水路や道路側溝などの衛生管理に努めます。
- 事業者は、環境を意識した事業活動を推進します。
- 事業者は、公害の発生を予防するとともに、近隣の生活環境に配慮します。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	II 『安全』 人と自然が調和した 安全なまち
施 策	2 環境にやさしい暮らしづくり
主要施策	(2) 地球環境の保全に向けた取り組みの推進(No.10)

まちの現状と課題

- ① 地球温暖化対策として、温室効果ガスの発生を抑制し、低炭素社会への転換が求められていますが、市民にとって欠くことのできない移動手段である自動車などが、生活で発生する温室効果ガスの中で大きなウエイトを占めています。
- ② 地域の自然環境や資源を活用し、様々な場面での環境教育・環境学習の実践により、地球環境の保全につなげることが必要です。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
太陽光発電などエネルギー施策の重要性	市民アンケートによるエネルギーの節約や太陽光発電など自然エネルギーの有効活用が重要だと思う市民の割合	84.7%	85.1%	85.1%
エコドライブ教室参加者数	エコドライブ教室の参加者数	—	15人	20人
住宅用太陽光発電システム設置数	住宅用太陽光発電システム設置基数	—	86基	700基

部門別計画

環境基本計画

将来あるべき姿

市民・事業者・行政が省エネルギー、省資源などに取り組み、地球環境にやさしい持続可能な社会が構築されています。

市の取組

- ① 【地球環境に配慮したまちづくり】住宅用太陽光発電の設置費用の助成や、市の施設に太陽光発電などの新エネルギーを導入することで、低炭素社会への転換に取り組みます。また、省エネルギー・省資源化を推進し、ライフスタイルをEV車をはじめとした低燃費のエコカーや省エネ家電などに転換することで、地球環境負荷の軽減に努めます。
- ② 【環境教育・環境学習の推進】地域と学校が共同で取り組む地域資源を活かした環境教育等の取組が行えるように、地域や各種団体などの理解と協力を得て、組織・体制づくりを進めます。

市民・事業者等の取組

- 市民は、地域活動や環境学習会などに積極的に参加し、ライフサイクルコストの軽減も含めた地球にも家計にもやさしい新しいライフスタイルへの移行を進めます。
- 市民は、環境に配慮した商品の購入に努めます。
- 市民は、住宅用太陽光発電の設置など新エネルギーを積極的に導入します。
- 事業者は、学校などへの環境学習の専門知識の提案や、環境に関連した地域活動への積極的な関わりを推進します。
- 事業者は、環境マネジメントシステムの構築など、環境を意識した事業活動を行います。
- 事業者は、環境に配慮した商品を開発します。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	Ⅱ 『安全』 人と自然が調和した 安全なまち
施 策	2 環境にやさしい暮らしづくり
主要施策	(3) 廃棄物の減量・リサイクルの推進(No.11)

まちの現状と課題

- ① 大量生産、大量消費型の社会構造は、豊かで便利な生活を支える反面、環境への負荷を増大させることから、ごみの減量・資源化の徹底による「循環型社会づくり」が求められています。
- ② 現行のごみ処理体制は、社地域と東条地域では小野加東環境施設事務組合小野クリーンセンター、滝野地域では北播磨清掃事務組合みどり園という2つの一部事務組合による処理体制になっています。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
ごみの減量化の取組の満足度	市民アンケートによる資源をリサイクルするなどごみの減量化について満足と感じる市民の割合	73.4%	76.4%	80.0%
環境に配慮した取組に参加する市民の割合	市民アンケートによる環境に配慮した取組に参加する市民の割合	49.9%	52.4%	60.0%
生活系ごみ排出量	市民1人1日当たり生活系ごみ排出量（県下41市町ランキング）	570g (6位)	500g (一位)	491g (1位)
事業系ごみ排出量	市民1人1日当たり事業系ごみ排出量（県下41市町ランキング）	372g (25位)	255g (一位)	200g (10位)
リサイクル率	ごみ排出量に対して資源化した量の割合	14.7%	—	20.2%

部門別計画

環境基本計画

一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）

将来あるべき姿

市民・事業者・行政のパートナーシップにより3Rを積極的に推進し、ごみを出さない循環型のライフスタイルへの転換や事業活動が行われています。

※3R：リデュース（Reduce：ごみになるものを減らす）

リユース（Reuse：何度も繰り返し使う）

リサイクル（Recycle：資源として再利用する）

市の取組

- ① **【廃棄物の減量・資源化の推進】**不要品情報の提供やマイバッグ運動の推進、3R意識の向上などにより、市民のごみの排出を抑制します。また、ごみの分別収集を徹底するとともに、資源ごみ集団回収など市民の主体的な活動を支援し、資源化を推進します。
- ② **【廃棄物処理基盤の整備と適正処理の推進】**2つのごみ処理施設の構成市町と連携し、ごみを適切に処理するとともに、施設を適正に維持していきます。また、市の将来のごみ処理体制のあり方や埋立処分地と残土処理場の有効活用について検討します。

市民・事業者等の取組

- 市民や事業者は、廃棄物処理についてのそれぞれの責務を明確にし、実践します。
- 市民は、マイバッグ運動に取り組むとともに、詰め替え用商品の購入を心がけます。
- 市民は、団体やPTAが実施する資源ごみ集団回収に協力します。
- 市民は、ごみを出さない生活スタイルへの転換に努めます。
- 事業系ごみは、事業者自らによる処理を徹底します。
- 地域は、ごみステーションの適切な維持管理やごみの分別を徹底します。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	Ⅱ 『安全』 人と自然が調和した 安全なまち
施 策	3 交通安全・防火体制の充実
主要施策	(1) 交通安全対策の推進(No.12)

まちの現状と課題

- ① 道路環境や交通条件の変化等により、引き続き誰もが安全で快適に移動できる道路環境の整備が求められています。
- ② 様々な交通安全対策に取り組んできましたが、交通事故を防止し被害者を減少させるためには、引き続き交通安全意識の普及啓発に努める必要があります。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
交通安全への取組に対する満足度	市民アンケートによる交通安全意識の普及・啓発について満足と感じる市民の割合	—	77.2%	80.0%
人身事故発生件数	人身事故の発生件数	309 件	263 件	200 件
高齢者交通安全教室参加者数	高齢者交通安全教室の参加実数	—	468 人	1,000 人

部門別計画

将来あるべき姿

市民一人ひとりが交通ルールやマナーを守り、交通事故のない安全で安心なまちになっていきます。

市の取組

- ① **【交通安全施設の整備】**カーブミラーやガードレール、道路標識等を整備するとともに、交通危険箇所を改善します。また、市内小・中学校等の通学路の歩行帯を充実するなど、子どもたちだけでなく誰もが安心して通行できる道路環境を確保します。
- ② **【交通安全の啓発】**警察や交通安全協会と連携し、幼児、児童・生徒、高齢者など年齢に応じた交通安全教室や、街頭キャンペーンなどに取り組み、交通安全意識の普及・啓発に努めます。

市民・事業者等の取組

- 市民は、交通安全意識を高めるとともに、交通ルールやマナーを守り、安全な交通行動を実践します。
- 地域や企業は、組織や団体の形態に応じた交通安全教室などを実施し、交通安全意識の普及・啓発に努めます。
- 事業者は、従業員などに交通ルールの遵守や交通マナーの向上について研修し、交通安全を徹底します。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	II 『安全』 人と自然が調和した 安全なまち
施 策	3 交通安全・防火体制の充実
主要施策	(2) 消防・救急体制の充実(No.13)

まちの現状と課題

- ① 多種多様化する災害に備え、消防施設や設備、資機材を整備するとともに適正な人員配置に努めるなど、消防力を強化する必要があります。
- ② 高齢化の進展や疾病構造の変化、多発する交通事故など、救急需要の増加や救急処置の増加に対応するため、救急・救助体制の強化・充実が求められています。
- ③ 火災は、未然防止や初期消火が最も大切であることから、事業所等に対する指導の充実や、市民の防火に対する意識の高揚が必要です。
- ④ 消防団は、地域防災の要であることから、災害に備え技術の向上に努めながら資機材を計画的に整備するとともに、社地域、滝野地域、東条地域での情報提供・伝達手段を統一する必要があります。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
消防団員数	消防団員数	1,262 人	1,219 人	1,269 人
火災発生件数	火災発生件数	25 件	30 件	20 件
救急出動件数	救急車の出動件数	1,361 件	1,518 件	1,500 件

部門別計画

将来あるべき姿

消防、救急・救助体制を整備し、充実することにより、市民の生命と財産が守られています。

市の取組

- ① **【消防体制の強化】** 消防広域化の観点から、効率的かつ効果的な消防体制を構築し、北はりま消防組合と連携して計画的に消防施設や設備、資機材を整備するとともに、研修などにより消防業務に必要な資格取得や知識・技能の向上など人材育成を推進し、消防力を強化します。
- ② **【救急・救助体制の強化】** 加東消防署では、様々な救急需要に対応するために救急救命士を養成し、心肺停止などの重篤患者の救命率を向上させます。また、心肺蘇生法やAEDの使用など、応急手当技術を市民に広く普及し、救急・救助体制を強化します。
- ③ **【火災予防体制の強化】** 事業所等に対して、防火対象物及び危険物施設の事故を防止するための査察を強化するとともに、防火管理者や危険物保安監督者を通じて消防設備・危険物施設の維持管理徹底を指導します。また、住宅火災の未然防止や初期消火のために、住宅用火災警報器の設置指導や防火講習会を強化・充実します。
- ④ **【消防団の強化・充実】** 災害に迅速・的確に対応するために、常備消防及び自主防災組織との連携を深めながら、各種の訓練を実施するとともに、様々な取組により消防団員を確保し、体制を強化します。また、消火栓や防火水槽などを消防力の基準に基づき計画的に整備するとともに、情報提供システムの構築を進めます。

市民・事業者等の取組

- 市民は、防火・防災、応急手当に関する意識や知識を高めます。
- 市民は、住宅用防火機器を設置します。
- 対象となる市民は、進んで消防団に入団し、地域防災力の強化に寄与します。
- 地域は、日常的な予防や初期消火ができるよう消火活動訓練などを実施し、防火意識を高めます。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	II 『安全』 人と自然が調和した 安全なまち
施 策	4 災害に強いまちづくり
主要施策	(1) 防災・減災力の強化(No.14)

まちの現状と課題

- ① 災害の甚大化や複雑化に対して、総合的な防災、危機管理体制を確立する必要があります。
- ② C A T V、安全安心ネット、携帯電話会社のシステムを活用し、災害などの緊急時に対応する情報提供システムを整備、充実する必要があります。
- ③ 自主防災組織の育成や防災意識の向上に努め、地域防災力を強化する必要があります。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
防災対策の満足度	市民アンケートによる地震や風水害などの防災対策について満足と感じる市民の割合	67.7%	67.0%	80.0%
防災を意識する市民の割合	市民アンケートによる災害時の備えなどを意識している市民の割合	50.4%	54.0%	70.0%

部門別計画

地域防災計画

水防計画

国民保護計画

※「指標の考え方」の「・・・を意識している市民の割合」は、「意識している」「少しは意識している」の合計値です。(以下同じ。)

将来あるべき姿

それぞれが災害や有事に際しての役割を認識し備えることで、災害に強い安全で安心して暮らせるまちを担っています。

市の取組

- ① **【総合的な防災施策の推進】**地域防災計画、水防計画、国民保護計画に基づき、想定される様々な災害に備え、迅速かつ的確に対応できる防災体制、防災施設、防災備蓄を整備、確保します。
- ② **【防災基盤の整備・充実】**防災無線の整備を含め、CATV網を活用した災害時情報ネットワークの構築など、情報提供手段の統一を進めます。また、携帯電話会社の「緊急情報メール」の活用や「公共情報コモンズ」により市民への様々な情報提供体制を確立します。
- ③ **【地域防災力の向上】**地域の実情を踏まえた防災訓練や講習会を実施するとともに、地域防災マップの作成を支援するなど自主防災組織を育成、強化します。また、引き続き学校と自主防災組織との合同訓練を実施し、学校と地域の防災力向上を支援します。さらに、民間企業も含め関係機関との災害協定締結を進めます。

市民・事業者等の取組

- 市民は、災害時に備えて、食糧や飲料水などを備蓄するとともに、非常時持ち出し品を準備します。
- 市民は、積極的に災害ボランティア活動などに参加します。
- 市民や事業者は、土砂災害などに関する公共事業を理解し、協力します。
- 地域は、自主防災組織の育成や地域防災マップの作成など、地域防災力の向上に努めます。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ **【No.4 学校教育の充実】(P. 32)**教育委員会をはじめ関係部署と連携し、学校などの避難所の防災機能の整備、充実に努めます。

政 策	Ⅱ 『安全』 人と自然が調和した 安全なまち
施 策	5 防犯体制の強化
主要施策	(1) 防犯対策の充実(No.15)

まちの現状と課題

- ① 犯罪を未然に防止するために、様々な体制づくりとともに、防犯設備の一層の整備が必要です。
- ② 市民を犯罪から守るため、防犯情報の速やかな市民への提供が求められています。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
防犯体制を意識する市民の割合	市民アンケートによる自分の住まいなどの防犯体制を意識している市民の割合	61.8%	60.2%	70.0%
防犯対策の満足度	市民アンケートによる防犯パトロールの実施や安全安心ネットのメール配信について満足と感じる市民の割合	—	76.8%	80.0%
地域防犯・防災活動に参加する市民の割合	市民アンケートによる地域の防犯・防災活動に参加する市民の割合	45.7%	43.1%	50.0%

部門別計画

将来あるべき姿

警察やまちづくり防犯グループなどと連携し、地域ぐるみの防犯活動に取り組み、犯罪のない安全なまちになっています。

市の取組

- ① 【地域ぐるみの防犯活動の推進】警察やまちづくり防犯グループと連携した街頭キャンペーンや防犯パトロール、子ども見守り隊など、地域ぐるみの防犯活動に取り組みます。また、防犯灯については、これまでの地域からの要望による整備と省エネ対策としてのLED照明への転換だけでなく、通学路の安全確保の観点から重点的に整備します。
- ② 【防犯対策の啓発】講演会や広報紙をはじめCATVや携帯電話を活用し、迅速かつ的確に防犯情報を提供し、市民の防犯意識を高めるとともに、注意を喚起します。また、暴力団排除の取組を進めます。

市民・事業者等の取組

- 市民は、自転車にひったくり防止カバーを取り付けるなど、身近な防犯対策を心がけます。
- 空き家の管理や声かけなど、地域ぐるみで犯罪の起りにくく環境づくりに取り組みます。
- 声かけ運動や歳末の防犯パトロールなど自主的な防犯活動に、地域で取り組みます。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ 【No.4 学校教育の充実】(P. 32) 地域、学校との連携により、子どもの見守りを強化します。

政 策	II 『安全』 人と自然が調和した 安全なまち
施 策	5 防犯体制の強化
主要施策	(2) 消費者擁護と自立の促進(No.16)

まちの現状と課題

- ① 国際化や高度情報化社会の進展により商取引が複雑・多様化し、消費者被害が増加傾向にあることから、消費生活に関する正しい知識を普及するとともに、被害の未然防止や被害者救済のための相談体制の充実が求められています。
- ② 立入検査により消費生活の安全を確保するとともに、消費生活の充実に取り組む消費者グループを支援し、多くの自立した消費者を育成する必要があります。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
消費者の利益保護と相談体制充実の満足度	市民アンケートによる消費者の利益保護と相談体制の充実について満足と感じる市民の割合（※「普通」を除く。）	—	5.8%	20.0%
消費者被害件数	消費者被害の件数	—	80 件	50 件
消費者相談件数	消費者相談の件数	—	105 件	120 件

部門別計画

将来あるべき姿

消費者教育や自己責任の啓発により、市民が消費生活に関する正しい知識を身に付け、自立した消費者になって、安全で安心に暮らせています。

市の取組

- ① **【消費者教育・相談体制の充実】**市民が正しい知識や情報に基づいて、自らの的確な判断で購買活動が行えるように、消費生活に関する教育・啓発事業の実施や情報提供により、自立した消費者を育成します。また、消費者被害の救済や未然防止のために、消費生活問題に関する情報の提供や相談体制を充実します。
- ② **【消費者行政の推進】**生活用品や商品量目など関係法令に基づく立入検査を実施し、消費生活の安全を確保します。また、消費者の啓発活動や暮らしの改善、消費者力向上に取り組む消費者グループなどの自主的な活動を支援します。

市民・事業者等の取組

- 市民は、消費生活に関する適正な情報や正しい知識を身に付け、自立した消費者になるよう努めます。
- 市民は、契約者としての責任を自覚します。
- 消費者被害にあった場合は、早期に消費生活相談に相談します。
- 消費者協会は行政と連携し、消費者教育や情報提供、啓発活動などにより、消費生活に関する正しい知識を普及するとともに、人材を育成します。
- 消費者協会は、市の消費者教育や啓発活動に積極的に参加、協力し、消費者トラブルの事例を共有します。
- 消費者協会は、消費者の意見等を反映した安全・安心な製品の提供を求めたり、適正な表示の監視に努めます。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	Ⅲ 『安心』 健やかで心がふれあう やさしいまち
施 策	1 子育て支援の充実
主要施策	(1) 親子の健康づくり(No.17)

まちの現状と課題

- ① 少子化や核家族化、家族関係の多様化により、精神面での支援など細やかな個別支援の必要性が増しています。
- ② 親と子どもの健康の保持増進のために、乳幼児期からの基本的な生活習慣の確立が望れます。また、食育では、望ましい食習慣の形成が求められています。
- ③ 子どもを感染症から守るために、正しい知識の普及と予防接種の接種率向上、安全で有効な予防接種の実施が必要です。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
子育て支援の取組に対する満足度	市民アンケートによる地域や家庭での子育て支援の取組について満足と感じる市民の割合	69.3%	78.5%	80.0%
3歳児健診受診率	3歳児健康診査を受けた幼児の割合	95.8%	98.2%	100.0%
育児支援等連絡票による支援件数	課題のある妊産婦を早期に把握し、支援した件数	—	13 件	15 件
朝食の摂取率	アンケートによる朝ごはんを食べる5歳児の割合	—	88.2%	93.0%
定期予防接種の接種率	感染症予防の充実	62.4%	84.9%	90.0%

部門別計画

健康増進計画

将来あるべき姿

健康で安心して子どもを生み育てる環境が整っています。

市の取組

- ① **【出産・子育て環境の充実】**妊産婦訪問や乳幼児健診により様々な課題がある親子については、関係機関と連携しながら継続して支援するとともに、毎月の子育て何でも相談への参加を勧めたり、専門スタッフによる相談（課題解決）につなげていきます。
- ② **【生活習慣の確立と食習慣の形成】**「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進するとともに、乳幼児から児童・生徒までを対象とした食育や思春期対策を充実し、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めます。
- ③ **【感染症の予防】**C A T Vや広報紙を活用し、正しい知識の普及に努めるとともに、定期予防接種の接種率を向上します。

市民・事業者等の取組

- 妊産婦健康診査や乳幼児健康診査を受診します。
- 乳幼児の体調変化を見逃さず、早期に対応します。
- 地域は、母子保健推進員や民生児童委員をはじめとして、子育て世代を地域で見守る体制づくりに取り組みます。
- 事業者は、妊娠への配慮とともに、従業員の子どもが健康診査や予防接種を受けやすい職場環境に努めます。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ **【No.4 学校教育の充実】(P. 32)**市独自のインクルーシブ体制の実現を目指し、兵庫教育大学、福祉・健康担当部署と連携し「地域におけるインクルーシブ体制研究会」を組織します。
- ✓ **【No.18 子育て支援サービスの充実】(P. 60)**多様な相談体制や子育て支援サービスを提供し、出産や子育てに対する不安を解消します。
- ✓ **【No.19 要支援児童対策の充実】(P. 62)**就学前や就学後などそれぞれ関わりを持った機関が、次のライフステージに適切に支援を引き継ぎ、成長や成果を見守っていける体制を構築します。

政 策	Ⅲ 『安心』 健やかで心がふれあう やさしいまち
施 策	1 子育て支援の充実
主要施策	(2) 子育て支援サービスの充実(No.18)

まちの現状と課題

- ① 保育時間の拡大や病児・病後児保育、共働き家庭等における学童保育、児童館などでの子育てに関する相談や情報提供など、子育て関係施設の機能やサービスの充実が求められています。
- ② 核家族化の進展や女性の社会進出など子育て環境の変化に対応し、子育てに伴う経済的負担の軽減や仕事・家事と子育ての両立など、多様なニーズに対応する支援策を充実する必要があります。
- ③ 保育所や幼稚園への0歳児から2歳児までの入所希望が増加し、将来的に待機児童の発生が見込まれるため、「認定こども園」への移行などを検討していく必要があります。
- ④ 少子化対策や子育て支援の観点から、義務教育終了前の子どもの医療費を無料化しました。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
子育て支援に関わった市民の割合	市民アンケートによる市民相互の子育て支援に関わった市民の割合	—	7.4%	15.0%
子育て支援の取組に協力する市民の割合	市民アンケートによる子育て支援の取組に協力する市民の割合	34.0%	31.0%	40.0%
認定こども園設置数	幼保一元化の推進	—	—	1園
児童館来館者数	子育てで児童館を活用する親子の人数	30,437人	64,612人	70,000人
ファミリーサポート会員数	ファミリーサポート協力会員数	24人	251人	371人

部門別計画

次世代育成支援行動計画

地域福祉計画

将来あるべき姿

子どもや子育てに関する悩みや不安を相談できる環境が整い、地域で安心して子育てすることにより、子どもたちがすくすくと成長しています。

市の取組

- ① **【子育て関係施設の基盤整備】**保育所やアフタースクール、児童館を、安全かつ快適に利用できる施設として適正に管理運営するとともに、共働き家庭やひとり親の就労を支援するなど、より一層の利便性向上を目指して、機能やサービスを充実していきます。
- ② **【多様な子育て支援サービス】**児童館でのひろば事業やファミリーサポートセンターによる相互援助活動、家庭での育児・家事の支援、育児不安の解消、子どもの養育困難時の短期施設入所など、子育てに関する様々な支援を実施します。
- ③ **【就学前教育の充実】**子育て担当部署や教育委員会、保育所、幼稚園など関係機関が共通認識を持って、幼保一元化を基本とした就学前教育の充実に取り組みます。
- ④ **【子ども医療の充実】**子どもの医療費の無料化とともに、地域の子ども医療を守る観点から、時間外の緊急性のない安い医療機関の受診（以下「コンビニ受診」とします。）抑制などを啓蒙します。

市民・事業者等の取組

- 児童館や保育所では、様々な子育て情報を共有し、積極的に利用者と交流します。
- 虐待かなと思ったら、ためらわずに市や関係機関に連絡します。
- 保護者は、子どもが健やかに成長するための役割や責任を自覚します。
- 市民は、ファミリーサポートセンターの協力会員に登録するなど、子育てを支援します。
- 市民は、地域の小児医療を守るために、コンビニ受診を慎みます。
- 地域ぐるみで、子育て家庭を支援します。
- 事業者は、子育てと仕事が両立できる職場づくりに努めます。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	Ⅲ 『安心』 健やかで心がふれあう やさしいまち
施 策	1 子育て支援の充実
主要施策	(3) 要支援児童対策の充実(No.19)

まちの現状と課題

- ① 専門的な支援を必要とする子どもに対して、生き生きと成長できる保育・生活環境を整えるとともに、切れ目のない支援が受けられる体制づくりが必要です。
- ② 子ども一人ひとりに対する適切な支援とともに、児童発達支援センターなど放課後デイサービスなどの児童発達支援事業などの整備の方向性を確立する必要があります。
- ③ 児童虐待について、虐待の未然防止、早期発見、早期対応、保護、支援、アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援を行うためのネットワークの充実が必要です。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
保育所で問題行動のある児童の割合	障害児等保育事業を強化・充実し、問題行動を改善することによる対象児童数	—	3.03%	3.03%
要支援児童のサポートファイルの作成数	何らかの支援が必要な児に対して幼児期から必要な支援を継続して実施するためのサポートファイルの作成実績	—	158 件	258 件
乳幼児発達相談利用者数	乳幼児発達相談の利用者数	213 人	229 人	230 人
要保護児童数	児童虐待防止啓発・要保護児童対策地域協議会の活動による要保護児童数	74 人	246 人	246 人

部門別計画

次世代育成支援行動計画

地域福祉計画

将来あるべき姿

子ども一人ひとりに対して適切に関わり、支援できる環境を整えることにより、全ての子どもが健やかでいきいきと成長しています。

市の取組

- ① **【障害の発見、早期支援】** 発達に課題のある子どもと保護者に対し、育児の不安や困難感を軽減できるよう相談支援するほか、療育事業により小集団を通して子ども自身が持つ成長の芽を引き出します。また、3歳児健診以降も発達障害児早期支援事業を通して保健、医療、福祉、保育、教育が連携し、切れ目なく支援します。
- ② **【要支援児童施策の充実】** サポートファイルを活用し、子ども発達支援連絡会などを通じた関係機関との連携により、幼児期から必要な支援を継続して実施します。また、兵庫教育大学との連携により全ての保育所で特別支援保育コーディネーターを育成し、保育士の技能と保育環境を向上し、全ての園児に対応していきます。
- ③ **【児童虐待の防止】** 要保護児童対策地域協議会により医療、保健、福祉、教育、警察、民間団体等の関係機関が連携し、虐待の可能性がある児童への対応や適切な保護・支援について協議・実践することで、児童を守ります。

市民・事業者等の取組

- 市民は、障害のある子どもや支援の必要な子どもに対する理解を深めます。
- 市民は民生児童委員と連携し、虐待を受け助けを求める子どもを保護し、守れる体制を築きます。
- 主任児童委員は、生後4か月までの乳児の家庭を訪問することで育児環境を把握するとともに、その役割を周知し、つながりを深めます。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ **【No.4 学校教育の充実】(P. 32)** 市独自のインクルーシブ体制の実現を目指し、兵庫教育大学、福祉・健康担当部署と連携し「地域におけるインクルーシブ体制研究会」を組織します。
- ✓ **【No.17 親子の健康づくり】(P. 58)** 就学前や就学後などそれぞれ関わりを持った機関が、次のライフステージに適切に支援を引き継ぎ、成長や成果を見守っていける体制を構築します。
- ✓ 北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園と連携し、その運営を支援します。

政 策	Ⅲ 『安心』 健やかで心がふれあう やさしいまち
施 策	2 健康づくりの充実
主要施策	(1) 健康増進の推進(No.20)

まちの現状と課題

- ① 健康づくりや生活習慣病の予防に効果がある「運動」は、「わかっていてもできない」状況があるため、「運動を習慣化する」仕組みづくりが求められています。また、学齢期を含めた若い世代から正しい食習慣や口腔ケアを身に付けることが、重要になっています。
- ② 市民一人ひとりが心の健康の重要性を認識し、かけがえのない「いのち」を大切にする健やかな地域づくりのための対策が求められています。
- ③ 市民を感染症から守るために、正しい知識の普及とともに予防接種の接種率向上や、安全で有效的な予防接種を実施する必要があります。
- ④ 平成20年度健康増進計画アンケート調査では、「健康診査やがん検診の充実」が行政の健康づくり支援策の第1位になりましたが、現実の健康診査等の受診率は低位であることから、市民が受診しやすい環境や体制を整える必要があります。
- ⑤ 生活習慣病の予防には、対象者に直接働きかける特定保健指導などとあわせて、地域全体の健康度を向上させるなど、集団全体への働きかけを組み合わせて実施することが有効です。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
健康増進の推進などの取組に対する満足度	市民アンケートによる健康増進の推進や生活習慣病予防の充実について満足と感じる市民の割合	70.3%	84.6%	85.0%
生活習慣に気をつける市民の割合	市民アンケートによる健康のために生活習慣に気をつける（意識している）市民の割合	—	82.1%	85.0%
歯周疾患検診及び歯科相談件数	歯周疾患検診及び歯科相談の件数	—	402 件	800 件
20歳以上の特定基本健康診査受診者数	20歳以上の特定基本健康診査の受診者数	—	4,002 人	4,200 人
サンサンチャレンジ達成率	サンサンチャレンジ初回参加者の3か月で3kg減量の達成率	—	24.8%	35.0%

部門別計画

健康増進計画

将来あるべき姿

市民一人ひとりが健康への意識を高め、生涯を通して主体的に健康づくりに取り組み、明るく元気に暮らしています。

市の取組

- ① **【体の健康づくりの推進】** 健康づくりについて気軽に学び、実践できる機会を設けるなど、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを応援します。また、健康で豊かな生活の実現には食習慣や歯の健康づくりが大切であることから、「食」に関する知識や健康的な食生活、正しい口腔ケアなどについての普及・啓発を充実します。
- ② **【心の健康づくりの推進】** こころの健康づくりネットワーク会議などにより各種団体との連携を強化し、心の健康づくりに関する啓発や気軽に相談できる体制整備など、ライフステージに応じた支援を充実します。
- ③ **【感染症の予防】** CATVや広報紙を活用し、正しい知識を普及するとともに、各種の予防接種の接種率を向上し、感染症を予防します。
- ④ **【健康診査の充実】** 特定健診受診者の健診費用の軽減や、各種無料クーポン検診により個人負担を軽減します。また、個別健診の実施により健診機会を充実し、受診者の満足度を高めています。
- ⑤ **【生活習慣病予防の推進】** 数多くの参加者を得て、集団で生活習慣病予防に取り組める機会を充実するとともに、健康づくりを推進するリーダーを育成し、予防の相乗効果を創出します。

市民・事業者等の取組

- 市民は、睡眠を十分にとり、自分にあった楽しくできる運動を、生活習慣に取り入れます。
- 市民は、野菜を意識的に食べるなど栄養バランスのとれた食生活を心がけます。
- 市民は、かかりつけ医やかかりつけ歯科医を持ち、定期検診を受けます。
- 市民は、「自分の健康は自分でつくる」という意識を持って健康を管理し、健康づくりに取り組みます。
- いづみ会は、各年代に応じた様々な活動を通して、食育に取り組みます。
- 事業者は、メンタルヘルスを含めた従業員の健康管理に努めます。
- 事業者は、健康づくりを目的とした活動に主体的に参加し、市民への声かけや市の事業に積極的に協力します。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ **【No.6 生涯スポーツ・レクリエーションの推進】(P.36)** 市民の健康・体力づくりのため、様々なスポーツの機会を提供します。

政 策	Ⅲ 『安心』 健やかで心がふれあう やさしいまち
施 策	3 高齢者保健福祉の充実
主要施策	(1) 高齢者の介護予防と生きがいづくりの推進(No.21)

まちの現状と課題

- ① 要支援・要介護に陥るおそれのある人を早期に発見し、効果的な介護予防事業を実施する必要があります。また、介護予防事業に参加した高齢者が地域のリーダーとして、介護予防を推進していく仕組みづくりが求められています。
- ② 単位老人クラブの各種活動を支援するとともに、クラブ組織のない地区への各種活動の推進や、閉じこもりで外出機会の少ない高齢者に交流の場を提供するなど、生きがいや健康づくりの活動を促進する必要があります。
- ③ 敬老会等の事業は、より多くの高齢者が集えるように、高齢者に身近なところで、きめ細やかな事業実施が望まれています。
- ④ 認知症を抱える家族の負担を軽減する施策や事業が、求められています。
- ⑤ 今後、団塊の世代が高齢期を迎えることから、高齢者医療費の増加が見込まれています。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
介護予防を心がける市民の割合	市民アンケートによる自身や家族の介護予防を心がけている（意識している）市民の割合	—	68.6%	75.0%
在宅介護の取組に対する満足度	市民アンケートによる高齢者が自宅などで安心して暮らせる取組について満足と感じる市民の割合	—	72.9%	80.0%
一次予防事業参加者数	生活機能を維持・向上する事業への参加延人数	751 人	628 人	800 人
二次予防事業参加率	要介護状態になるおそれのある高齢者の事業への参加率	15.0%	17.2%	20.0%
高齢者の介護予防意識の醸成と筋力低下の予防状況	まちかど体操教室に取り組む地域のグループ数	—	—	100G

部門別計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

将来あるべき姿

高齢者が、これまでに培った豊かな経験や知識を活かして、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らしています。

市の取組

- ① **【介護予防事業の充実】** C A T V や広報紙などあらゆる機会を通じて介護予防事業を P R とともに、地域や民生児童委員などと連携し、介護予防事業への多くの参加を得て、高齢者の身体機能（生活機能）の低下を防止します。また、介護予防を普及・啓発する地域リーダーの活動を支援します。
- ② **【高齢者の生活や活動への支援】** 高齢者による高齢者支援活動（見守り、話し相手など）や地域を豊かにする社会活動、世代間交流活動の機会の充実などに社会福祉協議会と連携し取り組みます。また、住み慣れた地域で長く暮らせるように、住宅改造への助成や外出支援対策としての福祉タクシーアル成事業を継続して実施します。
- ③ **【敬老事業の実施】** より多くの高齢者が参加できる敬老会するために、小・中学校区単位のまちづくり協議会による身近な地域での敬老会実施を支援します。また、金婚式などの敬老事業の実施により、高齢者の生きがいを醸成するとともに、市民の敬老意識を高めます。
- ④ **【介護する家族などへの支援】** 家族介護用品を継続して支給するとともに、認知症を抱える家族間の交流の場の提供や介護教室を充実し、家族の負担軽減に努めます。
- ⑤ **【高齢者医療の充実】** 国が定める新たな高齢者医療制度及び兵庫県の福祉医療制度（老人医療費助成制度、高齢重度障害者医療費助成制度）に基づき、高齢者が安心して受診できる環境を整えます。

市民・事業者等の取組

- 高齢者は、進んで地域社会活動に参加するとともに、定期的に体を動かし、心身の機能低下の予防に努めます。
- 市民は、認知症に対する知識を深め、高齢者を理解します。
- 地域や民生児童委員、老人クラブ連合会などは、介護予防事業への参加を奨励します。
- 地域は、認知症高齢者の見守りや、高齢者の虐待を未然に防止できる地域づくりに取り組みます。
- 単位老人クラブは、高齢者の生きがいづくり、健康づくり活動に積極的に取り組みます。
- 社会福祉協議会は、自主事業や委託事業を通して、高齢者の生活や活動を支援します。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	Ⅲ 『安心』 健やかで心がふれあう やさしいまち
施 策	3 高齢者保健福祉の充実
主要施策	(2) 介護サービスの充実(No.22)

まちの現状と課題

- ① 介護保険制度発足から 10 年以上が経過し、要支援や要介護者が安心して暮らしていくための基盤が充実してきましたが、要介護認定者や介護給付費は年々増加傾向にあることから、適正な運営が求められています。
- ② 支援が必要な高齢者の把握や地域での見守り体制の充実など、地域の特性を踏まえた「地域包括ケア」体制を構築する必要があります。
- ③ 高齢化率が上昇を続け、より質の高い介護サービスが求められる中で、介護現場での人手不足など、厳しい運営を強いられている介護サービス事業者も見受けられます。
- ④ ケアホームかとうは、介護老人保健施設として介護サービスの質の確保・向上に努めています。しかし、平成 2 年に開設した施設のため老朽化による修繕箇所の増加や、看護師及び介護職員の確保などの課題があります。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
高齢者福祉サービスの取組に対する満足度	市民アンケートによる高齢者福祉サービスについて満足と感じる市民の割合	—	76.8%	80.0%
ケアホームかとうの利用率	ケアホームかとうの長期及び短期入所の入所利用率	79.4%	84.0%	96.0%
要介護認定率	65 歳以上に占める要介護認定者の割合	16.9%	19.0%	19.0%
介護給付費割合	介護給付費の計画値に対する実績値の割合	95.8%	110.0%	100.0%

部門別計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

将来あるべき姿

介護を必要とする高齢者などが、地域、行政、関係機関のネットワークの中で必要十分なケアや支援を受けられるまちになっています。

市の取組

- ① **【介護保険制度の円滑な運営】** 加齢により要支援・要介護状態になっても安心して日常生活が営めるように、介護保険制度の安定運営に努め、各種介護サービスの適切な質と量を確保していきます。
- ② **【地域包括ケアの推進】** 地域包括支援センターを拠点に、高齢者の総合的な相談支援や介護・認知症予防、虐待防止、権利擁護など、高齢者が心身の状況に応じて必要な支援を適切に受けられるように取り組みます。
- ③ **【介護保険制度の基盤整備】** 介護保険事業計画に基づき地域密着型サービス施設を整備するとともに、施設利用の周知に努めます。また、特別養護老人ホームの増床など、必要量（需要量）に応じた供給量を確保します。
- ④ **【ケアホームかとうの運営】** 利用者や家族が安心して生活できるよう質の高いサービスを提供します。一方で、施設の運営については、加東市民病院との連携を密にし、施設の利用率向上に取り組むとともに、計画的にサービス環境を改善します。

市民・事業者等の取組

- 事業者は、提供している介護サービスの内容や費用負担、相談内容などについて積極的に情報を提供するとともに、介護サービスの質の向上に努めます。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	Ⅲ 『安心』 健やかで心がふれあう やさしいまち
施 策	4 障害者・要援護者福祉の充実
主要施策	(1) 障害者福祉の充実(No.23)

まちの現状と課題

- ① 障害に対する理解を深めるとともに、障害者と地域住民との交流機会を拡大し、社会参加を促進する必要があります。
- ② 相談支援体制の充実などにより、障害者の多様なニーズに対応していく必要があります。また、手話通訳などコミュニケーション支援体制の充実や、グループホームなどの生活の場の確保が求められています。
- ③ 障害者が、福祉的就労のみならず一般就労できるように、就労体験を含めて雇用を拡大するための支援体制を、一層整備する必要があります。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
障害者に対する取組の満足度	市民アンケートによる障害者などの自立支援や社会参加の促進について満足と感じる市民の割合	62.9%	75.3%	80.0%
障害者に対しても分け隔てなく接する市民の割合	市民アンケートによる障害者に対しても分け隔てなく接する市民の割合	—	76.1%	80.0%
障害者の相談件数	障害者生活支援センターの利用件数	—	3,815 件	4,000 件
障害者の一般就労に結びついた人数	障害者が相談等を通じて就労した人数	—	4 人	4 人

部門別計画

障害者基本計画・障害福祉計画

地域福祉計画

将来あるべき姿

障害者一人ひとりの心身の状況や個々のニーズに応じた福祉サービスや支援を受けながら、社会活動への参加や就労機会が確保され、社会的、経済的に自立しています。

市の取組

- ① **【障害者の社会参加の促進】**障害者が、心身の状況に応じて多様な社会活動に継続して参加できるように、きめ細かなサービスを提供するとともに、障害者団体の活動を支援します。
- ② **【障害者の生活支援の強化】**障害者がいきいきと健康的に生活できるように、虐待防止と「障害者福祉のしおり」による情報提供、さらに居宅介護や生活介護、日常生活用具の給付などの福祉サービスを充実します。また、兵庫県の福祉医療制度（重度障害者医療費助成制度）に基づき安心できる環境を整えます。
- ③ **【雇用・就労への支援】**福祉作業所などの福祉的就労の場の拡充だけでなく、北播磨障害者就業・生活支援センターなどと連携し、一般就労に向けた支援に取り組んでいきます。

市民・事業者等の取組

- 市民は、手話の習得や研修会への参加など、障害に対する理解を深めます。
- 地域は、障害のある人などの地域生活や就労、社会参加にできる範囲で協力します。
- 事業者は、障害のある人の就労への理解と、積極的な雇用に取り組みます。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ **【No.4 学校教育の充実】(P. 32)**市独自のインクルーシブ体制の実現を目指し、兵庫教育大学、福祉・健康担当部署と連携し「地域におけるインクルーシブ体制研究会」を組織します。
- ✓ **【No.14 防災・減災力の強化】(P. 52)**災害時要援護者を、地域と行政の協働で支援する体制を整えます。

政 策	Ⅲ 『安心』 健やかで心がふれあう やさしいまち
施 策	4 障害者・要援護者福祉の充実
主要施策	(2) 要援護者に対する支援(No.24)

まちの現状と課題

- ① 生活保護制度の適正な運用とともに、自立可能な世帯に対して適正な指導・助言により、自立を促進していく必要があります。また、派遣切り等の離職に伴う住宅喪失者に対しても支援する必要があります。
- ② ひとり親家庭などが、できるだけ早く経済的に自立するために、就労等の支援や医療費の負担軽減などが必要です。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
社会保障の取組に対する満足度	市民アンケートによる社会保障に関する取組について満足と感じる市民の割合	—	63.9%	70.0%
児童扶養手当受給者の自立数	児童扶養手当受給者の就労支援件数	—	10 件	20 件
生活保護からの自立世帯数	就労による保護の廃止件数	0 件	1 件	5 件
生活保護の適正運用（漏救・濫救防止）の取組数	生活保護世帯の訪問件数	581 件	772 件	900 件
住宅喪失者の就労	住宅手当受給者のうち就労した人の割合	—	77.8%	100.0%

部門別計画

将来あるべき姿

生活困窮者が、必要な支援を適正に受けて、安定した生活を営みながら、自立更正に取り組んでいます。

また、ひとり親家庭が、経済的に自立し、安心して暮らしています。

市の取組

- ① 【生活困窮者などへの自立支援】生活困窮者、行旅病人死亡人、成年後見制度利用者及び離職に伴う住宅喪失者に対して法に基づいて適正に対応し、対象者の自立に向けて支援します。また、生活保護においては、漏救・濫救を防ぐよう体制を強化します。
- ② 【ひとり親などへの支援】ひとり親家庭などの自立と生活の安定のために、母子自立支援員などの相談体制を整備・充実し、日常生活や就労について支援します。また、兵庫県の福祉医療制度（母子家庭等医療費助成制度）に基づき安心して受診できる環境を整えます。

市民・事業者等の取組

- 市民は良き隣人として、悩みを相談し合える人間関係を築きます。
- 事業者は、自立が可能な雇用条件での採用に努めます。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ 【No.34 就労環境の充実】(P. 92) ハローワークや就労支援担当部署との連携により「福祉から就労」へ転換を進めます。

政 策	Ⅲ 『安心』 健やかで心がふれあう やさしいまち
施 策	5 医療の充実
主要施策	(1) 地域医療サービスの充実(No.25)

まちの現状と課題

- ① 市民アンケートでは、医療体制の整備・充実に対する市民の重要性は高く、満足度が低くなっていることから、市民ニーズに合った医療の提供と安定した医療体制の充実が必要です。
- ② 医師や看護師不足など厳しい医療環境の中で、単独の病院で完結していた医療から、北播磨医療圏域全体を一つの医療機関として捉えた「地域完結型医療」へ転換する必要があります。
- ③ 2025 年問題など後期高齢者人口の増加をはじめとする高齢化社会の進展に対応できる医療提供体制の構築が求められています。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
医療体制の満足度	市民アンケートによる医療体制の整備・充実について満足と感じる市民の割合	41.1%	57.6%	65.0%
かかりつけ医を持つ家庭の割合	市民アンケートによるかかりつけ医を持っている世帯の割合	—	69.3%	80.0%
加東市民病院の紹介率	紹介率による加東市民病院と地域医療機関との連携状況	25.1%	28.5%	34.0%
加東市民病院の逆紹介率	逆紹介率による加東市民病院と地域医療機関との連携状況	23.9%	25.1%	34.0%
加東市民病院の人間ドック利用者数	加東市民病院の人間ドック利用状況	1,126 人	1,372 人	1,600 人

部門別計画

加東市民病院経営健全化基本計画

将来あるべき姿

加東市民病院と地域の各医療機関が、機能分担による連携を強化し、市民や地域のニーズに合った医療サービスが、効率的かつ効果的に提供されています。

市の取組

- ① 【地域医療の確保】救急医療などの状況に対応できるように、医療機関の連携体制をさらに構築、強化するとともに、周産期医療をはじめとした市内で不足する医療の確保について、近隣公立病院や医師会と連携しながら取り組んでいきます。
- ② 【加東市民病院の充実】加東市民病院は、市内の医療機関と連携し、地域の中核病院としての役割を果たしていきます。また、北播磨総合医療センターの開設など北播磨地域での医療環境の変化の中で、患者や市民の視点に立って今後の地域における加東市民病院の役割と位置付けを明確にしていきます。
- ③ 【高齢化社会への対応】加東市民病院内に開設した「兵庫県認知症疾患医療センター」を中心に、保健・医療・介護分野との連携を強化し、高齢化社会に対応していきます。

市民・事業者等の取組

- 市民は、健康の維持や安心を確保するために、かかりつけ医を持つよう努めます。
- 市民は、日頃から体調管理に留意し、早期の受診を心がけます。
- 市民は、コンビニ受診をやめ、医療機関や救急車を適切に利用します。
- 医療機関は、相互の連携を強化し、市民に安心を提供します。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	Ⅲ 『安心』 健やかで心がふれあう やさしいまち
施 策	5 医療の充実
主要施策	(2) 医療保険・社会保障制度の確立と充実(No.26)

まちの現状と課題

- ① 国民健康保険制度を継続して健全に運用していくために、国民健康保険税の収納率向上や医療費の抑制、適正化の取組を強化する必要があります。
- ② 後期高齢者医療制度については、高齢者の理解が進んできましたが、社会保障と税の一体改革が進められていることから、今後の国の動向を注視していくことが重要になっています。
- ③ 少子高齢化の社会構造により年金加入者が減少する中で、国民年金制度の周知と適正な運用が求められています。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
国民健康保険の特定健診受診率	国民健康保険被保険者の特定健診受診率	—	32.3%	40.0%
国民健康保険の特定保健指導実施率	国民健康保険被保険者の特定保健指導実施率	—	43.6%	50.0%
国民健康保険税収納率	国民健康保険税全体の収納率	—	72.5%	74.0%

※国民健康保険税収納率の実績値（H18）は、後期高齢者医療制度導入前で比較できないため「—」としています。

部門別計画

特定健診・特定保健指導実施計画

将来あるべき姿

国民健康保険などの医療保険制度により、誰もが安心して医療を受けられるまちになっていきます。

市の取組

- ① **【国民健康保険制度の適切な運用】**国民健康保険制度について周知し、被保険者資格の適用適正化や適正受診の意識を啓発するなど、制度を適切に運用するとともに、滞納防止・収納対策を強化します。また、健診の充実による疾病の予防やレセプト点検の徹底などにより、医療費を適正化します。
- ② **【後期高齢者医療制度の適切な運用】**後期高齢者医療制度が適切に運用され、対象者がスムーズにサービスを受けられるように、制度を周知するとともに、窓口事務を充実します。
- ③ **【国民年金制度の適切な運用】**広報かとうなどにより、未加入者や未納者の解消に向けて、市民の国民年金制度への理解を深めるとともに、定期的に年金相談を実施します。

市民・事業者等の取組

- 市民は、健康に関心をもち、健康診断などにより疾病の早期発見・早期治療に努め、医療費の抑制につなげます。
- 市民は、医療保険制度を十分に理解し、国民健康保険税をきちんと納付します。
- 市民は、医療費抑制の観点から、ジェネリック医薬品についての理解を深めます。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ **【No.20 健康増進の推進】(P. 64)**健康づくりや生活習慣病予防に取り組み、疾病の予防、早期発見を推進するとともに、医療費を抑制します。

政 策	Ⅲ 『安心』 健やかで心がふれあう やさしいまち
施 策	6 地域保健・地域福祉の推進
主要施策	(1) 保健・医療・福祉連携のネットワークづくり(No.27)

まちの現状と課題

- ① 健康づくりや医療、介護予防、介護などが連続性をもち効果的に行われるよう、保健・医療・福祉の連携を強化、推進する必要があります。

指標とその目標

部門別計画

地域福祉計画

将来あるべき姿

保健・医療・福祉が連携し連続性をもつことにより、市民一人ひとりのライフステージに的確に対応しています。

市の取組

- ① 【保健・医療・福祉の連携強化】保健・医療・福祉の連携を強化した総合的な健康づくりや介護予防を推進します。

市民・事業者等の取組

関連する主要施策との連携の方針

政 策	Ⅲ 『安心』 健やかで心がふれあう やさしいまち
施 策	6 地域保健・地域福祉の推進
主要施策	(2) 地域福祉活動の促進(No.28)

まちの現状と課題

- ① 少子高齢化の進展や核家族化、ひとり暮らし世帯の増加などにより、介護や福祉を取り巻く環境は大きく変化し、公的サービスの充実に加え、声かけや見守りなど地域における互助的な支え合いが重要になっています。
- ② 今後予測される福祉ニーズの増大や、地域での支え合い活動を充実していくためには、担い手となる人材の確保や育成が必要です。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
地域福祉活動に参加した市民の割合	市民アンケートによる地域の福祉活動にボランティアとして参加した市民の割合	—	40.4%	50.0%
地域への出張啓発活動数	「かとう福祉学校」などへの市職員の講師派遣や地域活動回数	—	3回	10回
福祉ボランティア登録数	社会福祉協議会に登録されているボランティア数	992人	1,052人	1,200人
ボランティア活動の場の提供数	福祉関連事業におけるボランティア活動の場の提供数	—	1回	3回

部門別計画

地域福祉計画

※「指標の考え方」の「・・・参加した市民の割合」は、「参加している市民の割合」と「参加したことのある市民の割合」の合計値です。(以下同じ。)

将来あるべき姿

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域で支え合い助け合っています。

市の取組

- ① 【地域福祉活動の促進】社会福祉協議会の活動を支援するとともに、地域、民生児童委員、ボランティア、学校との連携や、支え合い活動のネットワークづくりに取り組みます。
- ② 【地域福祉活動の担い手の充実】かとう福祉学校への市職員の講師派遣などを通じて社会福祉協議会と協力し、市民ボランティアの発掘と活動機会の提供（マッチング）を行います。

市民・事業者等の取組

- 市民や地域は、小地域福祉活動など様々な行事を通して「絆」をつくっていきます。
- 市民は、ボランティア活動や地域福祉活動に参加します。
- 社会福祉協議会は、かとう福祉学校を開催し、福祉ボランティアの養成と啓発活動を実行します。
- 社会福祉協議会は、かとう福祉学校卒業生を含めたボランティア登録者が活躍できる、多くの場を開拓します。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	IV 『活力』 魅力ある資源を活かした 誇りのもてるまち
施 策	1 農業の高度化
主要施策	(1) 農業の活性化(No.29)

まちの現状と課題

- ① 兼業農家が多く、就農者の高齢化や後継者不足により農家数が減少するとともに、水稻をはじめとした農作物価格の下落により、農業経営が難しくなっています。
- ② 安全・安心で高品質な農作物へのニーズが高まる中で、地域農作物の消費拡大やブランド力向上が必要です。
- ③ 農家の高齢化や後継者不足により遊休農地が増加しており、周辺の農地だけでなく地域の環境に悪影響を及ぼしています。管理ができなくなった農地については、地域の活動により環境の保全に取り組む必要があります。
- ④ ため池や用排水路の老朽化が進み、補修や更新が遅れると耕作意欲が低下し、農地の荒廃につながります。加えて、洪水緩衝機能が損なわれ、地域防災力の低下が懸念されます。
- ⑤ 有害鳥獣による被害が年々増加しており、これまで実施してきた個体数調整による捕獲が限界にきていることから、地域ぐるみによる被害防止対策に取り組む必要があります。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
農地保全などの取組の市民満足度	市民アンケートによる農地の保全や「農」の担い手の確保について満足と感じる市民の割合	61.4%	61.8%	70.0%
地産地消の状況	市民アンケートによる市内で生産した農作物を「購入している」市民の割合	—	44.0%	50.0%
新規の農地集約件数	農地利用集積計画件数 (上段：単年度、下段：累計)	161 件	141 件	1,000 件
土地改良施設の改善状況	老朽化ため池の改修件数	114 件	126 件	141 件
	農地・水保全管理支払交付金事業取組件数	—	102 件	102 件
有害鳥獣被害額	市町別農作物被害状況調査による有害鳥獣の被害額	15,338 千円	4,467 千円	4,000 千円

部門別計画

農業振興地域整備計画、鳥獣被害防止計画

将来あるべき姿

意欲あふれる農業後継者や新規就農者によって安全でおいしい高品質な農作物が生産され、消費が拡大するとともに、地域ぐるみで農村環境を保全するなど、農業を通して地域が元気になっています。

市の取組

- ① **【安定した農業経営の構築】**人と農地の問題解決に向けた担い手の確保、効率的で収益性の高い農業を確立するために、集落と連携した農地の集約を促進します。また、集落営農組織と認定農業者を育成するとともに、農業用機械の導入などについて支援します。
- ② **【地域共生型農業の育成】**地域の特産品である酒造好適米「山田錦」の販路拡大やブランド力向上をはじめ、特色ある農作物の生産などを支援します。また、地元農産物の直売所を活用した育成や学校給食などでの使用、農商工連携や6次産業化を目指した特産加工品の開発などにより、生産者の生産意欲の向上と、安全でおいしい農作物の消費拡大を進めます。
- ③ **【農業の再生と遊休農地の解消】**「地域の農地は地域で守る」を目標に、担い手や集落営農組織による農地の保全を支援するとともに、農家が管理できない優良農地の遊休化に対応する地域の取組についての支援制度を検討します。
- ④ **【生産基盤の整備と管理】**農業用水の安定的な確保と防災上の観点から、老朽化したため池や用排水路を計画的に改修します。また、農家と地域住民が共同で行う農地・農業用施設の保全管理と更新など長寿命化の取組を支援し、農村環境の向上を促進するとともに、地域活動の定着化を推進します。
- ⑤ **【有害鳥獣対策の推進】**有害捕獲や狩猟による捕獲、特定外来生物捕獲を進めるとともに、防護柵の設置をはじめとした地域ぐるみの被害防止対策を支援します。また、自立的に対策を実施できる農家の育成に取り組みます。さらに、野生動物の行動習性は広範囲であり広域的な獣害対策が必要なことから、近隣市町との連携も強化していきます。

市民・事業者等の取組

- 市民は、安全な食生活や地産地消の推進のため、地元農作物を積極的に購入します。
- 農家自らが主体的に、地域ぐるみの有害鳥獣対策に取り組みます。
- 農家だけでなく地域ぐるみの共同活動で、農地や農業施設を保全します。
- 農業の効率化・集約化による経営の安定化のために、農地の流動化に取り組みます。
- 事業者は、経営基盤の強化のために、集落営農組織により農作業の省力化、効率化に取り組みます。
- 事業者は、農作物の価値を高めるために、農産物加工に取り組みます。
- 事業者は、新鮮でおいしい安全な農作物を生産し、市民に供給します。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ **【No.33 観光の振興】(P. 90)** 観光との連携や、道の駅・イベントなどを活用した都市との交流事業などにより農産物の消費を拡大します。

政 策	IV 『活力』 魅力ある資源を活かした 誇りのもてるまち
施 策	2 森林の保全・活用
主要施策	(1) 森林の保全と活用(No.30)

まちの現状と課題

- ① 里山を利用した市民が緑とふれあう取組などを通して、森林の大切さや水源のかん養などの公的機能を認識することが大切です。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
緑に関する活動回数	緑の少年団の緑に関する活動回数	57回	51回	55回
緑に関する活動参加者数	緑の少年団の緑に関する活動参加者数	281人	290人	300人
里山面積	活動対象面積	5.7ha	6.2ha	7.0ha
里山活動件数	森林ボランティア、企業による森林活動の回数	1回	8回	10回

部門別計画

将来あるべき姿

里山にふれ、森林の大切さを実感することで森林が保全され、市民の憩いの場になるとともに、水源のかん養や自然災害の防止、快適な環境形成など、森林がもつ多様な公益的機能が維持されています。

市の取組

① 【森林保全の推進と活用】里山がもつ生活環境の保全や水害の防止などの多様な機能が、将来にわたって持続的に発揮できるよう、協働での保全管理の大切さを啓発するとともに、里山を適切に管理し、企業の社会貢献活動や子どもたちの自然体験学習の場として活用します。

市民・事業者等の取組

- 環境や防災の観点から、地域が協働で森林を保全管理します。
- 里山を、「緑」に関する取組や子どもたちの自然体験学習の場として活用します。
- 企業などは、社会貢献などを目的とした森林整備、保全活動に努めます。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ 【No.46 市民活動の推進】(P. 116) 兵庫県緑化推進協会が行う森林ボランティア活動と連携した森林保全を促進します。

政 策	IV 『活力』 魅力ある資源を活かした 誇りのもてるまち
施 策	3 地域産業の活性化
主要施策	(1) 地域産業の活性化(No.31)

まちの現状と課題

① 大型小売店舗やロードサイド型店舗、コンビニエンスストアなどの出店が進み、既存の小売店の集客力が低下、店舗数も減少しています。また、地域産業を支える中小企業や商店就業者の高齢化や後継者不足が問題となり、次代の担い手確保や経営基盤の強化、技術力の向上が求められています。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
地域産業活性化の取組に対する満足度	市民アンケートによる地域産業などの活性化について満足と感じる市民の割合	65.3%	65.8%	70.0%
企業経営革新計画承認申請件数	企業の経営革新の知事承認件数（累計）	—	—	50 件

部門別計画

地域経済活性化基本計画、地域経済活性化実施計画

将来あるべき姿

地場産業をはじめとした地域産業は、経営基盤の強化や後継者が育成され、活性化しています。

市の取組

- ① 【地域産業の活性化】地域経済活性化基本計画及び実施計画に基づいて、必要な施策を展開するとともに、観光と商業の連携による新しい商業活動の推進、伝統産業の技術・技能の伝承や、後継者の育成支援、地域ブランドの確立、経営改善事業など商工会が実施する取組に対して支援します。

市民・事業者等の取組

- 市民は、積極的に市内で商品を購入したり、サービスを利用します。
- 市民は、商工業活性化イベントなどに参加し、地元の特産品などの市外へのPRに協力します。
- 事業者は、ネット社会に対応するなど、消費者の利便性向上に努めます。
- 商店などの事業者は、単なる商品の販売だけでなく、地域の交流や文化発信などの役割を担います。
- 商工会は、会員事業者の経営改善と地域社会の発展に取り組み、伝の助カード事業の実施や創業・起業支援事業など、地域経済の底上げに取り組みます。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ 【No.29 農業の活性化】(P. 82) 地域の農業と連携し、市内の農産物の需要拡大を進め、地域グルメメニューの開発を目的として、生産・加工・販売を一本化した施策を展開します。

政 策	IV 『活力』 魅力ある資源を活かした 誇りのもてるまち
施 策	4 新産業の創出
主要施策	(1) 新産業・起業の促進(No.32)

まちの現状と課題

- ① 厳しい経済情勢の中で、新産業の創出による地域経済の活性化や地域雇用の促進を目指して、引き続き良好な交通アクセスなどの立地条件を活かした企業誘致が必要です。
- ② 工業団地等に多様な業種の企業が進出していることから、地域産業の活性化に向けて、進出企業と地元企業とのビジネスマッチングなどの仕組みや機能の構築が求められています。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
立地（進出）企業数	市内工業団地への立地企業数(契約ベース)	32 社	45 社	55 社
製造品出荷額等	工業統計調査による製造品出荷額等	2,889 億円	—	3,300 億円
市内従業者数	工業統計調査による市内従業者数	6,607 人	—	7,600 人
起業者件数	市内での新たな起業の件数	—	11 件	15 件
情報発信・交流する事業所数	立地企業と地域産業が情報発信・交流できるサイトの登録社数	—	—	100 社

部門別計画

地域経済活性化基本計画、地域経済活性化実施計画

将来あるべき姿

交通の要衝や恵まれた立地条件を活かして企業を誘致するとともに、コミュニティビジネスにより空き店舗や既存施設が活用されるなど、市民の創意と工夫により、新たなビジネスが興きています。

市の取組

- ① 【企業誘致の促進】企業立地を促進するため、社会経済情勢の変化に対応した優遇制度などを検討します。また、立地企業に対する操業支援として、企業情報の発信を通じて、立地企業と地域企業とのビジネス連携や異業種間交流を支援します。
- ② 【起業の育成・支援】商工会との連携や、产学公人材イノベーション推進協議会の活用などにより、立地企業と地域産業が交流できる機会を設け、新たな産業の創出や新技術の開発を支援します。

市民・事業者等の取組

- 事業者は、企業情報を積極的に発信し、立地企業と地域産業との交流や連携に努めます。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	IV 『活力』 魅力ある資源を活かした 誇りのもてるまち
施 策	5 観光産業の活性化
主要施策	(1) 観光の振興(No.33)

まちの現状と課題

- ① 東条湖や清水寺がある県立自然公園や播磨中央公園、多くのゴルフ場などに年間300万人超の観光客が訪れていますが、観光資源の連携が十分でないことなどから、日帰り客を中心になっています。
- ② 近隣市町を含めたそれぞれの観光資源や観光スポットが有機的に連携できていないことが、交流人口の増加や観光振興の障壁の要因の一つとなっています。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
観光振興の取組に対する満足度	市民アンケートによる歴史や伝統産業を活かした観光振興について満足と感じる市民の割合（「普通」を除く。）	9.2%	9.7%	15.0%
案内したい観光地がある市民の割合	市民アンケートによる知人などに案内したいと思う観光地があると思う市民の割合	—	49.0%	55.0%
観光客入込数	観光客動態調査による加東市を訪れる観光客の数	2,931千人	3,168千人	3,200千人
観光ネットワーク連携数	近隣市町の観光施設などと連携したツアーコース数（累計）	—	9コース	12コース

部門別計画

地域経済活性化基本計画、地域経済活性化実施計画

将来あるべき姿

豊かな自然や貴重な歴史遺産、文化や芸術などの地域資源を活かした観光振興により、交流人口が増加し、観光産業が活性化しています。

市の取組

- ① 【観光資源の育成・活用】観光振興の主要な担い手である観光協会を支援するとともに連携を強化し、情報発信や観光資源の発掘・活用、観光ボランティアの育成などに取り組み、観光客の増加と滞在型観光への転換を進めます。また、市内に数多くあるゴルフ産業の振興や集客を目指して、ゴルフ協会を支援します。
- ② 【観光ネットワークの形成・推進】ツーリズム協会などの観光関連事業者や近隣市町と連携して、観光資源や観光情報の広域ネットワーク化を確立します。また、市内観光施設間を結ぶネットワークを確立するために、新たな観光ルートを開発します。

市民・事業者等の取組

- 市民は、観光に関連した様々なイベントや観光ボランティアに、積極的に参加します。
- 観光事業者は相互に連携し、相乗効果により観光価値を高めていきます。
- 観光協会は、観光振興や観光産業の活性化に主体的に取り組み、組織の自立化を目指します。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ 【No.29 農業の活性化】(P. 82) 【No.31 地域産業の活性化】(P. 86) 地域の農業や地場産業と連携し、酒米山田錦や釣針などのPR強化をはじめ、農作物の直売所での販売や地域ブランド品の開発、ゴルフ産業の活性化などを支援します。

政 策	IV 『活力』 魅力ある資源を活かした 誇りのもてるまち
施 策	6 雇用対策の充実
主要施策	(1) 就労環境の充実(No.34)

まちの現状と課題

- ① パートタイマーや派遣労働者など労働・雇用形態の多様化や景気の低迷などから、不安定な就労環境が続いているため、ハローワークをはじめ関係機関と連携した支援の充実・強化が求められています。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
雇用の確保の取組に対する満足度	市民アンケートによる就労機会の拡大により安定した雇用の確保に満足している市民の割合	—	55.1%	60.0%
求人情報提供数	市内に設置している求人情報コーナーでの求人カードの持ち帰り数	—	4,782 枚	5,000 枚
企業訪問数	就労機会などを把握するために企業を訪問する件数	—	598 件	600 件

部門別計画

地域経済活性化基本計画、地域経済活性化実施計画

将来あるべき姿

地域産業の活性化とあわせて、市民の様々なニーズに対応した求人情報の提供や相談体制の充実など就労支援が機能し、生活と調和していきいきと働けています。

市の取組

① 【就労環境の充実】商工会と連携し、求人情報の提供や就労相談体制などを充実・強化し、あらゆる市民の就労を支援します。また、若年層のU J I ターンを促進する受入体制の整備・構築などの取組を進めます。

市民・事業者等の取組

- 市民は、就労に必要な知識や技能・技術の向上に努めます。
- 事業者は、地元雇用の拡大に努めます。
- 事業者は、職場体験の受入及び就労困難者などに対して、積極的な雇用を支援します。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ 【No.24 要援護者に対する支援】(P. 72) 障害者、ひとり親などの生活の自立と安定に向けて、就労を支援します。
- ✓ 【No.47 計画行政の推進】(P. 118) 人口減少社会への対応として、若年層のU J I ターンを促すため、就労環境の充実など様々な施策に取り組みます。

政 策	V 『快適』暮らしと憩いが響きあう 心地よいまち
施 策	1 まち並みづくり
主要施策	(1) 土地利用・まち並み整備の総合的推進(No.35)

まちの現状と課題

- ① 地域の実情や役割にあった秩序ある土地利用の推進とともに、緑地や市街化調整区域などの計画的な保全と活用のために、引き続き土地利用の規制・誘導が必要です。
- ② 市民を中心となって、地域の住環境について考える機運を高めるとともに、良好な景観や美しいまち並み形成について市民との協働による取組が求められています。
- ③ 新都市ゾーンに位置付けられた「ひょうご東条ニュータウンインターパーク」一帯は、職住複合機能を備えた市街地形成が進められており、市の中心的な職・住空間となることが期待されています。
- ④ 都市計画マスタープランに掲げた方針は、土地利用の規制誘導手法、都市施設の整備など都市計画制度を通じて実行していくことを基本としていますが、これらは市民生活に大きな影響を及ぼすため、市民の合意や協力が必要です。
- ⑤ 都市公園などは十分に整備されていることから、市民の参画を得て、計画的に効率よく維持管理していくことが必要です。
- ⑥ 緑化団体などによるイベントを通じての緑化運動や美化活動、市民による田園風景の景観形成が行われていますが、引き続き取り組んでいく必要があります。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
まち並み整備のルールづくりなどに参加した市民の割合	市民アンケートによるまち並み整備のルールづくりや活動に参加した市民の割合	—	9.2%	20.0%
特別指定区域の取組（設定）数	特別指定区域の推進による規制緩和区域数（累計）	—	40 区域	—
緑化活動実施団体数	まち並み緑化、沿道緑化実施団体数	—	82 団体	88 団体

※特別指定区域は、土地利用の状況等を見極めながら、必要に応じて設定します。

部門別計画

都市計画マスタープラン

将来あるべき姿

秩序ある土地利用が促進され、良好な都市景観や美しいまち並みが形成されています。

市の取組

- ① **【土地利用の規制・誘導】** 都市環境と自然環境の調和や地域の実情を踏まえ、都市計画マスター プランに基づき、市内全域にわたる適正で機能的な土地利用を、長期的な視点から規制・誘導していきます。
- ② **【都市景観の形成】** 豊かな自然環境や歴史的・文化的環境を保全するとともに、地区計画や建築協定、特別指定区域などの制度を適切に活用し、地域の特性を活かした良好な景観や美しいまち並み形成を、市民との協働により取り組みます。
- ③ **【ひょうご東条ニュータウンの土地利用の促進】** 企業立地による産業活動と居住環境の調和に配慮しながら、用途地域を基本とした土地利用を誘導していきます。
- ④ **【協働によるまちづくりの推進】** 市民による都市計画提案制度、地区計画、建築協定、特別指定区域などの制度を活用し、地域住民が主体となったきめ細やかな計画、ルールづくりを推進します。
- ⑤ **【公園・緑地の保全・充実】** 公園長寿命化計画に基づいて、公園・緑地等を計画的に維持管理するとともに、アドプト推進事業の活用など、自然や緑を身近に感じる安心で憩える空間の創出を進めます。
- ⑥ **【身近な緑の保全・創造】** イベントなどを通じて景観形成や緑化に対する市民の啓発活動を推進し、里山や田園などの自然と調和した緑あふれる美しいまち並みづくりに取り組みます。

市民・事業者等の取組

- 市民や事業者は、都市計画やまちの将来像の理解に努め、自然環境や周辺環境に配慮した土地利用を行います。
- 地域が主体となって、まちづくり協議会による住民総意の土地利用計画に基づく地域づくりに取り組みます。
- 地域が主体となって、「花いっぱい運動」を実践します。
- 花と緑の協会が中心になって、特色ある緑化活動を展開します。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	V 『快適』暮らしと憩いが響きあう 心地よいまち
施 策	2 良好な住環境づくり
主要施策	(1)暮らしを基本とする住宅地の形成(No.36)

まちの現状と課題

- ① 魅力ある住宅地を形成するための基盤整備を、住宅需給の動向を的確に捉えて、土地区画整理事業の推進などにより進めていく必要があります。
- ② 災害や地震を想定し、耐震性や耐久性、安全性に優れた質の高い住まいづくりを促進するとともに、防災対策や防犯対策などの充実が求められています。
- ③ 高齢者や障害者が安心して暮らし続けられる住生活を確保するため、バリアフリー化を促進するとともに、住宅に困窮している世帯の居住を安定させるため、住宅セーフティネットの構築が求められています。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
良好な住環境の取組に対する満足度	市民アンケートによる良好な住環境の維持・保全と創造について満足と感じる市民の割合	—	81.3%	85.0%
耐震診断や耐震補強済の住まいの割合	市民アンケートによる耐震診断や耐震補強を行っている住まいの割合	—	23.9%	35.0%
新たな住宅地の形成数	土地区画整理事業の推進区域数(累計)	14 区域	15 区域	16 区域

※「新たな住宅地の形成数」の推進区域数は、施行中の区域を含みます。

部門別計画

住生活基本計画（住宅マスタープラン）

市営住宅長寿命化計画

将来あるべき姿

子どもから高齢者や障害者まで様々なライフスタイルに対応し、災害に強く、人や環境にやさしい住宅づくりが促進されるとともに、良好な住宅地が形成され、安定した住生活が実現しています。

市の取組

- ① **【魅力ある住宅地の形成】**事業着手している区画整理事業については、早期の事業完了に向けて支援していくとともに、地域の特性を活かした定住性の高い良好な住環境の確保や住宅地の形成に取り組んでいきます。
- ② **【安全で安心な住まいづくり】**住まいの耐震診断・耐震改修を促進し、個々の建物の耐震性を高めるとともに、住宅密集地では、災害時の緊急輸送道路の確保などを推進し、安全性の確保について検討していきます。
- ③ **【良好な住宅づくりの促進】**高齢者・障害者の自立生活を支援する住宅や住環境づくり、また、子育て世帯の居住ニーズに対応した住宅や住環境づくりに努めます。市営住宅については、計画的な改善や建替等の推進により、居住空間の質を向上させるとともに、長寿命化に取り組みます。

市民・事業者等の取組

- 市民は、良好な住環境の維持に努めます。
- 市民は、住宅の耐震化やバリアフリー化、環境共生住宅への転換に努めます。
- 事業者は、市民のニーズや地域のまちづくりに配慮して、良質な住宅を供給します。
- 事業者は、耐震化やバリアフリー化、環境共生住宅を供給します。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ **【No.32 新産業・起業の促進】(P. 88) 【No.34 就労環境の充実】(P. 92) 【No.47 計画行政の推進】(P. 118)**企画、企業誘致、就労担当部署などと連携し、人口増加、定住化対策を推進します。

政 策	V 『快適』暮らしが憩いが響きあう 心地よいまち
施 策	3 ユニバーサル社会づくり
主要施策	(1) ユニバーサル社会づくりの推進(No.37)

まちの現状と課題

- ① 高齢者や障害者が地域の一員として共に暮らしていくように、バリアフリー化を進めてきましたが、最初から誰にでも使いやすく、やさしい環境づくりを進める「ユニバーサルデザイン」のもと、ユニバーサル社会の実現が求められています。
- ② 地域のことは地域で考える「自主自律のまちづくり」が進められていることから、地域に応じた整備を、そこに暮らす市民自らが提案・実施する取組が始まっています。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
まちのバリアフリー化に向けた整備の満足度	市民アンケートによるまちのバリアフリー化に向けた整備について満足している市民の割合	61.5%	70.9%	80.0%

部門別計画

ユニバーサル社会づくり推進地区事業プラン（社市街地地区）

将来あるべき姿

年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわりなく、誰もが地域社会の一員として支え合い、安心して暮らせる環境が整っています。

市の取組

- ① 【ユニバーサルデザインによる都市基盤の整備】都市基盤、公共施設、公共交通機関、生活利便施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、誰もが活動しやすいまちづくりに取り組みます。
- ② 【ユニバーサル社会づくりの推進】市民の参画による地域の実情を踏まえたユニバーサル社会づくり事業を推進します。

市民・事業者等の取組

- 市民は、地域で支え合い助け合うユニバーサル社会づくりに取り組みます。
- 事業者は、ユニバーサルデザインを考慮した住宅や住環境を供給します。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	V 『快適』暮らしと憩いが響きあう 心地よいまち
施 策	4 情報通信サービスの充実
主要施策	(1) CATVなどによる行政サービスと市民交流の促進(No.38)

まちの現状と課題

- ① C A T Vは、本市の特徴的な情報通信サービスとして地上デジタル化放送に対応するなど、市民の暮らしに欠かせない存在となっています。しかし、施設を維持・更新していくには多額の費用が必要であることから、民間の経営手法なども参考にしながら、効率的に運営していく必要があります。
- ② 子どもから高齢者まで、あらゆる市民の笑顔やふれあいを自主制作番組としてお届けし、地域コミュニケーションの活性化や市内全域の連帯感の醸成に努めてきましたが、市民の多様なニーズに対応するために、これまで以上に様々な情報をきめ細やかでタイムリーに提供していく必要があります。
- ③ C A T Vの情報通信基盤を情報ネットワークの貴重な財産と捉え、テレビ放映だけでなく双方の情報のやりとりなど高度に活用していくことが重要になっています。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
C A T V充実の満足度	市民アンケートによるC A T Vの充実について満足と感じる市民の割合	69.3%	73.8%	80.0%
C A T V充実の重要性	市民アンケートによるC A T Vの充実について重要だと感じる市民の割合	76.0%	75.1%	80.0%
C A T V加入戸率	C A T Vの加入戸率	81.5%	85.1%	90.0%
インターネット加入戸率	インターネットの加入戸率	37.4%	38.5%	40.0%

部門別計画

将来あるべき姿

年齢や地域などによる情報格差のない“いつでも、どこでも、誰でも”利用できる情報ネットワークを構築し、豊かで快適に暮しています。

市の取組

- ① **【情報通信施設の管理・運営】**CATV加入者を確保し増加させることにより、経営基盤を強化するとともに、市内全域への格差のないサービスを提供するための施設整備を進めます。さらに、将来的な施設の更新に向けて、より効率的な経営形態や運営手法などについて検討します。
- ② **【情報サービスの充実】**地域や世代をこえてコミュニケーションを活性化するため、地域や学校、各種団体などとの連携による市民参加型の番組づくりを推進します。また、地域に密着した生活情報や防災情報を提供します。
- ③ **【情報通信基盤の高度化】**CATVを市民の貴重な財産として守り育てていくため、情報通信基盤を活用した見守りや健康づくり、防犯・防災などの事業を取り入れ、付加価値の高いサービスを提供していきます。

市民・事業者等の取組

- 市民は、CATVを情報取得の手段として活用し、生活に役立てます。
- 地域や各種団体などは、CATVを有効に活用し、積極的に情報発信します。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ **【No.14 防災・減災力の強化】(P. 52)**防災担当部署と連携し、防犯や防災情報の高度利用を進めます。

政 策	V 『快適』暮らしと憩いが響きあう 心地よいまち
施 策	5 道路環境・ネットワークの充実
主要施策	(1) 総合的なみちづくりの推進(No.39)

まちの現状と課題

- ① 東西に中国自動車道と国道372号、南北に国道175号が走り、さらに主要県道につながるなど、広域的な道路ネットワークが形成されています。
- ② 厳しい財政状況の中で、道路交通の安全性や信頼性を確保するために、様々なファクターを考慮した道路整備の優先度を踏まえて、計画的に整備していくことが必要です。
- ③ 道路や橋梁が傷んでから修繕する事後的な対応から、予防的な対応に転換することで、長寿命化を進めるとともに、計画的な修繕・補修による予算の平準化とコストの縮減が重要になっていきます。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
道路の整備に対する満足度	市民アンケートによる交通渋滞の解消など道路の整備について満足と感じる市民の割合	73.0%	76.0%	80.0%
道路舗装率	市道の舗装率 (舗装済道路延長を道路実延長で除した数値)	90.5%	91.5%	92.5%
道路改良率	市道の改良率(幅員4m以上の道路延長を道路実延長で除した数値)	45.2%	46.0%	48.0%

部門別計画

橋梁長寿命化修繕計画

将来あるべき姿

市民の快適な生活を支える道路環境・ネットワークが充実することにより、地域間だけでなく広域的な交流や産業の発展を促すとともに、通勤・通学の利便性や安全性が向上しています。

市の取組

- ① **【道路の体系的整備の促進】**国道や県道との機能分担と連続性や、周辺都市との広域的な交通軸を考慮して、体系的な市内のネットワーク道路整備を計画的に推進します。
- ② **【安全で快適な道路整備の推進】**市の財政状況を踏まえて、優先度の高い道路から計画的に整備します。また、整備に当たっては透水性の舗装とし、通学路や市街地内では歩行帯を設けるなど、全ての人が使いやすい歩行空間を確保するとともに、きめ細やかな道路整備を推進します。
- ③ **【道路の適切な維持管理の推進】**既設の道路や橋梁などの状況を的確に把握し、適切な維持管理により長寿命化に取り組むとともに、計画的かつ効率的な修繕・補修により、安全で快適な道路環境を確保します。

市民・事業者等の取組

- 市民は、道路の破損箇所や危険箇所を発見した場合、速やかに連絡します。
- 市民は、道路整備事業を理解するとともに、用地の確保等に協力します。
- 市民は、ポイ捨てなどをせず、自ら利用する道路の清掃や美化活動に参加します。
- 地域や市民グループ、学校などは、周辺道路などの清掃や美化活動に取り組みます。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	V 『快適』暮らしと憩いが響きあう 心地よいまち
施 策	6 公共交通機関などの整備
主要施策	(1) 総合的な交通体系の確立(No.40)

まちの現状と課題

- ① 既存のバス路線などは、利用者の減少に伴って運行頻度や時間帯などのサービス水準が低下しているため、早急に対応していく必要があります。
- ② 子ども、高齢者、障害者など交通弱者の交通移動手段の確保と、公共交通空白地（公共交通不便地域）を解消する移動手段の整備が求められています。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
交通手段の確保に対する満足度	市民アンケートによる便利な交通手段の整備（鉄道、バス）について満足と感じる市民の割合	43.7%	43.5%	50.0%
交通機関の利用に協力する市民の割合	市民アンケートによる交通機関の利用に協力する市民の割合	—	32.7%	40.0%
J R 加古川線乗客数	市内の J R 各駅の利用者数の合計	217 千人	261 千人	270 千人
自主運行バス導入地区数	自家用有償旅客運送条例に基づく取組事例数	—	—	2 地区
公共交通空白地区数	公共交通機関がない地区数	46 地区	46 地区	40 地区

部門別計画

コミュニティ交通サービス導入に関する提言書

将来あるべき姿

路線バスなどの公共交通機関の利便性が向上するとともに、地域の実情やニーズに応じた交通移動手段が、地域ぐるみの主体的な取組により確保されています。

市の取組

- ① **【公共交通網の充実】**周辺市町と連携しながら、JR加古川線をはじめとした公共交通機関の利用を促進するとともに、民間事業者と協力して既存バス路線を維持し、利便性向上に取り組みます。
- ② **【地域の特性に応じた公共交通の確立】**子ども、高齢者、障害者など交通弱者の交通移動手段の確保について、地域、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、自主運行バスやスクールバスなど新たな交通システムの導入を検討します。また、公共交通空白地での交通弱者の移動環境整備に向けた地域ぐるみの主体的な取組を支援します。

市民・事業者等の取組

- 市民は、公共交通機関を積極的に利用し、交通体系の維持に努めます。
- 市民や地域は、公共交通空白地における新たな交通システムの構築に、主体的に取り組みます。
- 事業者は、地域の特性やニーズに応じた利便性の高い移動サービスの提供に努めます。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ **【No.4 学校教育の充実】(P. 32)**公共交通空白地における遠距離通学への対応や児童・生徒の安全・安心の観点から、スクールバスの導入について、教育委員会や地域と連携して検討します。

政 策	V 『快適』暮らしと憩いが響きあう 心地よいまち
施 策	7 ライフラインなどの充実
主要施策	(1) 上下水道の充実(No.41)

まちの現状と課題

- ① 災害に強い水道を目指して、主要施設や主要管路の耐震化、給水拠点の整備など健全な財政運営を維持しながら事業を推進する必要があります。
- ② 快適な生活環境の形成のために集中的に下水道整備を進めてきたことにより、下水道事業の健全な運営と施設の老朽化に対する対応が、急務になっています。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
上下水道などの整備の満足度	市民アンケートによる上下水道などの整備について満足と感じる市民の割合	83.4%	80.8%	85.0%
節水している市民の割合	市民アンケートによる節水している市民の割合	—	80.7%	85.0%
水道管耐震化率	水道の導水管、送水管、配水管に占める耐震管の布設延長割合	0.1%	2.3%	6.3%
下水道水洗化率	下水道の水洗化率	84.6%	90.7%	91.5%
地域の污水処理施設数	農業集落排水、小規模、コミュニティープラント施設の統廃合による処理施設数	12 施設	12 施設	9 施設

部門別計画

水道ビジョン

将来あるべき姿

安全でおいしい水をいつでも安定して供給することにより、市民が安心して使用でき、快適に暮らしています。

また、公共下水道の整備により、浸水対策と公共水域の水質保全、快適な生活環境を形成しています。

市の取組

- ① 【上水道の安定供給】いつでも安定した水を供給するため、水道事業の健全な経営を維持しながら、計画的に水道施設の耐震化や施設整備を進めます。
- ② 【下水道の整備と普及促進】下水道施設の計画的な整備と適正な維持管理により、快適な生活環境を実現します。また、老朽化が進む施設の統廃合についての検討をはじめ、下水道事業の効率的かつ効果的な運営と水洗化の普及促進に取り組みます。

市民・事業者等の取組

- 市民は、ライフラインとしての上水道の重要性を理解し、安定した給水を確保するため、節水に努めます。
- 市民は、環境にやさしい洗剤を使用したり、てんぷら油などの悪水を流さないように心がけます。
- 工場などは、汚水の排水基準を遵守します。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	VI 『協働』 多様なきずなが織りなす 协働のまち
施 策	1 人権教育・啓発の充実
主要施策	(1) 人権施策の総合的推進(No.42)

まちの現状と課題

- ① 同和問題をはじめあらゆる差別の解消に向けて取り組んできましたが、今なお差別意識や偏見が根強く存在し、差別事件、差別事象が発生しています。また、子どもや高齢者、女性に対する虐待などが深刻化し、インターネットを悪用した人権侵害など新たな課題も発生しています。
- ② 人権侵害を受けている、または受けたおそれのある市民が、安心して相談できる体制づくりや相談窓口の充実が求められています。また、関係機関との密接な連携協力により、問題解決に努める必要があります。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
人権を意識している市民の割合	市民アンケートによる人権についてふだん意識している市民の割合	—	63.9%	70.0%
「命の大切さ」や「人権」について話し合った市民の割合	市民アンケートによる家庭や地域で「命の大切さ」や「人権」について話し合った家族の割合	—	77.3%	80.0%
学校での人権、道徳、体験学習などの充実の重要性	市民アンケートによる小・中学校における人権、道徳、体験学習などの充実を重要だと感じる市民の割合	—	75.1%	80.0%
学校での人権教育充実の重要性	人権に関する市民意識調査による学校での人権教育を充実させることが重要だと感じる市民の割合	—	34.2%	40.0%

部門別計画

教育振興基本計画

人権尊重のまちづくり基本計画、人権尊重のまちづくり実施計画

将来あるべき姿

全ての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけて行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根づく共生社会と人権文化が創造され、市民一人ひとりの人権が尊重される自由で平等な社会になっています。

市の取組

- ① 【人権教育・啓発活動の推進】人権尊重の理念に基づいて、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場において人権教育・啓発の推進に努め、市民の理解とともに人権文化の浸透に取り組みます。また、差別事象が発生した場合は、関係機関と連携し対策を講じます。
- ② 【相談支援体制の充実】隣保館事業や特設人権相談など、市民が気軽に相談できる多くの機会を設けるとともに、市民が相談に行きやすく、支援体制を整備した人権センターなどの設置を検討していきます。

市民・事業者等の取組

- 全ての市民が人権問題を自らの問題として認識し、解決に向けて行動します。
- 市民は、講演会や市民人権講座、地区別学習会など、人権教育・学習に積極的に参加します。
- 市民は、地区行事に積極的に参加し交流しながら、また、互いに協力し助け合いながら、つながりや絆を深めます。
- 老人クラブ連合会、消防団、連合婦人会、民生児童委員などの各種団体は、人権・同和教育研究協議会と連携し、団体別の研修に取り組みます。
- 企業人権教育協議会は、職場での人権意識の向上に取り組みます。
- 教員は、学校での人権教育を進めるため、人権スキルアップ講座や各種講演会などの学習の場に積極的に参加します。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ 【施策全般】市が実施する全ての施策に人権尊重の視点を取り入れて、それぞれの領域で相互に調整し、人権を尊重したまちづくりを総合的に推進します。

政 策	VI 『協働』 多様なきずなが織りなす 协働のまち
施 策	1 人権教育・啓発の充実
主要施策	(2) 男女共同参画社会の推進(No.43)

まちの現状と課題

- ① 依然として性別役割分担意識は根強く残っており、男女平等意識の確立と社会制度や慣行の見直しが求められています。
- ② 女性の社会参画を推進するために具体的に取り組むとともに、地域や職場におけるリーダーへの女性の積極的な登用など、性別による昇進や賃金の格差をなくし、個性や能力が十分に發揮できる環境を整える必要があります。
- ③ 核家族など家庭環境の変化により、子育てや介護に関するあり方が変化し、身近なところで気軽に相談できる人が少なく孤立しがちなため、責任を分かち合う環境づくりが求められています。
- ④ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力が増加し、男女共同参画社会形成の障壁になっています。特に、DV被害については、被害者本人に対する意識付けが求められています。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
市の女性管理職数	男女共同参画施策推進状況調査による市役所の女性管理職の割合	15.2%	11.1%	30.0%
審議会・委員会の女性委員の割合	市が設置する審議会や委員会の委員に占める女性委員の割合	13.8%	20.9%	30.0%

部門別計画

教育振興基本計画
 人権尊重のまちづくり基本計画、人権尊重のまちづくり実施計画
 男女共同参画プラン、男女共同参画実施計画

将来あるべき姿

男女がお互いを理解し合い、固定的な役割分担意識にとらわれず、対等なパートナーとして社会づくりに参画しています。

市の取組

- ① **【男女共同参画社会づくり】**男女共同参画の意識を醸成する学習機会を提供し、まちづくりのあらゆる分野において、男女が知恵を出し合い、対等なパートナーとして参画できる社会の実現を目指します。また、「男女共同参画市民会議（仮称）」を設置し、関連する施策や事業を評価するとともに、新たな施策展開を検討します。
- ② **【男女が共に働く環境づくり】**職業能力が均等に發揮できる職場づくりを支援するなど、男女が共に豊かに働ける就労環境を整備します。また、審議会などの委員への女性の参画を促進するとともに、市の女性職員を管理職に登用するなど、人材育成に取り組みます。
- ③ **【誰もが安心して暮らせる地域づくり】**男女が共に充実した仕事や家庭生活が営めるように、男女共同参画の視点に立った講座やセミナーを開催し、仕事と家庭生活が調和したライフスタイルの普及などに取り組みます。
- ④ **【女性相談・支援体制の充実】**関係機関と連携し、女性に対する暴力を防ぐための相談・支援体制を整備、充実します。特に、DV被害者については、安心して生活できる環境を整えるとともに、DVに対する意識啓発に努めます。さらに、専門家による相談体制の充実に取り組みます。

市民・事業者等の取組

- 市民は、男女平等、男女共同参画についての理解を深め、あらゆる場面で、共同参画に努めます。
- 事業者は、職場における男女平等、男女共同参画を推進します。
- 事業者は、職場と家庭生活を両立するための職場環境の整備に努めます。
- 事業者は、セクシュアルハラスメントなどのない職場環境をつくります。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	VI 『協働』 多様なきずなが織りなす 协働のまち
施 策	2 コミュニティづくり
主要施策	(1) 地域コミュニティの活性化(No.44)

まちの現状と課題

- ① 自治会は、地域に密着して、防犯、防災、環境美化、ひとり暮らし老人等の要援護者支援など、地域の諸課題に積極的に取り組まれています。しかし、新たな住宅地などでは自治会組織が脆弱であったり、自治会未加入の市民が増加するなど、住民自治が十分に行われていない状況も見受けられます。
- ② 市内の全小・中学校区で「住民自治組織」が設立されましたが、あわせて取り組まれている5年を期限とした兵庫県の「県民交流広場事業」が順次終了していくことから、組織の活動が継続されるように支援していく必要があります。
- ③ 市内では、まちづくりや地域づくりに主体的に取り組む団体やサークルなどが増えつつあります。これらの団体やサークルの活発な活動を支援するとともに、活動しやすい環境や仕組みづくりが求められています。
- ④ それぞれの地域でまちづくり活動への取組が活発になっていますが、同時に様々な課題も生じています。活動をより効果的に展開するためには、同種の活動や関連する各種団体が連携して取り組む必要があります。
- ⑤ これまで実施してきたイベントを、地域コミュニティの促進や市民の交流の場として、活用していくことが重要です。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
まちづくりコンソーシアム協働件数	コンソーシアムが自治組織と協働して課題解決に取り組んだ件数	—	0 件	10 件
まちづくり活動費補助件数	応募活動に対するまちづくり活動費補助金の認定件数	—	16 件	25 件

部門別計画

将来あるべき姿

多様化する地域課題への対応や地域づくりの担い手として、これまでの自治会や小・中学校区単位の住民自治組織といった住民自治の基本となるコミュニティ組織を中心に、地域の中で助け合い支え合える「地域コミュニティ」が息づき、地域が活性化しています。

市の取組

- ① **【自治会組織への支援】** 日頃の地域づくりやふるさとづくりだけでなく、災害時の救援や復興などにおける自治会の重要性や果たすべき役割を広く市民に周知するとともに、自治会活動や組織の充実・強化に対する取組を、引き続き支援します。
- ② **【新たな住民自治の促進】** 市民が主体的に地域づくりに取り組んでいる住民自治組織に対して、その自主性を尊重しながら、財政的な支援だけでなく、リーダーの育成や地域担当専門員の配置などについて検討し、地域ごとに独自の将来像を定めるなど「地域のことは地域で」を促進します。
- ③ **【まちづくり活動団体の育成・支援】** 情報提供やまちづくり活動団体相互の交流・発表の場を設けるなど、活動しやすい環境や仕組みを整えるとともに、新たな団体やNPOなどの育成に取り組みます。
- ④ **【地域活動組織の連携・ネットワーク化】** まちづくりの担い手育成や地域活性化などの地域が抱える課題については、兵庫教育大学やNPO、地域など様々な組織が連携した「輝く加東 まちづくりコンソーシアム」が中心になって、専門性を活かして課題を解決するとともに、団体間で情報交換が行える機会を提供します。
- ⑤ **【コミュニティ意識の醸成】** より多くの市民の参加・参画を得てイベントを企画・運営し、市民の交流の場や情報共有の機会を創出します。

市民・事業者等の取組

- 市民は、まちづくりや地域づくり活動に積極的に参加します。
- 地域は、関係機関・団体と連携しながら、主体的に地域づくり活動に取り組みます。
- 地域は、地域の活性化や専門性が必要な地域課題の解決に向けて、「輝く加東 まちづくりコンソーシアム」を積極的に活用します。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	VI 『協働』 多様なきずなが織りなす 协働のまち
施 策	3 市民主体・自立のまちづくり
主要施策	(1) 市民参加・参画の推進(No.45)

まちの現状と課題

- ① 多様化するまちづくりや地域づくりの課題にきめ細かく対応していくためには、市民のニーズや意見、要望といったものを、あらゆる手段や機会、仕組みにより的確に把握し、分析することが求められています。
- ② 全ての市民が、市政に対して高い関心を有しているとはいえない状況が見受けられるため、市民の関心を喚起し、様々な立場の市民の参画を進める必要があります。
- ③ 市民と行政との協働によるまちづくりを進めていくためには、市政を決定するのは市民であるとの意識を持って、自ら考え、判断し、行動する新しい主権像が求められています。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
市のアンケートなどに協力する市民の割合	市民アンケートによる市が実施するアンケートへの協力や市の施策に対して提言する市民の割合	49.7%	51.5%	60.0%
懇談会などで市政に参画・参加する市民の割合	市民アンケートによる市の公募委員に応募したり懇談会に参加する市民の割合	20.1%	39.6%	50.0%
市民参加の機会拡大に対する満足度	市民アンケートによる市民参加の仕組みの整備や市民参加の機会の促進について満足と感じる市民の割合（「普通」を除く。）	9.1%	7.1%	15.0%
選挙投票率	市長選挙投票率 市議会議員選挙投票率	65.10% 70.30%	48.24% 61.30%	—

※「選挙投票率」の現状値（H23）は、平成22年の各選挙の投票率

部門別計画

将来あるべき姿

様々な立場の市民が市政に参画できる環境が整い、市民や地域などと行政が担う役割や領域を整理しながら連携し、協働で「輝く加東」を育んでいます。

市の取組

- ① **【市民ニーズの把握・分析・活用】**各種の計画づくりや市の重要な政策形成などに当たっては、市民アンケート調査やパブリック・コメント、団体長会議、市政懇談会などを実施し、多様な市民のニーズなどの把握に努めてきました。今後は、これらの多様な市民のニーズなどの貴重な情報を活用し、まちづくりに反映させていく仕組みづくりに取り組みます。
- ② **【多様な市民参加・参画の促進】**行政情報の積極的な公開により、市政への関心を高めるとともに、各種審議会などに公募委員を積極的に登用します。また、市民、とりわけ女性が、まちづくりに参画しやすい環境や仕組みづくりを進めます。
- ③ **【主権者としての意識の高揚】**投票行動においては、政治に関する関心度よりも選挙に関する関心度が高い結果となっていることから、それぞれの選挙期間中に、選挙について適切な情報を提供し、主権者意識を高める選挙啓発に取り組みます。

市民・事業者等の取組

- 市民は、まちづくりについての関心を高め、選挙の投票をはじめ積極的に市政に参画します。
- 市民や事業者などは、行政とのパートナーシップに基づいた役割分担の中で、市民や地域の役割を果たします。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	VI 『協働』 多様なきずなが織りなす 协働のまち
施 策	4 ボランティア活動の促進
主要施策	(1) 市民活動の推進(No.46)

まちの現状と課題

- ① NPOをはじめとする公益的な活動を行う市民組織がありますが、活動環境は十分とはいえない状況です。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
地域活動の推進や人材育成に対する満足度	市民アンケートによる地域活動の推進や人材の育成について満足と感じる市民の割合	74.6%	70.4%	80.0%
地域活動に参加している市民の割合	市民アンケートによる地域活動に参加している市民の割合	59.9%	60.1%	70.0%
NPO活動に参加している市民の割合	市民アンケートによるNPO活動に参加している市民の割合	11.5%	8.2%	10.0%
ボランティア活動に参加している市民の割合	市民アンケートによる個人的・自発的なボランティア活動に参加している市民の割合	23.0%	22.1%	30.0%

部門別計画

将来あるべき姿

地域ボランティアやN P Oなどの市民活動が活発化し、地域における市民主体のまちづくりが進んでいます。

市の取組

① 【市民活動の推進】社会福祉協議会を中心に、地域ボランティアやN P Oなどの公益的な活動を行う市民活動団体に対して、情報の収集・提供や協働事業の推進などにより、支援します。

市民・事業者等の取組

- 市民は、ボランティア活動を身近なものとして捉え、参加に努めます。
- 社会福祉協議会などは、ボランティア活動の基盤づくりに取り組みます。
- ボランティア団体は、ボランティア活動について広く市民に周知し、活動の輪を広げます。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	VII 『実現に向けて』まちづくりの目標を支える自主自律の行政経営
施 策	1 行財政の改革
主要施策	(1) 計画行政の推進(No.47)

まちの現状と課題

- ① 今後予測される厳しい財政状況に対して、限られた財源を有効に配分し、より効果や成果を重視する行政を経営するといった視点が、行財政運営に求められています。
- ② 合併から一貫して、行財政改革の推進をまちづくりの重要課題に位置付けて取り組んできましたが、地方分権の進展や地方交付税の財政優遇措置の終了などに対応していくためには、これまで以上に取組を強化する必要があります。
- ③ 公共施設マネジメント白書を活用した公共施設の適正化の取組に当たっては、施設の老朽化に 対応する施設整備について、市の規模を踏まえた検討が必要になっています。
- ④ 国の将来的な人口推計では、高齢化の進展に対して年少人口と生産年齢人口が減少し、総人口が減少すると示されています。現状では、国の平均値よりも良好な数値となっていますが、合計特殊出生率の低下などから状況を分析し、早期に対応していくことが重要です。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
行財政運営の満足度	市民アンケートによる行財政改革を柱とする計画的な行財政運営の推進について満足と感じる市民の割合	—	70.6%	80.0%
行財政運営の重要性	市民アンケートによる行財政改革を柱とする計画的な行財政運営の推進を重要だと感じる市民の割合	—	76.6%	80.0%

部門別計画

総合計画（基本構想、基本計画、3か年実施計画）

行財政改革大綱

将来あるべき姿

行財政改革を一層推進しながら総合計画に基づいて、市民の立場に立った透明性の高い成果を重視した行財政運営を展開しています。

市の取組

- ① **【総合計画に基づいたまちづくり】**総合計画に定めた成果や数値目標の達成に向けて、まちづくり全般に「行政経営の視点」を新たに加え、限られた財源を有効に配分し、事業の選択と集中・重点化を進め、効率的かつ効果的にまちづくりを展開します。また、事業の達成状況などについて、市民の参画を得て、評価・検証します。
- ② **【行財政改革の推進】**行財政改革大綱に基づいた改革を一層推進し、しっかりととした行財政基盤を確立します。また、公共施設マネジメント白書を活用し、数多くある同種の公共施設の適正化に取り組みます。
- ③ **【計画的な施設の更新】**公共施設の適正化とあわせた4万人市民の様々な活動を支えるための公共施設の更新・整備について、嬉野公民研修所跡地の有効利用を目指した計画案づくりを含めて、取り組んでいきます。
- ④ **【人口増への取組】**人口減少社会への対応は、様々なまちづくり分野のあらゆる施策を総合的に推進していかなければならないことから、市の推進体制を構築し、関係機関との連携を深め、取り組んでいきます。

市民・事業者等の取組

- 市民は、まちづくりや行財政改革の取組に関心をもち、市民の視点での評価・検証に積極的に参加します。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	VII 『実現に向けて』まちづくりの目標を支える自主自律の行政経営
施 策	1 行財政の改革
主要施策	(2) 人材育成と行政組織の活性化(No.48)

まちの現状と課題

- ① 政策形成能力や法制能力、専門的な知識や技能など、職員の多様な能力の開発や、意欲・能力向上につながる人事制度の確立が求められています。
- ② 行政組織のスリム化とあわせて、市民にわかりやすく行政需要に的確に対応できる組織や機構に、タイミングよく見直していく必要があります。
- ③ 多様化、高度化する行政課題に対し、迅速かつ的確に対応するなど、質の高い行政サービスが求められていることから、職員が職務に専念し、能力を十分に発揮できる環境を整備する必要があります。
- ④ 市民ニーズの多様化や複雑化とともに、大震災などの体験による人々の考え方や意識、価値観の変化に対して、従来の縦割り式組織が機能しない状況も想定されます。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
市の職員数	市職員の定員管理の適正化の状況	542 人	474 人	469 人
派遣研修への参加者数	市職員の人材育成の状況	50 人	133 人	145 人

※ 「市の職員数」の目標値（H29）は、「定員適正化計画」の H28.4.1 現在の目標値

部門別計画

定員適正化計画、人材育成基本方針、研修基本方針

将来あるべき姿

適正な定員を維持しながら、研修や人事考課制度により職員の能力を開発、育成するとともに、行政需要に対応した組織の見直しや適材適所の人員配置により、市民サービスの質や市民満足度が向上しています。

市の取組

- ① **【職員の人材育成】** 適正な職員数を維持するとともに、職場研修や職場外研修などを充実し、市民が求める時代に対応した職員能力の向上と人材育成を推進します。また、時代が必要とする能力と意欲を備えた人材を確保するため、人事考課制度の有効活用とあわせて、職員採用試験の方法や内容を高めていきます。
- ② **【行政組織の見直し】** 行政組織のスリム化や効率化を推進するとともに、新たな行政課題や行政需要に柔軟かつ的確に対応し、市民サービスを適切に提供できる組織体制や環境づくりに取り組みます。
- ③ **【公平審査制度の確立】** 職員が、市民のニーズに十分に応えられる意欲を持ち、能力を最大限に発揮できる職場環境を確保するため、公平性、中立性を保持して公平審査事務を行います。
- ④ **【横断的組織の活用】** 組織を横断して対応しなければならない政策課題については、状況に応じてプロジェクトチームを編成し、迅速、適切に対応していきます。

市民・事業者等の取組

- 市民は、職員の資質向上や市民にわかりやすい組織体制などについて、提案や意見を述べます。
- 事業者は、職員研修に協力し、民間のノウハウなどを講義します。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	VII 『実現に向けて』まちづくりの目標を支える自主自律の行政経営
施 策	1 行財政の改革
主要施策	(3) 透明で公正な行政の推進(No.49)

まちの現状と課題

- ① 市民が知りたい、市民に知らせたい、さらにあらゆる行政情報や地域の身近な情報などを、様々な媒体により積極的に情報発信していくことが求められています。
- ② 市が進めるまちづくりについて、市民に説明責任を果たす観点から、行政情報を積極的に公開していくことが重要になっています。
- ③ 地方公共団体の政策・施策に対する自己決定権が拡大する中で、市民に説明責任を果たし、その監視のもとに公正を確保するとともに透明性を向上することが必要です。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
市民に開かれたまちづくりに対する満足度	市民アンケートによる市民に開かれたまちづくりの推進に関する取組について満足と感じる市民の割合	—	72.3%	80.0%
市ホームページ閲覧件数	市ホームページの閲覧件数による情報提供、公開の状況	—	456,347 件	611,000 件
報道機関への情報提供数	報道機関（新聞社）への情報提供状況 (上段：提供数、下段：掲載率)	289 件 70.0%	221 件 70.0%	350 件 75.0%

部門別計画

将来あるべき姿

市民にわかりやすい情報提供・情報公開を行い、説明責任を果たすとともに、広聴機能などを充実し、透明性の高い行政を推進することにより、市民に信頼されています。

市の取組

- ① **【広報・広聴の充実】** 広報かとう、CATV、市ホームページ、新聞などそれぞれの媒体の特徴や利点を最大限に活かして、市民の生活に有用な情報を積極的に発信します。また、意見箱の設置や行政相談コーナーをはじめとして、市民がまちづくりに対する提案などを気軽にできる仕組みづくりに取り組みます。
- ② **【行政情報の公開】** 個人情報の保護に配慮しながら、情報公開条例に基づき行政の各分野における公文書などを公開します。また、市民が理解しやすい情報の提供やインターネットなど多様な媒体による情報入手の利便性を向上するとともに、各種審議会などの会議や会議録の公開を推進します。
- ③ **【透明で公正な行政の推進】** 行政手続条例に基づく適正な行政執行により公正を確保するとともに、監査機能を十分に活用し、適正な運営によりガバナンスを強化します。また、固定資産評価審査委員会においては、固定資産の評価の客観的合理性を担保するため、中立・公正に審査し、納税者の権利を保護します。

市民・事業者等の取組

- 市民は、市政情報に关心をもち、広報かとうやCATV、市ホームページなどで情報を得て、活用します。

関連する主要施策との連携の方針

政 策	VII 『実現に向けて』 まちづくりの目標を支える自主自律の行政経営
施 策	2 行政運営の推進
主要施策	(1) 適正な行政運営による市民サービスの向上(No.50)

まちの現状と課題

- ① 情報化、電子化の推進による事務の簡素化や効率化とともに、市民ニーズの多様化に対応するための窓口機能全体の再構築が求められています。
- ② 厳しい財政状況の中で、「民間にできることは民間に」の観点から、民間のノウハウを活かした市民サービスの向上や経費の節減が求められています。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
電子申請の取扱事務件数	電子自治体の構築の状況	24 件	211 件	250 件
指定管理施設数	民間に管理を委託する施設数	—	10 施設	11 施設

部門別計画

将来あるべき姿

市職員の能力向上とあわせた窓口サービスの充実や電子自治体の構築による事務の簡素化、情報化の推進により、多様な市民のニーズに迅速・的確・親切・丁寧に、笑顔で対応しています。

市の取組

- ① **【市民サービスの確保・向上】**新庁舎の整備に伴い、市民の利便性向上を第一義とした窓口サービスや窓口業務のあり方を検討し、実施します。また、事務の簡素化・効率化、情報化の推進のために、電子自治体の構築に一層取り組みます。
- ② **【外部活力の導入】**公共施設の管理・運営においては、指定管理者制度のこれまでの導入状況を評価・検証し、新たな導入施設を検討します。また、PFIや市場化テストなど、行政の様々な分野で民間活力やノウハウの導入について、調査・研究します。

市民・事業者等の取組

関連する主要施策との連携の方針

政 策	VII 『実現に向けて』 まちづくりの目標を支える自主自律の行政経営
施 策	2 行政運営の推進
主要施策	(2) 広域的な行政の推進(No.51)

まちの現状と課題

- ① 多様化、複雑化する行政課題への対応とともに、更なる行政運営の効率化を進めるため、市域をこえて近隣市町と連携・協力していくことが重要になっています。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
広域行政の推進に対する満足度	市民アンケートによる広域行政の推進に関する取組について満足と感じる市民の割合	—	74.1%	80.0%
広域での連携事業数	近隣市町等と新たに広域で取り組んでいる事業数	—	—	1 事業

部門別計画

将来あるべき姿

地方分権の進展や市民のニーズの多様化などに伴う市域をこえた課題や、共通した課題などについて、近隣市町と連携し、広域的な取組による解決に努めています。

市の取組

- ① 【広域的共同事業の推進】近隣市町で共通する課題を検討するために、連絡会議などの体制や機会を設けるとともに、現在設立している一部事務組合等を活用し、行政事務の更なる効率化を進めます。また、周辺市町と連携して必要な生活機能を確保し、人口定住を促進する「定住自立圏構想」などへの取組を検討します。

市民・事業者等の取組

- 市民は、市民生活において、広域的な取組が適していると思われる施策や事業などを提案します。

関連する主要施策との連携の方針

- ✓ 【No.11 廃棄物の減量・リサイクルの推進】(P. 46) 【No.13 消防・救急体制の充実】(P. 50)
【No.25 地域医療サービスの充実】(P. 74) 【No.33 観光の振興】(P. 90) 【No.40 総合的な交通体系の確立】(P. 104) 【No.44 地域コミュニティの活性化】(P. 112) 医療の確保・提供や交通ネットワーク、環境（ごみ処理）、大学連携などの広域連携について検討します。

政 策	VII 『実現に向けて』まちづくりの目標を支える自主自律の行政経営
施 策	3 財政基盤の確立
主要施策	(1) 健全な財政運営(No.52)

まちの現状と課題

- ① 厳しい財政予測の中で、歳入面では将来人口推計や税収の見通し、国・県の政策動向、歳出面では事業等の実施計画を踏まえ、中長期的な視点に立った計画的な財政運営が必要です。
- ② 市民の暮らしを支える市税などの財源確保と公正・公平の視点から、市税等の収納率向上と滞納防止の取組をより強化する必要があります。
- ③ 市財政の根幹を成す市税収入の増加が見込めない状況であるため、市の財産などを活用した新たな財源を確保する取組が必要です。
- ④ 公営企業については、経済性の発揮と公共の福祉の増進の観点から、提供するサービスの充実とともに、健全な経営が求められています。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
経常収支比率	財政構造の弾力性	90.9%	82.8%	80.0%
実質公債費比率	地方債の償還負担の割合	20.7%	14.5%	7.0%
将来負担比率	将来負担の見込割合	—	△3.9%	△5.0%
市税収納率	計画期間で市税収納率 1.25%向上	90.60%	91.94%	93.40%
ふるさと納税件数	ふるさと納税の推進による新たな財源の確保	—	8 件	100 件

部門別計画

将来あるべき姿

地方分権時代にふさわしい自主自律の行政主体として、自主財源の確保に努めながら行政コストを節減し、健全な財政基盤が確立しています。

市の取組

- ① **【適正な財政運営の推進】** 計画的な財政運営とともに、限られた財源の中で事業の必要性や優先度に基づいた予算編成とその執行、安全かつ効率的な資金運用管理、公平で透明性の高い入札執行など、適正な会計管理、財務管理を推進します。また、財政状況や資金管理状況などを、市民にわかりやすく公開します。
- ② **【市税等の確保】** 市税等のコンビニ収納や口座振替制度の普及啓発に努めるとともに、納税意識の高揚や納税相談を充実することで納期内納付を推進します。また、個人住民税特別徴収の推進や滞納整理の強化・充実などにより、収納率の向上に取り組みます。
- ③ **【新たな財源の確保】** 公共施設のネーミングライツや様々な媒体への有料広告の掲載、未利用となっている市有地の有効活用、ふるさと納税の推進などを検討し、新たな財源確保を目指して取り組みます。
- ④ **【公営企業・特別会計などの健全化】** 利用者の増加や受益と負担の適正化に取り組み、公営企業（水道、下水道、病院事業）や特別会計などの経営基盤を強化して、経営の健全化を進めます。

市民・事業者等の取組

- 市民は、税の果たす役割を認識し、納税意識を高めます。

関連する主要施策との連携の方針